

児玉町遺跡調査会報告書 第15集

こ だま じょう り い せき  
児玉条里遺跡

き た ばやし どう の にし ち く  
— 吉田林堂ノ西地区 —

2003

埼玉県児玉町遺跡調査会



児玉条里遺跡堂ノ西地区I区全景(南東から)



1. 堂ノ西地区ⅡA区全景（東から）



2. 堂ノ西地区ⅡBC区全景（西から）

# 序

児玉条里遺跡は、古代より現代に伝えられた水田と用水の密接に関連し合った体系です。この地域の歴史は、長く維持されたこれらの耕地を前提に、様々な歴史が繰り広げられてきましたが、近年、児玉町においても古くからの水田とその風景は、次々と姿を消しています。

ここに報告する吉田林の地区も、児玉町の市街の北方に位置し、ふたつの国道が交差する地区に相当しておりますところから、急速に古い歴史的な景観が失われつつあります。今回、発掘調査を実施した地点もまた、永い歴史を経て積み重ねられた様々な歴史的な痕跡が残されておりました。このたび、この土地に刻まれた先人達の歴史的な営みの数々は、ここに記録として保存し、永く後世に伝えることになりました。これらの埋蔵文化財は、将来の文化的な生活環境を形づくるためのひとつの指針であり、これらを守り、伝えて行くことはもとより、地域の理解のために生かしてゆくことが、今後の文化財保護の課題ではないでしょうか。ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、株式会社ダイナムをはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様はもとより、教育や研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成15年7月11日

児玉町遺跡調査会  
会長職務代理者 清水 満

# 例 言

1. 本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字吉田林字堂ノ西337-1番地、字西372-1番地外に所在する、児玉条里遺跡（吉田林堂ノ西地区）の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、遊戯施設（パチンコ店舗）建設に先立つ埋蔵文化財保存事業として、平成13年度に児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告書に要した経費は、株式会社ダイナムの委託金である。
4. 本報告に関わる発掘調査の担当は、児玉町遺跡調査会調査員尾内俊彦および松澤浩一、大熊季広があたった。また、本書の編集および執筆は松澤浩一および整理参加者の協力を得て鈴木徳雄があたった。
5. 空中写真撮影および空中写真測量については、株式会社シン技術コンサルに委託して実施した。
6. 発掘調査及び本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。（順不同、敬称略）  
赤熊浩一、荒川正夫、池田敏宏、井上慎也、太田博之、大屋道則、金子彰男、駒宮史朗、坂本和俊、桜井和哉、篠崎 潔、鈴木秀雄、外尾常人、大工原豊、高橋一夫、高村敏則、田村 誠、利根川章彦、鳥羽政之、永井智教、中沢良一、長滝歳康、中村倉司、西口正純、長谷川勇、平田重之、本田 豊、増田一裕、松本 完、町田奈緒子、丸山 修、宮本直樹、矢内 勲、山口逸弘、弓 明義、埼玉県教育局文化財保護課、埼玉県埋蔵文化財調査事業団、安中市教育委員会、早稲田大学本庄考古資料館、児玉郡市文化財担当者会、東海大学考古学研究会
7. 本書作成の主な作業分担は、次のとおりである。  
原図操作・整図（松澤浩一、大熊季広、倉林八重子、中原好子）  
挿図作成・調整（新井嘉人、倉林八重子、中原好子、逸見百合子）  
そ の 他（徳山寿樹、尾内俊彦、田口照代、新井千都子）

# 児玉町遺跡調査会組織

## 平成13年度（発掘調査）

会 長	富 丘 文 雄	児玉町教育委員会教育長
理 事	田 島 三 郎	児玉町文化財保護審議委員長
	清 水 守 雄	児玉町文化財保護審議委員
	吉 川 音 繪	児玉町文化財保護審議委員
	吉 川 豊	児玉町総務課長
	前 川 由 雄	児玉町農林商工課長
	出 牛 博	児玉町土木課長
	立 花 勲	児玉町都市計画課長
	清 水 満	児玉町社会教育課長
監 事	小 島 和 子	児玉町文化財保護審議委員
	杉 村 義 昭	児玉町総合政策課長
事務局 幹 事	永 尾 清 一	児玉町社会教育課長補佐
	鈴 木 徳 雄	〃 文化財係長
	恋河内 昭 彦	〃 文化財係主任
	徳 山 寿 樹	〃 文化財係主事
担 当 者	大 熊 季 広	〃 文化財係主事
	松 澤 浩 一	〃 文化財係主事
調査員	尾 内 俊 彦	児玉町遺跡調査会調査員

## 平成15年度（整理・報告）

会 長	富 丘 文 雄	児玉町教育委員会教育長(～4月29日)
会長職務代理	清 水 満	児玉町社会教育課長(4月30日～)
理 事	田 島 三 郎	児玉町文化財保護審議委員長
	間 正 明 彦	児玉町文化財保護審議委員
	荒 井 一 夫	児玉町文化財保護審議委員
	桜 井 豊	児玉町文化財保護審議委員
	杉 村 義 昭	児玉町総務課長
	前 川 由 雄	児玉町農林商工課長
	鈴 木 幸比古	児玉町土木課長
	立 花 勲	児玉町都市計画課長
	清 水 満	児玉町社会教育課長(～4月29日)
監 事	清 水 守 雄	児玉町文化財保護審議委員
	出 牛 博	児玉町総合政策課長
事務局 幹 事	永 尾 清 一	児玉町社会教育課長補佐
	鈴 木 徳 雄	〃 文化財係長
	恋河内 昭 彦	〃 文化財係主任
	徳 山 寿 樹	〃 文化財係主事
	大 熊 季 広	〃 文化財係主事
担当者	松 澤 浩 一	〃 文化財係主事
調査員	尾 内 俊 彦	児玉町遺跡調査会調査員

# 目 次

序

例言

第Ⅰ章 発掘調査の経緯…………… 1

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境…………… 3

1. 地理的環境

2. 歴史的環境

第Ⅲ章 調査区域の土地と灌漑系統…………… 9

1. 調査区域の水田の区画と灌漑の系統

2. 現況の灌漑系統から見た開発の過程

第Ⅳ章 検出された遺構の概要……………15

1. 遺跡の概要

2. 検出遺構の概要

3. 出土遺物の概要

第Ⅴ章 児玉条里縁辺部における土地利用の変化……………39

1. 低地帯における土地利用の基層

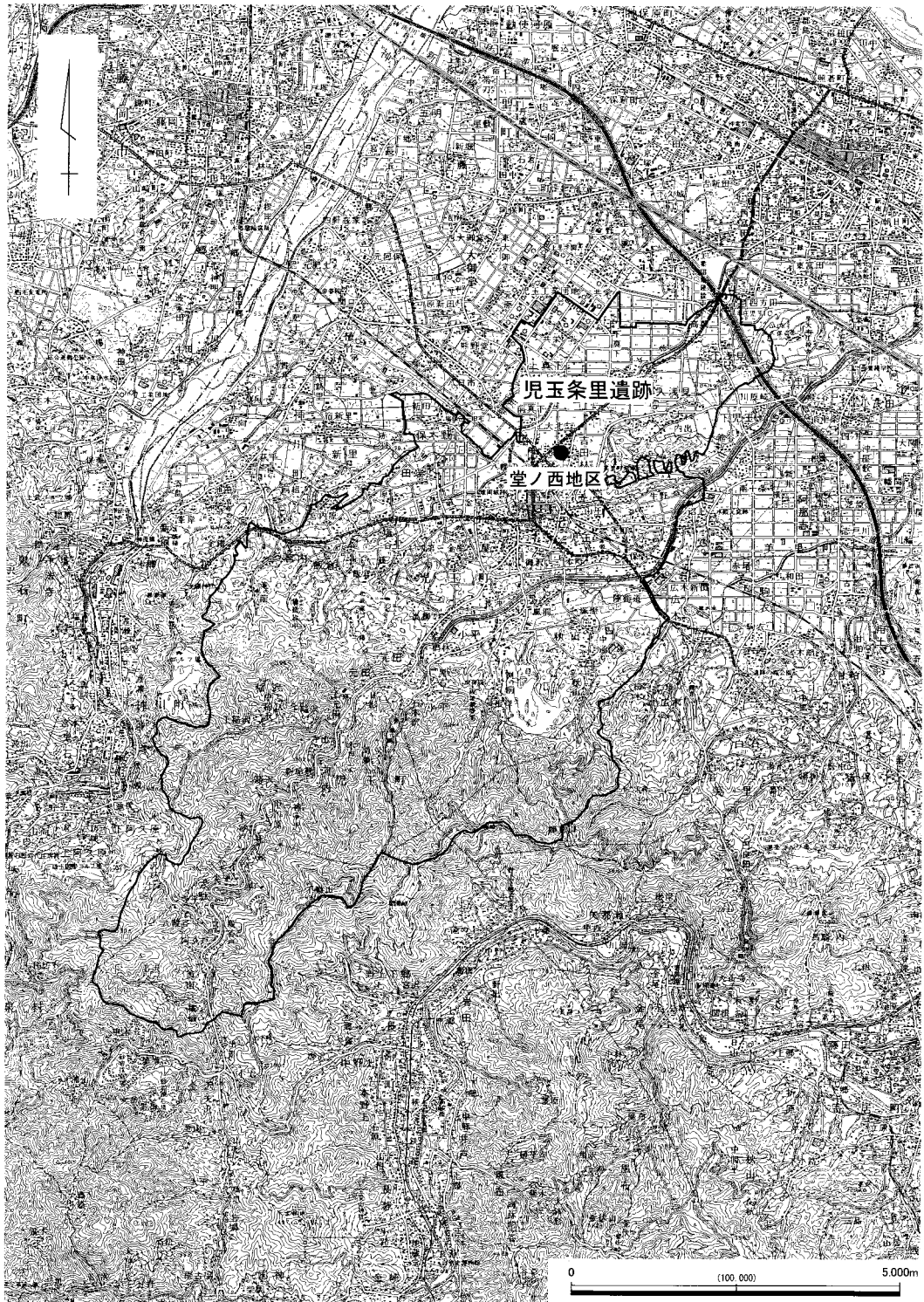
2. 中世吉田林区域の水田と灌漑

3. 近世吉田林村の水田と灌漑

児玉条里基礎資料……………55

写真図版

報告書抄録



児玉条里遺跡発掘調査位置図



## 第 I 章 発掘調査の経緯

平成12年12月6日、埼玉県児玉郡児玉町大字吉田林字堂ノ西335-1番地外における株式会社ダイナムの遊戯施設（パチンコ店舗）建設計画に基づく、「開発予定地内における埋蔵文化財の所在及び取り扱いについて」の照会文書および「試掘調査依頼書」が、児玉町教育委員会に提出された。当該区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地である児玉条里遺跡（No.54-121）に該当しており、平成13年2月21日～同23日に試掘調査を実施した結果においても、建設予定区域に古代溝跡等が存在していることが確認された。

### 協議の経緯

児玉町教育委員会は、この試掘調査の状況を踏まえ、平成13年3月1日に試掘の結果を回答するとともに、埋蔵文化財の現状変更を最小限に実施するように指導し、株式会社ダイナムと協議を行った。これに基づいて、駐車場等の敷地については盛り土によって埋蔵文化財が保護されるものの、店舗部分および道路敷設区域については、工事による埋蔵文化財への影響が避けられず、やむを得ず現状変更されるこれらの区域の発掘調査を実施する必要性が生じた。以上の協議・調整を踏まえて、児玉町教育委員会の指導に基づき、児玉町遺跡調査会と株式会社ダイナムとの間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで発掘調査を実施することとなった。

### 発掘の届出

平成13年5月19日に株式会社ダイナム代表取締役佐藤公平より文化財保護法第57条の2第1項及び文化財保護法施行令第5条第2項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。この届出に基づいて埼玉県教育委員会教育長から、平成13年6月7日付け教文第3-176号で株式会社ダイナム代表取締役佐藤公平に「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知があった。

### 発掘調査の届出

また、児玉町遺跡調査会会長富丘文雄から文化財保護法第57条第1項、同第99条第1項および文化財保護法施行令第5条第1項の規定に基づいて「埋蔵文化財発掘調査の届出について」が提出されたので、児玉町教育委員会は、同日、埼玉県教育委員会教育長あてに進達した。この届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長から、平成13年8月24日付け教文第2-59号で児玉町遺跡調査会会長富丘文雄に「埋蔵文化財発掘調査について」の通知があった。なお、現地の発掘調査は、児玉町遺跡調査会によって平成13年8月23日に開始され、同年11月15日に終了した。

(児玉町教育委員会社会教育課文化財係)



第1図 発掘調査地点周辺の地形

## 第Ⅱ章 遺跡の地理的歴史的環境

### 1. 地理的環境

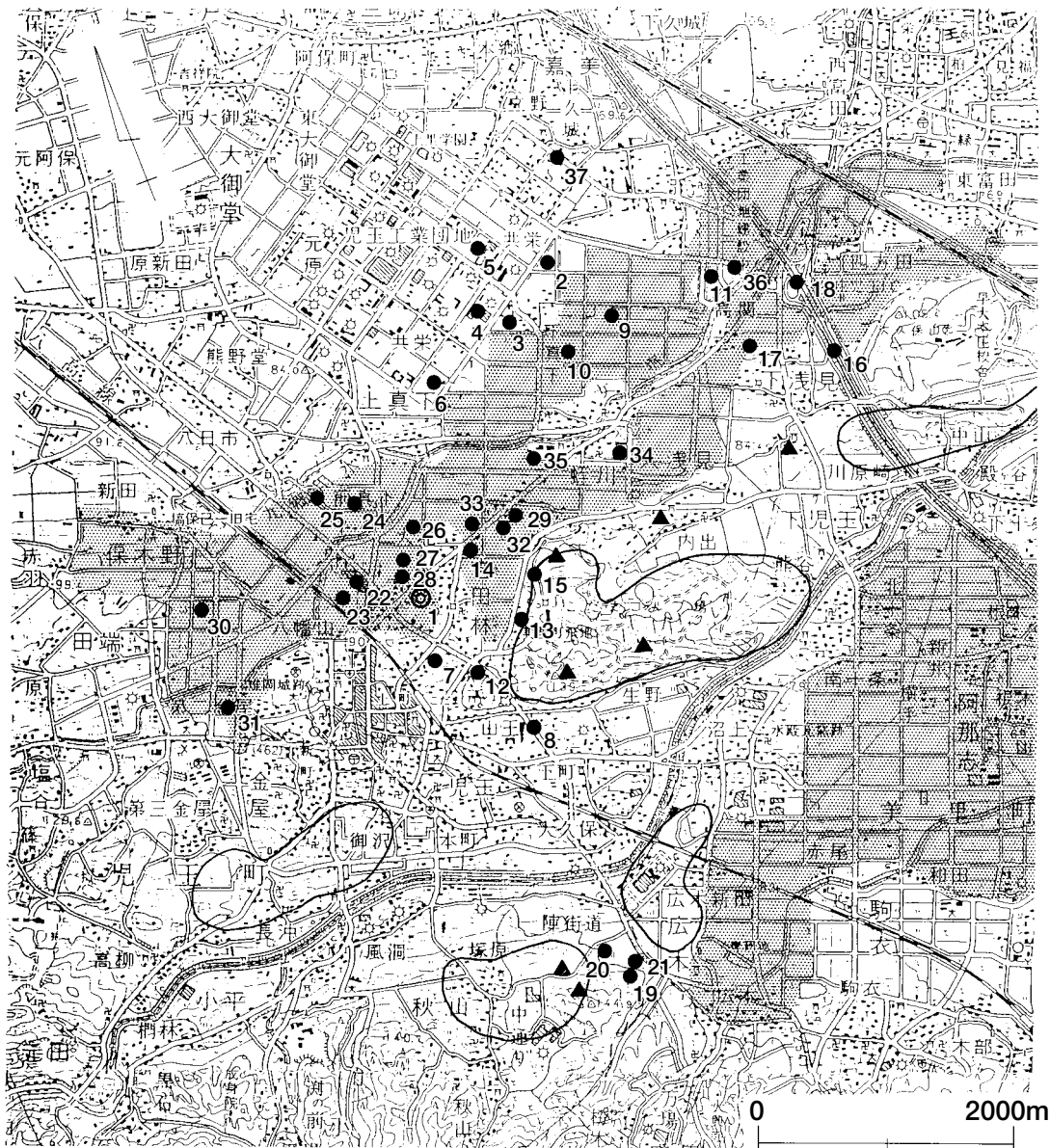
ここに報告する児玉条里遺跡の所在する児玉郡児玉町は、埼玉県の北部に位置している。児玉町は、町域の南東側を上武山地、北西側には関東平野西端を構成する扇状地地形の平野部によって構成されている。遺跡の周辺は、群馬県と埼玉県を境する神流川によって形成された洪積扇状地である本庄台地が展開している。本庄台地は、八王子―高崎構造線上の断層崖を境に上武山地と接し、三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地を水源とする女堀川（金鑽川・赤根川水系）によって開析され、おおむね東西方向の地形的傾斜に沿った帯状の低地域を形成している。

これらの低地帯に沿うように生野山丘陵、浅見山丘陵等の第三紀の残丘が点列状に東西に展開し、更に南側には小山川（身馴川）の氾濫原と低地帯が形成されている。言い換えれば、女堀川を挟んで自然堤防・低地・台地が、北東方向に向かう地形の勾配に沿って帯状に展開し、さらに南側には点列状の残丘と小山川の低地帯が同様に北東方向に延びる地形であると見做すことができる。また、この低地帯を流下する自然の河川の表流量は比較的少なく、その大半が伏流していると考えられる点も、扇状地形を呈するこの地域の特徴のひとつであろう。

児玉条里遺跡は、この低地帯に相当する広大な区域に位置している。遺跡は、今回報告する女堀川の南側の区域とともに、女堀川を挟んだ北側にも女堀川によって開析された低地帯が展開し、その双方に条里形地割が認められる。本報告にかかる児玉条里遺跡の調査地点である吉田林堂ノ西地区は、このうちの女堀川南側の条里形地割の認められる区域の縁辺部に相当している。

#### 周辺の地形

この吉田林堂ノ西地区の周辺は、第三紀の残丘である生野山丘陵の縁辺に位置する本庄台地面と、小山川および金鑽川・赤根川水系の河川である女堀川によって開析された低地帯に挟まれた自然堤防に接する区域であり、現状では低地と台地および自然堤防は僅かな比高差によって区分されるに過ぎない。しかし、低地内には埋没河川や微高地が検出されるなど、多様な埋没地形が確認されており、それぞれの地形面間には一定の比高差が存在したことが想定される。また、台地部においては表土層下にローム層が堆積しているのに対し、低地部においてはしばしば粘質の沖積土の堆積が認められ、現在平坦に見える区域においても弥生時代や古墳時代前期には小支谷や湿地が残されているような複雑な景観を想定することができる。



No.	遺跡名	No.	遺跡名	No.	遺跡名
1	児玉条里遺跡堂の西地区 (本報告)	16	雷電下遺跡(駒宮1979・恋河内1990・1999)	31	十二天遺跡(鈴木他1981)
2	将監塚東遺跡(増田1995・鈴木他1997)	17	東牧西分遺跡(恋河内1995)	32	毛無し屋敷(恋河内1995)
3	平塚遺跡(徳山他1994・鈴木他1997)	18	後張遺跡(立石他1982・1983)	33	辻堂遺跡(恋河内1996)
4	将監塚遺跡(石塚他1986・井上1986・赤熊1989)	19	秋山諏訪平遺跡(1996～99年度調査)	34	共和小学校庭遺跡(恋河内1989・大熊2000)
5	古井戸遺跡(井上1986・宮井他1989・赤熊1989)	20	秋山大町遺跡(1997～99年度調査)	35	蛭川坊田遺跡(1990年度調査)
6	新宮遺跡(恋河内・1995)	21	秋山大町東遺跡(1999年度調査)	36	川越田遺跡(赤熊・富田1985・恋河内1993)
7	女池遺跡B・D地点(恋河内他2001)	22	児玉条里遺跡八幡山北田地区(鈴木2000)	37	熊野太神南遺跡(富田・赤熊1985)
8	児玉清水遺跡(1995・96年度調査)	23	神川町反り町南遺跡(金子他1995)	主要古墳	
9	藤塚遺跡(鈴木・1997)	24	金佐奈遺跡(徳山他1995・大熊他1998)	38	鷺山古墳(坂本他1986・恋河内2001)
10	堀向遺跡(鈴木・1997)	25	神川町八荒南遺跡(金子他1995)	39	生野山鏡子塚古墳(菅谷1984)
11	今井川越田遺跡(麻崎1995・伴瀬1996・齋瀬1998)	26	樋越遺跡(恋河内1995)	40	生野山物見塚古墳(大熊2002)
12	御林下遺跡(駒宮1977・利根川1998)	27	鶴蒔遺跡(恋河内1995)	41	生野山将軍塚古墳(柳田1964)
13	阿知越遺跡(鈴木他・1983・1984)	28	高縄田遺跡(恋河内1995)	42	秋山庚申塚古墳(菅谷・坂本他1990)
14	宮田遺跡(恋河内・1996)	29	南街道遺跡(恋河内1996)	43	秋山諏訪山古墳(菅谷・坂本他1990)
15	吉田林割山遺跡(1990年度調査)	30	一町田遺跡(鈴木他1981)	44	金鑽神社古墳(坂本他1986)

第2図 児玉条里遺跡と周辺の遺跡

## 低地帯の形成

今回の調査にかかる吉田林地区には、周囲より幾分低い帯状を呈する水田の地割が認められるが、この延長上に「藤池」・「女池」・「松池」の三つの溜池が位置しており、この低地帯はある時期の河川の流路と関わるものであると推定することができる。この低地帯には、ローム層に対比し得る粘質の土層が堆積しているところから、縄紋時代以前にすでに一定の埋没が進行していたことが推定し得るであろう。

この、「藤池」の上流部に相当する大字兎玉の区域内においても、この低地帯方面に向かう幾筋もの帯状の砂礫層の堆積が確認されており、この河川跡は現在の小山川方面に伸びていると考えることができる。このように考えるならば、女池遺跡（註1）周辺から伸びる低地帯は、小山川（身馴川）の古い流路が埋没した痕跡であり、この低地帯の谷頭付近の湧水点周辺に営まれた集落のひとつが女池遺跡であったと推定することができる。したがって、この区域にある溜池もまた、このような旧河道の低地帯内の湧水に依存する水源の確保に基づくものであると考えてよいであろう。

## 埋没河川跡

女池遺跡A地点では、この低地帯を臨む緩斜面において堀之内2式期の敷石住居跡等が検出されており、縄紋後期においてはこの低地帯は、埋没が進行しているとはいえ、今日よりはやや深い谷状の地形を構成していたと推定することができるであろう。しかし、この上流部に相当する「藤池」の南側に位置する女池遺跡C地点の調査によると、この地点は周囲よりやや低い緩い谷状の地形を呈しているとはいえ、鬼高期の遺構が検出されており、古墳時代には既に現在の溜池の上流部では、この河道は埋没がかなり進行していたことが明らかである（註2）。また、この吉田林の帯状の地割の延長上には、“蛭川埋没河川跡”の流路が位置しているように見えることにも注意する必要があるだろう。この河川跡の流域には、藤塚遺跡や堀向遺跡（鈴木、1997）あるいは今井川越田遺跡（1998）等の縄紋後期を主とする時期の比較的小規模な遺跡が位置していることにも注意しなければならない。

ちなみに、吉田林地区の周辺の低地内には、“蛭川埋没河川跡”をはじめ、八幡山北田地区や、上真下の金佐奈遺跡においても、それぞれ埋没河道が確認されており、これらの複数の流路が時期によって合流しあるいは分流し、この地域の低地帯を流下していたことが判明している。これらの“蛭川埋没河川跡”等の河川跡は、極めて古い河道の埋没による低地帯を基礎に、「金鑽川」や「赤根川」系統の流路と関わりながら形成され、その後の人為的な改変を経て近代まで継承されたと捉えることができるであろう。したがって、今日の河川の流路あるいはその景観は、灌漑用水等の利用形態によって歴史的に形成されている部分の大きいことを確認しておくべきである。

## 2. 歴史的環境

吉田林地区周辺の古代集落については不明な点が多いが、御林下遺跡（駒宮他、1977・利根川、1998）や阿知越遺跡（鈴木他、1983・1984）等の丘陵裾部と、これに沿った台地面を中心に展開していると推定される [図]。また、先に見た女池遺跡（恋河内、2001）においては鬼高期の集落跡が確認されており、御林下遺跡（註3）のような丘陵部斜面においても確認されているところから、この「山王山」の裾部から台地部にかけて比較的広く展開している可能性もあろう。このほか、宮田遺跡（恋河内、1996）等の発掘調査の成果から垣間見るとき、鬼高期の集落が現在の吉田林の集落域を中心にその存在を推定することができるであろう。しかし、現在までのところ、吉田林地内で大規模な古代集落跡は確認されていない。おそらくは女池遺跡周辺がその候補のひとつとなるだろう。また、女池遺跡では、中世の遺構群が確認されていることにも注意しておきたい。ともあれ、吉田林地区の考古学的な調査は未だ充分ではない。しかし、今日比較的開発の多い国道254号バイパスに沿った区域においては、試掘調査の結果においても、御林下遺跡以外の古代集落跡は検出されていないことにも注意しておくべきであろう。

### 古墳群の位置

この調査区域に近接する古墳群は、吉田林の南側に位置する生野山古墳群である。この古墳群は、第三紀の独立丘陵である生野山丘陵の南側斜面を中心に位置している。この地域の古墳群が、このような南向き斜面に占地する現象に関わる問題として、塚本山古墳群の同様な占地について、「南方からの視線を意識した結果」（余語他、1998）とされている点に注意しておくべきであろう（註4）。古墳群を構成する個別の古墳は、墳丘そのものが南側の斜面下方からの視線を意識したことを窺わせ、かつ石室開口部の方向もこのことを裏付けているように見える。しかし、このような古墳群の占地は、居住域等の生活空間から日常的に見えるということを必ずしも意味しない。したがって、この丘陵の南斜面に占地するということが、該期においてどのような意味をもっているのかという問題については再検討が必要であろう。このような墓域の設置については、古墳群と同様な占地をもつ方形周溝墓の占地の推移を含めて考えておく必要がある。

仮に、これらの古墳群が日常的な生活域から見えることが占地の要件であったとするならば、旧「児玉郡」の区域内に位置する数多くの集落群に対応する古墳群が認められない状況となってしまうこととともに、地形的な土地利用区分が錯綜してしまうという問題を解決できないであろう。この生野山古墳群や塚本山古墳群をはじめとする旧「児玉郡」の古墳群が、小山川に沿って点列状の分布をとることに着目しつつ、この地域の集落群と古墳群の地形区分に沿っ

た分布の帯状の対応関係から考えるならば、これらの古墳群の南向き斜面への占地は、日常的な生活空間から一定の隔絶性を帯びた、直接日常的には見えない区域に占地していたということを想起すべきであろう。

仮に、これらの南側斜面に位置する古墳群が、その南側に位置する後の旧「那珂郡」等に相当する集落群と対応する場合には、古墳群に見られるような社会的集団が、「立評」にあたって、ことごとく再編成された状況を想起せざるをえず、河川の流域別の集落数と古墳数の著しい不均衡を合理的に説明しなければならないであろう。ともあれ、「児玉評」の「立評」の時期に極めて近接する古墳群の形成と、集落の対応性の問題は、この地域の社会的集団の律令的な再編成の問題と関わる問題として深刻に捉えておくべき問題であるといつてよい。

児玉条里遺跡を臨む地点に位置する吉田林割山遺跡（註5）では、弥生後期と平安時代の住居跡が各1棟検出されているが、遺構の密度は極めて稀薄であり、その他の時期の遺構は検出されていない。この生野山の北西斜面の区域は、集落が営まれたこの短い期間を除いて、生活域に比較的近接する伝統的な共同用益地であったことが推定される。ちなみに、この字「割山」の区域は、近世「吉田林村」の入会地と考えられる区域であり、明治期に分割されたものと推定し得るが、村に接した丘陵裾部に近い比較的狭い区域であることにも注意しておきたい。

#### 吉田林村

ここで、近世～近代における調査地点周辺の「吉田林村」における景観的位置について、現存する村絵図（註6）を参考にしながら簡単に触れておきたい。今回の調査区の東側には、近世初期以来、代々名主を勤めた「山口氏」の居宅があり、また山口氏の氏神といわれる稲荷祠がある。また、「山口氏」の居宅の南側に接して「蔵屋敷」があり、その門前に高札場と住吉祠があった。この住吉祠は、現在も近世の旧位置に近い、新道脇の路傍に存在している。また、西養寺の北側に接して、享保年間以降しばしば名主を勤めたとされる「峰岸氏」の居宅が位置している。また、「阿弥陀堂」は西養寺持ちであるが、その成立の経緯については不明な点が多い。また、調査区の南側には御手長祠がある。吉田林村の鎮守社は、日枝神社であり、村内に金鑽神社はない。今回の調査区域は、このような「吉田林村」の集落に近接する区域であることは、その土地利用の変遷を考える上で注意しておく必要がある（註7）。

なお、調査地点は、現在、児玉市街の北東方約1kmに位置し、西約200mに国道254号線および国道462号線が交差する交通の要衝に位置しているところから、近年急速に開発が進行している区域に位置しており、昔日の面影が失われつつある。

## 註

- (1) 女池遺跡は、児玉町教育委員会で実施したB・D地点の調査（恋河内、2001）のほか、児玉町遺跡調査会で実施したA地点（調査担当・恋河内昭彦）およびC地点（調査担当・徳山寿樹）の調査が実施されており、鬼高期をはじめとする遺構が検出されている。
- (2) この付近の低地帯は、「藤池」の改修工事の際においても、その湧水量が比較的豊富であることが確認されており、今日も一定の湧水量が認められる。なお、女池遺跡東側の低地帯を挟んだ対岸に位置する区域の試掘調査においては、鬼高期～平安期と推定される「溜井」状の落ち込みが確認されており、古くからこの低地帯の湧水が利用されていた様子を窺うことができる。
- (3) 御林下遺跡は、埼玉県教育委員会（駒宮、1977）および埼玉県埋蔵文化財調査事業団（利根川、1998）で実施した発掘調査のほか、1987年に児玉町教育委員会においても発掘調査を実施したところである（調査担当・恋河内昭彦）。
- (4) 丘陵部の土地利用について扱った前稿（鈴木、2002）の脱稿後、塚本山古墳群について早稲田大学（藤川他、1995・余語他、1998）によって測量調査等が実施されていることを知った。これらの報告においては、古墳群の形成の問題についても一定の所見が述べられているところから、前稿の記述とも関連をもっている。ここでは、この前稿（鈴木、2002）を前提に早稲田大学で実施された成果を踏まえて、若干の感想を含めて述べておきたい。
- (5) 吉田林割山遺跡は、1991年に児玉町遺跡調査会で発掘調査を実施したものである（調査担当・小宮山克己）。なお、この地域における丘陵部の土地利用と共同用益地の問題については、別稿（鈴木、2002）で触れたところがある。
- (6) 「吉田林村」の村絵図については、児玉町史編さん室に保管されている「峰岸家」の資料を参考にした。明治2年のものと明治6年の資料をはじめ幾つかの資料が残されている。なお、近代～現代の村況等については、本田豊氏の適切なご教示を頂戴した。
- (7) 近世の「吉田林村」については、灌漑と開発を中心に本書第V章で触れるところがある。なお、児玉条里遺跡周辺の状況等については、既刊の報文（鈴木、1998・2000ab）等を併せて参照されたい。



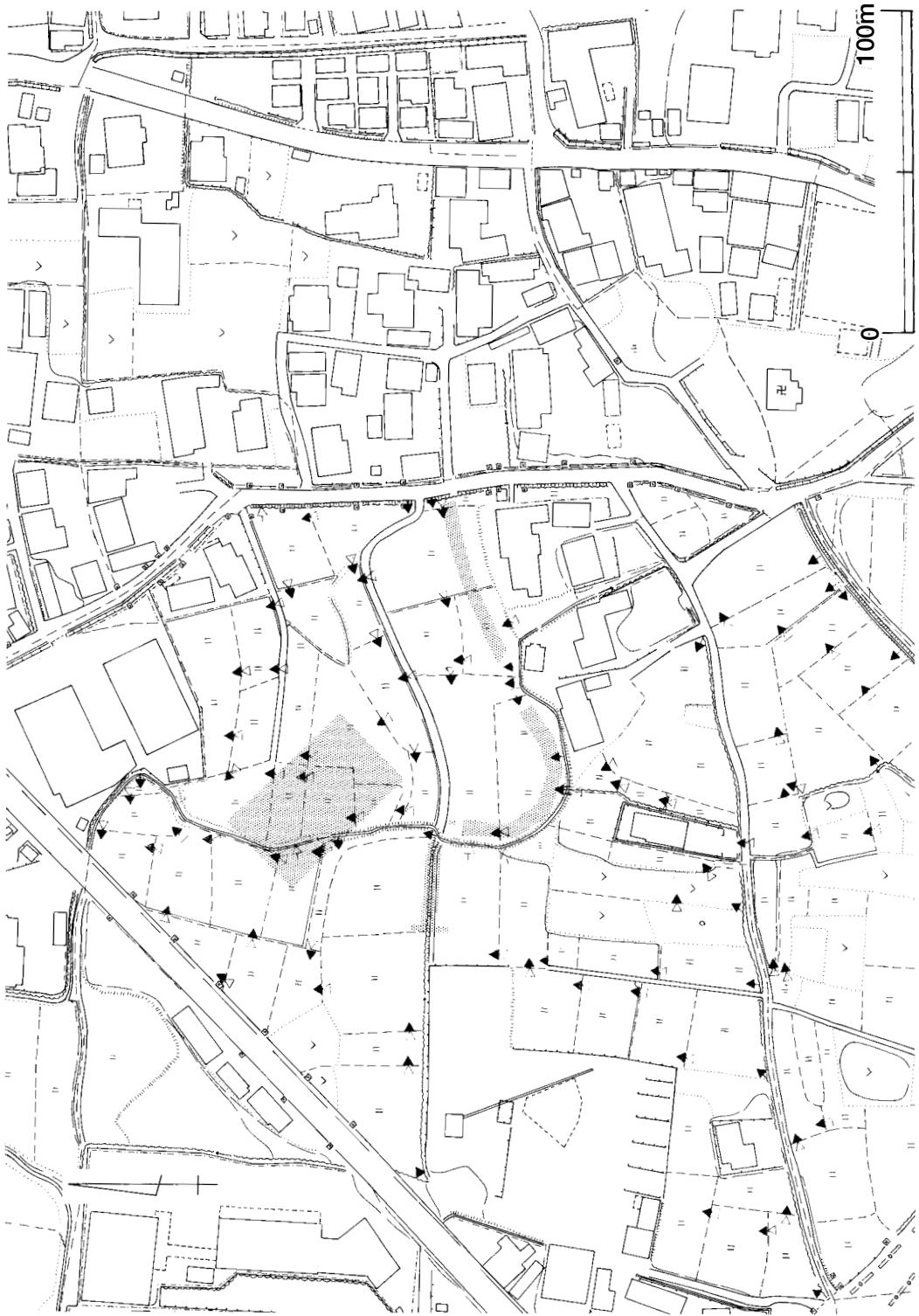
### 第三章 調査区域の土地と灌漑系統

#### 1. 調査区域の水田の区画と灌漑の系統

水田は、基本的に経時的反復的に利用されるものであり、その土地の区画と灌漑の系統に歴史的な過程が刻印されていると見做すことができる。ここでは、現地表面が現状変更される開発区域の全体を調査対象区域とし、今次の開発以前の水田を主とする地割と灌漑の系統の記録を行った。その概要は、以下のとおりである（註1）。



第3図 堂ノ西地区試掘調査概念図



第4図 堂ノ西地区の水がかり系統

- ① 字「西」と字「悪沢田」の境界に、九郷用水系統のうち「猿楽堰」系統の水路が走り、この境界が条里形地割残存区域と非条里形地割区域の外側の境界に相当するものと推定される。
- ② 字「堂ノ西」と字「西組」の境界は、条里坪線の延長上に位置し、条里形地割残存区域と非条里形地割区域の外側の境界に相当するものと推定される。
- ③ 字「西」と字「堂ノ西」の境界は蛇行する水路によって隔てられるが、基本的にこの境界が条里坪線の位置に相当するものと考えられることも可能である。
- ④ 字「西」の中央を東西に走る水路（飯野生コン脇の水路）は、条里坪線に相当し、九郷用水系統のうち「薬師堂堰」から系統の用水の直接の延長に位置しており、古い基本的な九郷用水灌漑区域である可能性があるが、この条里坪線は、字「堂ノ西」までは延びず、曲折している。
- ⑤ 「藤池」等の溜池による灌漑区域は、字「堂ノ西」の区域であり、一部に「猿楽堰」系の用水を用いているとはいえ、基本的に字「西」の区域と灌漑系統を異にしている。この区域は、基本的に正方位の畦畔をもたず鱗状に連鎖する区画に特徴がある。

## 2. 現況の灌漑系統から見た開発の過程

このような現況の地割と灌漑の系統から、この区域の開発の過程を垣間見ることができるであろう（註2）。

②の条里坪線は、条里施工の外郭線に相当するものと推定され、また①とに囲まれた区域が条里施工限界線と推定される。これらを巨視的に見ると、これらの区域の外郭に位置する区画は、水田区域と非水田区域を劃する区画となっている点に注目すべきである。ともあれ、後に③の線が条里縁辺部となり、字「堂ノ西」が荒廃した後に③の坪線に乱れが生じ、近世の新田開発に伴って③の線の東側が開田され今日に至るものと推定することができる。また、おそらく、④の線は①に先行する条里の界線である可能性がある。

①の水路は、基本的に九郷用水の水系の内でも、「猿楽堰」系統の用水の流末に相当し、これによって賄われている。古代においては、この水系はおそらく“金屋大溝”等の丘陵部からの水源による灌漑系統に属していたものであろう（これらの諸点については、第V章で扱う）。

また、この区域の開発の過程を考える上では、字「堂ノ西」の水田を灌漑する系統の一部に、溜池（「藤池」・「女池」系統）から引き込まれた③上流の幹線水路を、字「西」と字「堂ノ西」の境界を流下した九郷用水系統のうちでも「猿楽堰」系統の水路が跨ぐ、所謂「樋越し」が認められることに注意すべきである。言い換えれば、これらの水田を灌漑する用水は、③の水路に排水される

が、基本的にはこの③水路の東側の水田も、本来は②のように九郷用水灌漑区域（「猿楽堰」系）に属していたことを推定させるものであり、この地区の開発過程を推定するためのひとつの参考となろう。

⑤は、近世の「藤池」等の溜池設置に伴う新田開発に相応する区域（鈴木、2000）として捉えられる区域であり一部に「猿楽堰」水系の余水を用いている。

これらの諸点を具体的に分析しながら、概念的にその開発の過程を推定してみよう。字「西」地区の北半は、九郷用水灌漑区域のうちでも、「薬師堰」系統の用水による灌漑にかかる区域である。この用水路は、八幡山北田地区（鈴木、2000）の南側に位置する所謂「猿尾状」を呈する分水堰〔図ノ北田-p44〕から導水される一番東側の、この地区を灌漑するための水路である。この分水堰で分水され灌漑される水田は、この用水の北側の区域に限定されており、その南側を灌漑することはない。

ちなみに、この南側の区域は「猿楽堰」系統の用水の流末の区域に相当している。また、字「西」地区の南半は、「猿楽堰」系統の灌漑区域に相当するものである。字「堂ノ西」地区は、「藤池」を主とする溜池灌漑区域であるが、一部に「樋越し」等による「猿楽堰」系統の「九郷用水」の灌漑区域となっている。なお、字「悪沢田」地区は、主として溜池灌漑区域（「藤池」・「女池」系）であると同時に、地形に沿った帯状の水田の区画をもち、条里形地割の痕跡を認めることができない区域に相当している。

言い換えると、この区域の水田と灌漑系統は、条里形地割を残し九郷用水「薬師堰」系統の用水によって灌漑される古代的な様相の残存すると想定し得る区域と、方格地割が崩れた「猿楽堰」系統の用水によって灌漑される中世的な様相を帯びた区域、地形に沿った形態をもつ溜池灌漑による近世の新田開発にかかると推定される区域が、この同一の区域に重層的に複合・累積した結果であると捉え返すことができるであろう。

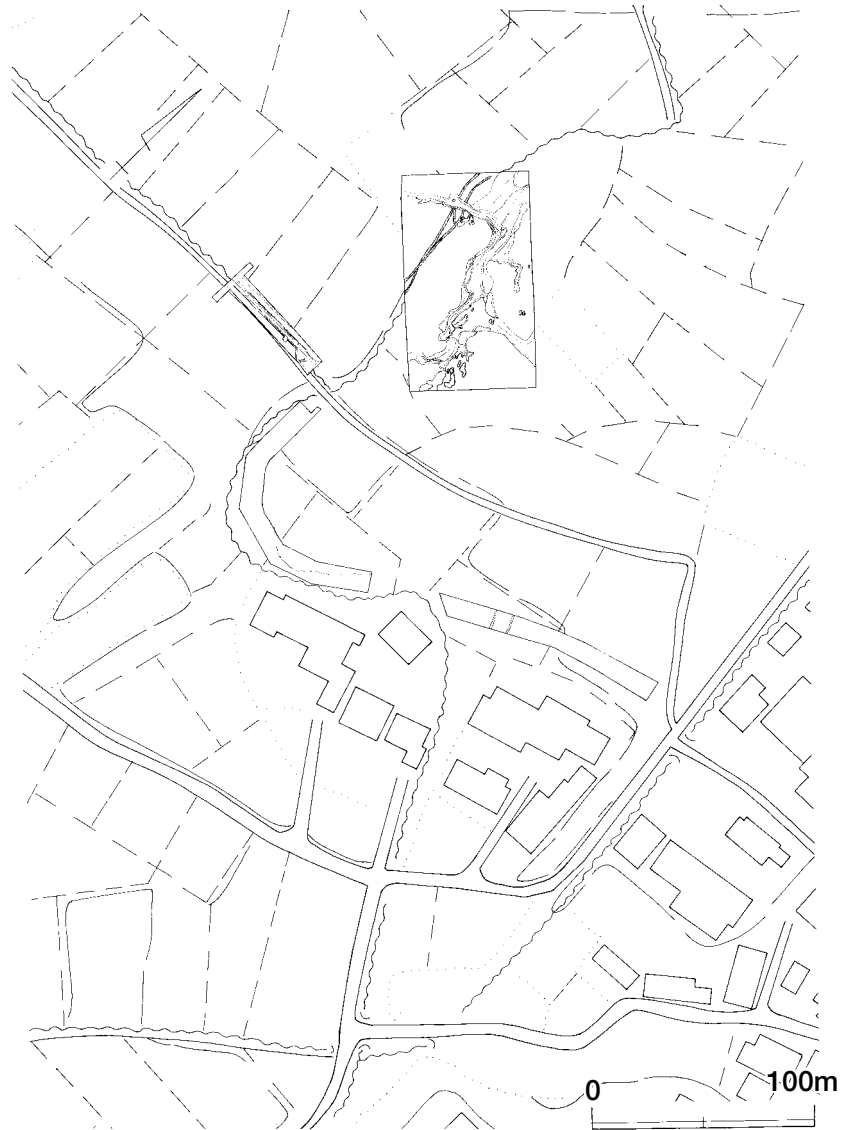
#### 註

(1) ここに記す、現地表面における用排水系統等の調査は、県営圃場整備事業に先立つ現地踏査（鈴木、1998-P74〔基図11〕）を踏まえ、今回の店舗建設に関連する2001年2月21日に実施した試掘調査に伴って、再度現地踏査を行った成果に基づくものである。今日、この区域においても休耕田が多く、かつ今回の踏査の実施が冬季であったために、その用排水系統の詳細については不明な点も残されている。なお今次の報告では、これら新旧の踏査の成果を踏まえ、『児玉条里遺跡—九郷地区—』（2000）に掲載の吉田林地区の灌漑系統図〔基図4〕に接続可能な現況用排水系統図を合成し作図した〔図〕。なお、各灌漑系統の意義等については、既刊の『児玉条里遺跡』の調査報告書（鈴木、1998・

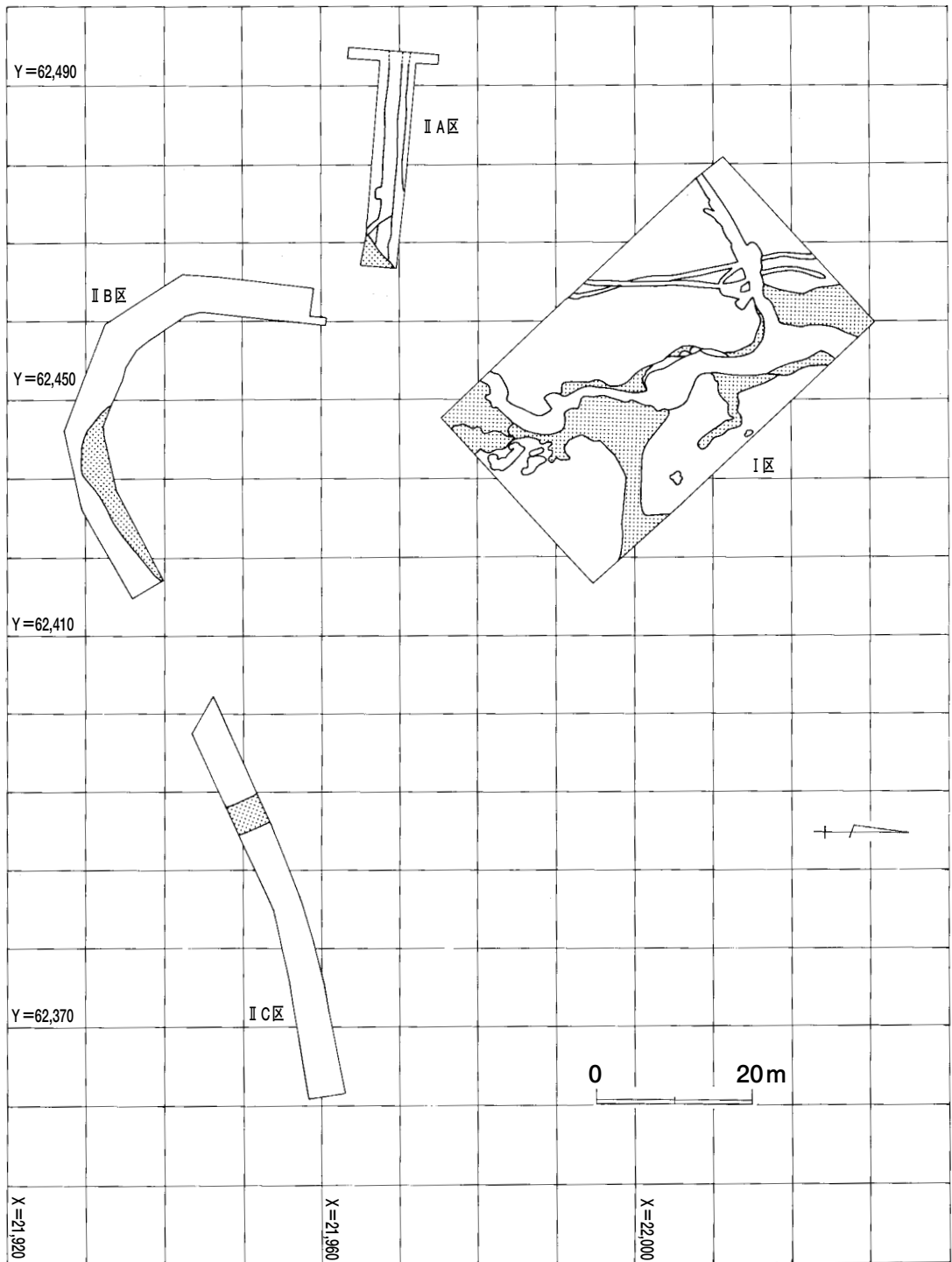
2000ab) 等を参照されたい。

(2) しかし、もとよりこのような地割と灌漑系統の地表面の調査に基づく推定は、概念的で論理的な推定に過ぎないものである。発掘調査による具体的な遺構や堆積層等の検討が必須の作業であることは言うまでもないであろう。

ちなみに、本書第Ⅳ章に示した発掘調査は、この現状変更対象区域うちの埋蔵文化財の破壊される区域についてのみ実施したものであり、地表調査にかかる遺構等との関係は不明な点が多い。これらの埋蔵文化財の大半は、将来の調査に託されている訳である。



第5図 堂ノ西地区発掘調査区域位置図



第 6 図 堂ノ西地区発掘調査区配置図

## 第Ⅳ章 検出された遺構の概要

### 1. 遺跡の概要

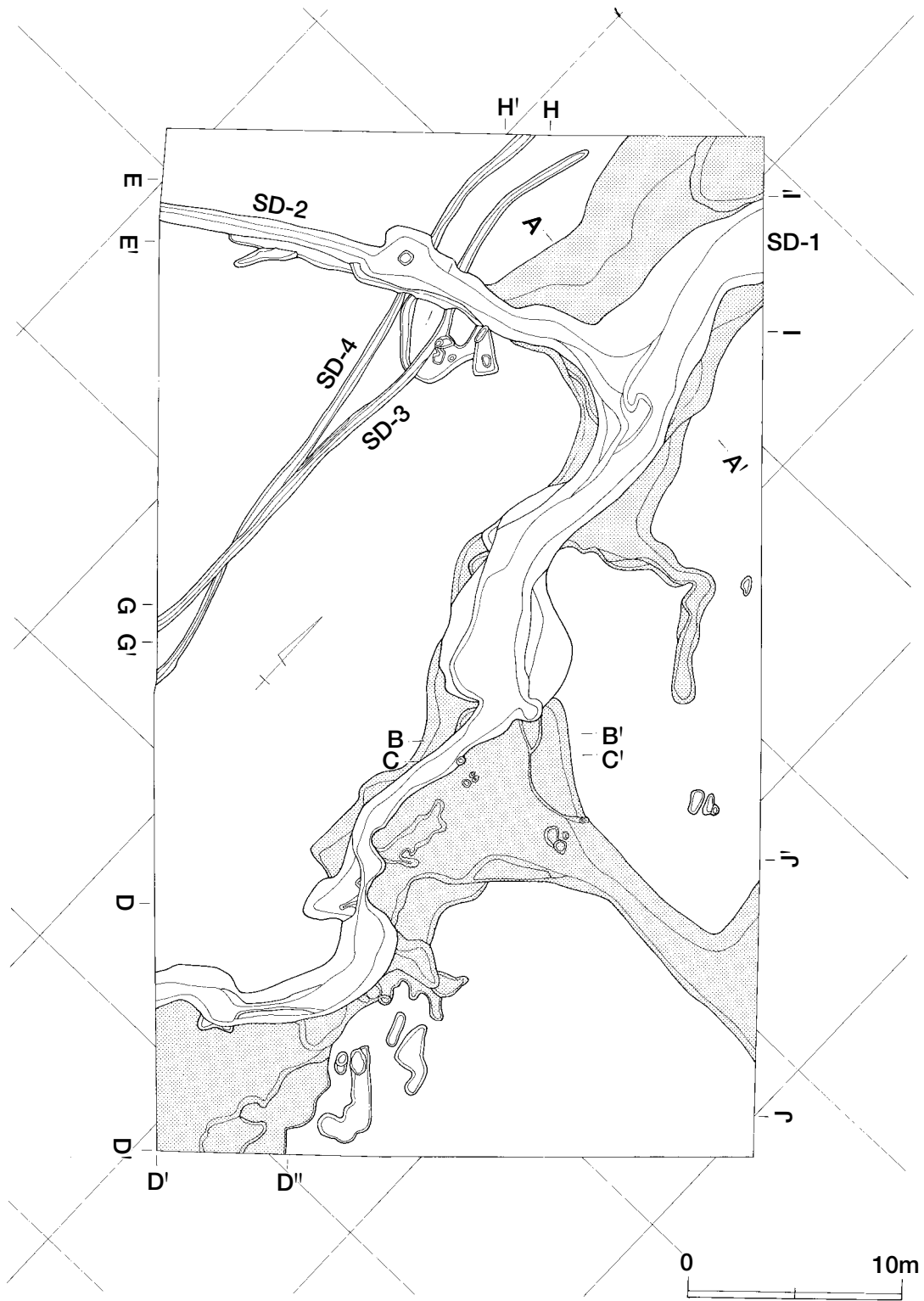
兄玉条里遺跡吉田林堂ノ西地区の発掘調査は、主要な調査区（Ⅰ区＝店舗区域）と副次的な調査区（Ⅱ区＝道路区域）のふたつの調査区によって発掘調査を実施した。なお、Ⅱ区においてはA～Cの3地点に区分して調査を実施し、それぞれⅡA区・ⅡB区・ⅡC区と呼称する〔図〕。なお、今次調査において検出された遺構は、すべて溝状遺構およびその関連施設等である。

Ⅰ区 Ⅰ区においては、溝状遺構4条が検出されているが、SD1およびSD2は谷状の埋没地形を再掘削したものであり、それぞれ溝の一部に溜井状の結節部を有している。谷状の埋没地形は、調査区内において、おおむね二系統を認めることができる。これをそれぞれ埋没谷A、埋没谷Bと呼称する。言い換えると、SD1およびSD2は、埋没した谷状の地点を掘削した自然地形に依存した形態をもつ施設であると考えることができよう。また、SD3およびSD4は、これらとは異なった性格の溝状遺構であり、水田灌漑用の用排水路である。

ⅡA区 ⅡA区においては3条の溝状遺構が検出されており、そのうちSD5およびSD7の2条は、条里形地割の坪線に対応する溝状遺構である。また、調査区東隅においては埋没河道が検出されているが、隣接するⅠ区においてこれに対応する河道は検出されておらず、おそらくその流路は西側に大きく蛇行しているものと推定し得るであろう。しかし、この河道流路が埋没谷Aへの方向性をもっていることに注目するならば、古い時期の河道とこの埋没谷Aは何らかの関連があるものと考えられるであろう。

ⅡB・C区 ⅡB区、ⅡC区においては、各々に緩い谷状の埋没地形が確認されており、それぞれ埋没谷C、埋没谷Dと呼称する。このうち埋没谷Cは概ねⅠ区の埋没谷Aに、埋没谷Dは埋没谷Bに対応するものと見做し得るものであり、それぞれ緩やかに蛇行する形態をもっているものと考えられるであろう。

なお、調査区内の各土層は、複雑な堆積状態のためか同じ溝状遺構においても断面相互の土層の対比が難しく、相互の対応関係を整合させていない。しかし、遺構を被覆する土層は、浅間山系A軽石（As-A）を含む水田耕作土である現表土層、その床土層が2層あるが、上部の床土層は浅間山系A軽石（As-A）を含んでおり、下部の床土層にはこれを含んでいない。これらの下層には浅間山系B軽石（As-B）を含む土層の堆積を認めることができるが、遺構はこのふたつの浅間山起源の碎屑物の混入とその被覆の状態からその時期の大要をつかむことができる。なお、それぞれの遺構が切り込んでいる「基盤層」も一定ではなく、これらについては各土層断面図によって確認していただきたい。



第7図 堂ノ西地区I区全測図



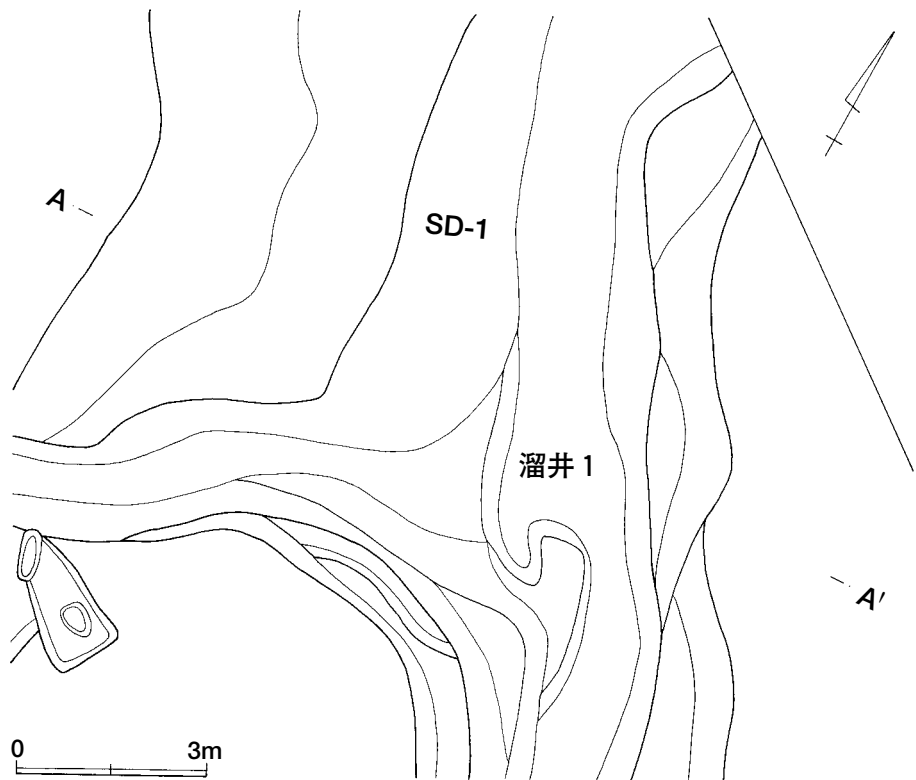
## 2. 検出遺構の概要 [8図]

### 1号溝状遺構 (SD1)

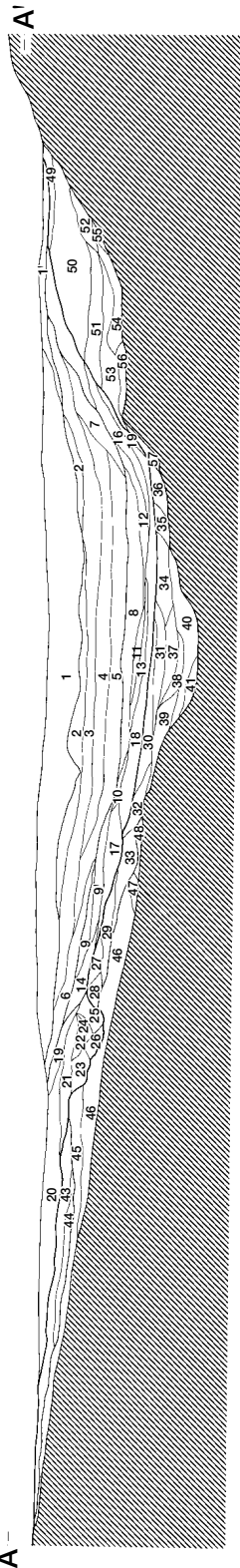
本址は、埋没谷Aを掘削したものと考えられる溝状遺構であり、基本的にこの埋没谷に沿って蛇行している。遺構は、浅間山系B軽石(As-B)が覆っており、これに先行する時期のものである。溝の立ち上がりや底面等は平坦ではなく、幾つもの結節状の箇所を認めることができる。この結節部は、湧水利用に関わる施設と考えられ、それぞれ小さな埋没地形の合流点等に位置しており、溜井状の施設と見做すことが可能であり、それぞれ溜井状施設1～4と呼称する。これらの溜井状施設は埋没谷の屈曲部に位置し、溜井状施設のそれぞれはその放水部を介して連鎖しており、この溜井部と放水部の連鎖によって溝の流路が曲折しているようである。あるいは、これらの施設は湧水を求めて継起的に開鑿され、それが連鎖した形態である可能性も考えておくべきであろう。

### 溜井状施設1 [8図]

SD2との合流点に位置するものであり、また東側にも小さな埋没谷地形が認められる。本址は、湧水貯水機能をもつと考えられる溜井部と下流域への放水機能を果たす放水部の分離が明確ではない。



第8図 溜井状施設1 平面図



第9図 溜井状施設1 断面図

## SD-1 Cベルト

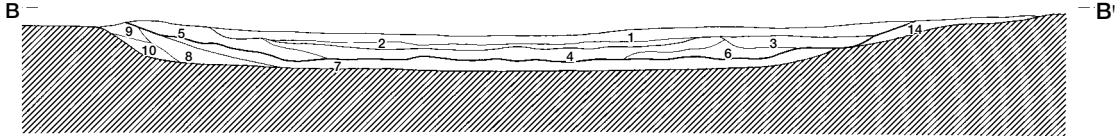
- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 第1層  | 暗灰茶褐色土  | 鉄斑粒を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。                            |
| 第2層  | 暗灰褐色土   | 暗灰褐色土を主体とし、暗灰茶褐色土が練流状?に混在する。浅間山系B軽石(As-B)を少量含む。      |
| 第3層  | 暗灰褐色土   | 暗灰褐色土を主体とし、暗灰褐色粘質土粒子を少量含む。                           |
| 第4層  | 暗灰褐色土   | 第3層に準ずる。暗灰褐色粘質土粒子がやや多く含む。色調が明るい。                     |
| 第5層  | 暗灰褐色土   | 第3層に準ずるが、層下位に有機遺存体を中量含む。                             |
| 第6層  | 暗灰褐色土   | 第4層に準ずる。暗灰褐色粘質土粒子を中量含む。                              |
| 第7層  | 暗灰緑褐色土  | 暗灰褐色土を主体とし、暗灰褐色・淡緑灰色粘質土粒子を中量含む。                      |
| 第8層  | 明灰褐色土   | 有機遺存体を多量に含む。しまり軟らかい、粘性は普通。                           |
| 第9層  | 明灰褐色土   | 第8層に準ずる。淡緑灰色シルト粒子が多いものと思われ、色調はやや明るい。有機遺存体無し。しまり軟らかい。 |
| 第10層 | 明灰褐色土   | 灰白色シルト?が純層状に堆積。しまり軟らかい。                              |
| 第11層 | 明灰褐色土   | 第8層に準ずる。色調はやや明るく、有機遺存体を少量含む。しまり軟らかい。                 |
| 第12層 | 明灰緑色土   | 第8層に準ずる。淡緑灰色シルト粒子を中量含み、有機遺存体無し。しまり軟らかい、粘性は低い。        |
| 第13層 | 明灰緑色土   | 第8層に準ずる。有機遺存体を微量含む。しまり軟らかい。                          |
| 第14層 | 明灰緑色土   | 第16層に準ずる。しまり軟らかい。                                    |
| 第15層 | 明灰緑黄色土  | 第16層に準ずる。黄褐色粘質土粒子を含み、黄色味を帯びる。有機遺存体無し。しまり軟らかい。粘性は普通。  |
| 第16層 | 明灰緑色土   | 第12層に準ずる。シルトさらに多く緑かかる。有機遺存体無し。粘性は低い、しまり軟らかい。         |
| 第17層 | 明灰緑色土   | 第9層に準ずる。淡緑色砂粒を少量含む。有機遺存物無し。粘性は無し、しまり軟らかい。            |
| 第18層 | 明灰褐色土   | 第8層に準ずる。有機遺存物少量含む。しまり軟らかい。                           |
| 第19層 | 暗灰茶褐色土  | 第1層に準ずるが、B軽石を含まない。鉄斑の凝集顕著に認められる。しまりやや軟らかい、粘性は低い。     |
| 第20層 | 暗灰茶褐色土  | 第1層に準ずる。色調やや暗い。しまりやや軟らかい。粘性は低い。鉄斑の凝集顕著に認められる。        |
| 第21層 | 暗灰茶褐色土  | 第20層に準ずる。黄褐色粘質土粒子を含み、色調やや明るい。鉄斑の凝集を少量認められる。          |
| 第22層 | 暗灰褐色粘質土 | 黄褐色粘粒に少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。                            |
| 第23層 | 暗黄緑色粘質土 | 暗灰褐色粘小塊を少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。                          |
| 第24層 | 暗灰褐色粘質土 | 第22層に準ずる。暗緑灰色粘小塊を微量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。                 |
| 第25層 | 暗緑灰色粘質土 | 暗緑灰粘主体。暗灰褐粘小塊を斑状に中量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。                 |
| 第26層 | 暗緑灰色粘質土 | 暗緑灰粘主体。暗灰褐粘小塊を斑状に微量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。                 |
| 第27層 | 淡緑灰色粘質土 | 暗灰褐色粘小塊を少量含む。しまりやや硬い、粘性は低い。                          |
| 第28層 | 淡緑灰色粘質土 | 暗灰褐色粘小塊を微量含む。しまりやや硬い、粘性は低い。                          |
| 第29層 | 暗灰色粘質土  | 暗灰色粘質土主体。淡緑灰色粘質土小塊を微量含む。しまりやや硬い、粘性は無し。               |

第30層	暗褐色砂土	明灰黒色土粒子と緑色砂粒が混在する。しまり軟らかい、粘性は低い。
第31層	暗褐色砂層	第30層に準ずる。明灰黒色シルト粒を微量に含み砂層に近い。しまり軟らかい、粘性は低い。
第32層	明灰褐色砂層	明灰黒色土粒子と淡緑灰色シルト粒子が混在する。しまり軟らかい、粘性は無し。
第33層	明灰褐色砂層	淡緑灰色シルト主体。明灰黒色シルトを少量、淡緑灰色シルト小塊を微量含む。しまり軟らかい、粘性は無し。
第34層	暗緑灰色砂礫層	淡緑灰色砂礫層主体。明灰黒色土粒を微量含む。しまり軟らかい、粘性は無し。
第35層	暗緑灰色砂礫層	淡緑灰色砂礫層主体。明灰黒色土粒を少量含む。しまり軟らかい、粘性は無し。
第36層	暗緑灰色砂礫層	淡緑灰色砂礫層主体。明灰黒色土粒を中量含む。しまり軟らかい、粘性は無し。
第37層	明灰黒色泥砂層	明灰黒色土粒子主体。緑色砂粒微量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第38層	明灰黒色泥砂層	明灰黒色土粒子主体。緑色砂粒微量、淡緑色粘土小塊を微量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第39層	明灰黒色泥砂層	第37層に準ずる。色調黒っぽい。しまり軟らかい、粘性は普通。
第40層	明灰黒色泥砂層	第37層に準ずる。淡緑色粘土塊を少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第41層	明灰黒色泥砂層	第37層に準ずる。淡緑色礫を中量含む。しまり軟、粘無。
第42層	淡緑灰色砂礫層	淡緑色礫を主体。
第43層	暗灰黄褐色土	第Ⅲ層（SD-2 西壁）
第44層	暗灰黄褐色土	第Ⅳ層
第45層	黄褐色粘質土	第Ⅲ層に準ずるが、色調が明るい。
第46層	淡緑灰色土	第Ⅵ層
第47層	淡緑灰色土	46層+砂粒
第48層	淡緑色砂層	緑色砂主体。
第49層	明黄褐色粘質土	明黄褐色粘主体。暗灰褐色粘小塊を少量含む。しまりやや硬い、粘性は普通。
第50層	明黄褐色粘質土	明黄褐色粘主体。暗灰褐色粘小塊を中量含む。しまりやや硬い、粘性は普通。
第51層	淡緑灰色シルト	明黄褐色シルト主体。暗灰褐色粘小塊を少量含む。しまりやや硬い。粘性は普通。
第52層	淡緑灰色シルト	明黄褐色シルト主体。明黄褐色粘質土粒を少量含む。しまりやや硬い。粘性は普通。
第53層	暗灰緑色砂質	暗灰白色砂粒主体。暗灰褐粘質土粒を中量含む。しまりやや硬い。粘性は普通。
第54層	暗灰緑色砂質	暗灰白色砂粒主体。暗灰褐粘質土粒を微量含む。しまりやや硬い。粘性は普通。
第55層	暗灰緑色砂質	第54層に準ずる。暗灰褐粘質土粒を少量含む。
第56層	暗灰緑色砂質	第55層に準ずる。
第57層	暗灰緑色砂質	第53層に準ずる。暗灰褐粘粒（～0.1mm）少量含む。
第58層	暗灰緑色砂層	

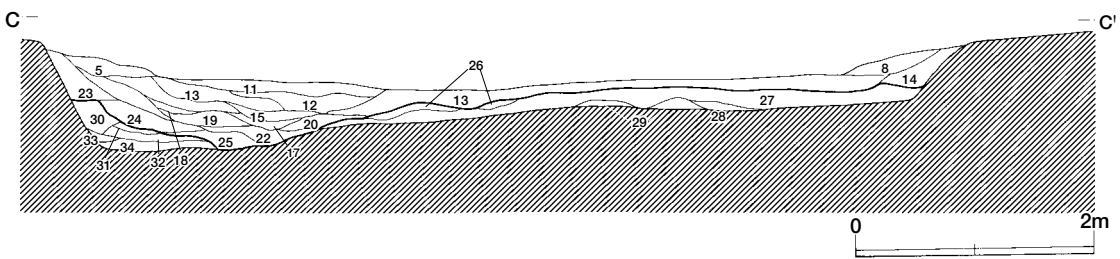
## 溜井状施設 2 [10・11図]

埋没谷Aと埋没谷Bとの合流点に関わる箇所位置しており、湧水がおびただしく流木状の木材が検出されている。本址もまた、溜井部と放水部の分離は明確ではない。

### SD-1 Bベルト (段掘)



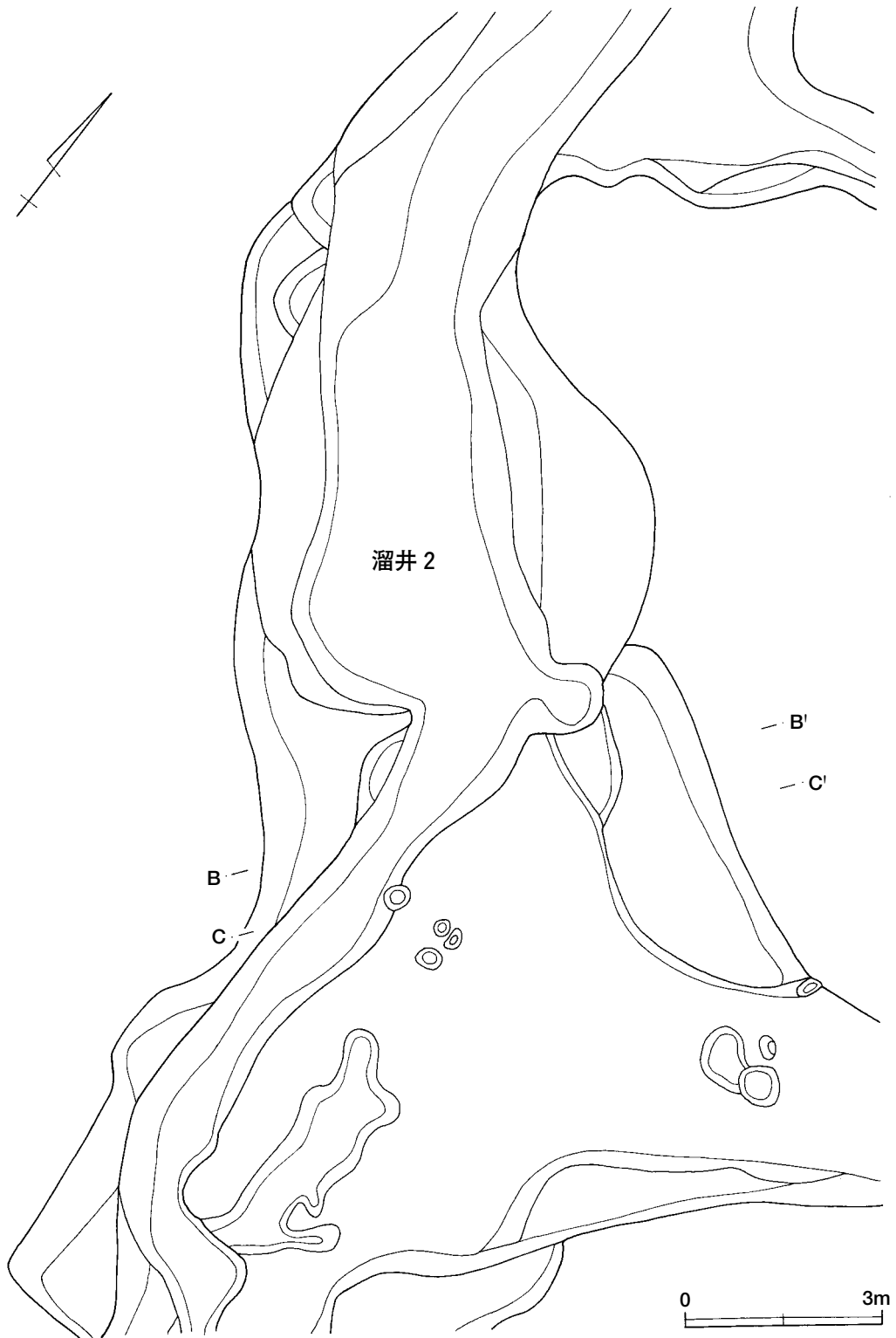
### SD-1 Bベルト (段掘)



### SD-1 Bベルト (段掘)

第1層	暗灰黒褐色土	暗灰褐色粘質土粒子を微量、Feを少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第15層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主体。淡緑灰色粘質土粒を中量含む。有機遺存体無し。しまり軟らかい、粘性は無い。
第2層	暗灰黒褐色土	暗灰褐色粘質土粒子を中量、Feを少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第16層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主体。淡緑灰色砂粒を微量、有機少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第3層	暗灰黒褐色土	暗灰褐色粘質土粒子を多量、Feを少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第17層	明灰黒褐色土	第15層に準ずる。淡緑灰色砂粒を中量、有機遺存体無し。しまり軟らかい、粘性は無し。
第4層	暗灰黒褐色土	暗灰褐色粘質土粒子を微量、Fe無し。しまり軟らかい、粘性は低い。	第18層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主。淡緑灰色粘質土のブロック状を少量含む。有機遺存体無し。しまり軟らかい、粘性は低い。
第5層	明灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色粘質土粒子を微量に含む・Fe 無し。しまり軟らかい、粘性は低い。	第19層	明灰黒褐色土	第16層に準ずる。
第6層	暗灰黒褐色土	暗灰褐色粘質土粒子を少量含む・Fe無し。しまり軟らかい、粘性は低い。	第20層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主体。淡緑灰色砂粒を中量含む。有機遺存体無し。しまり軟らかい、粘性は無し。
第7層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。暗灰褐色粘質土粒子を少量含む。有機遺存体を中量含む。しまり軟らかい、粘性は低い (Cベルト第5層対応)。	第21層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主体。淡緑灰色粘土小粒を中量含む。有機遺存物無し。しまり軟らかい、粘性は低い。
第8層	明灰緑褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色粘質土粒子を中量含む。Fe 無し。しまり軟らかい、粘性は無い。	第22層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主体。淡緑灰色砂粒を少量含む。有機遺存物無し。しまり軟らかい、粘性は無し。
第9層	暗緑褐色土	淡緑灰色粘質土を主体。暗灰黒褐色土粒子を微量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第23層	明緑灰色土	淡緑灰色粘質土小塊主体。明灰黒褐色土粒子を中量含む。有機遺存物無し。しまり軟らかい、粘性は低し。
第10層	暗緑褐色土	淡緑灰色粘質土を主体。暗灰黒褐色土粒子を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第24層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主体。淡緑灰色粘小塊を少量含む。有機遺存物無し。しまり軟らかい、粘性は低い。
第11層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土主体。有機遺存対 (草多) を多量に含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第25層	明灰黒褐色土	第19層に準ずる。
第12層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土主体。淡緑灰色砂礫 (~8mm) 中量、有機遺存体を中量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第26層	明灰黒褐色土	第17層に準ずる。
第13層	明灰黒褐色土	第11層に準ずる。	第27層	明灰黒褐色土	第26層に準ずる。淡緑灰色砂礫を多量有機遺存物を中量含む。しまり軟らかい、粘無。
第14層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土を主体。淡緑灰色粘質土粒を中量含む。有機遺存体無し。しまり軟らかい、粘性は無し。	第28層	暗緑灰色砂層	淡緑灰色砂粒主体。明灰黒褐色粒を微量、

第10図 溜井状施設 2 断面図



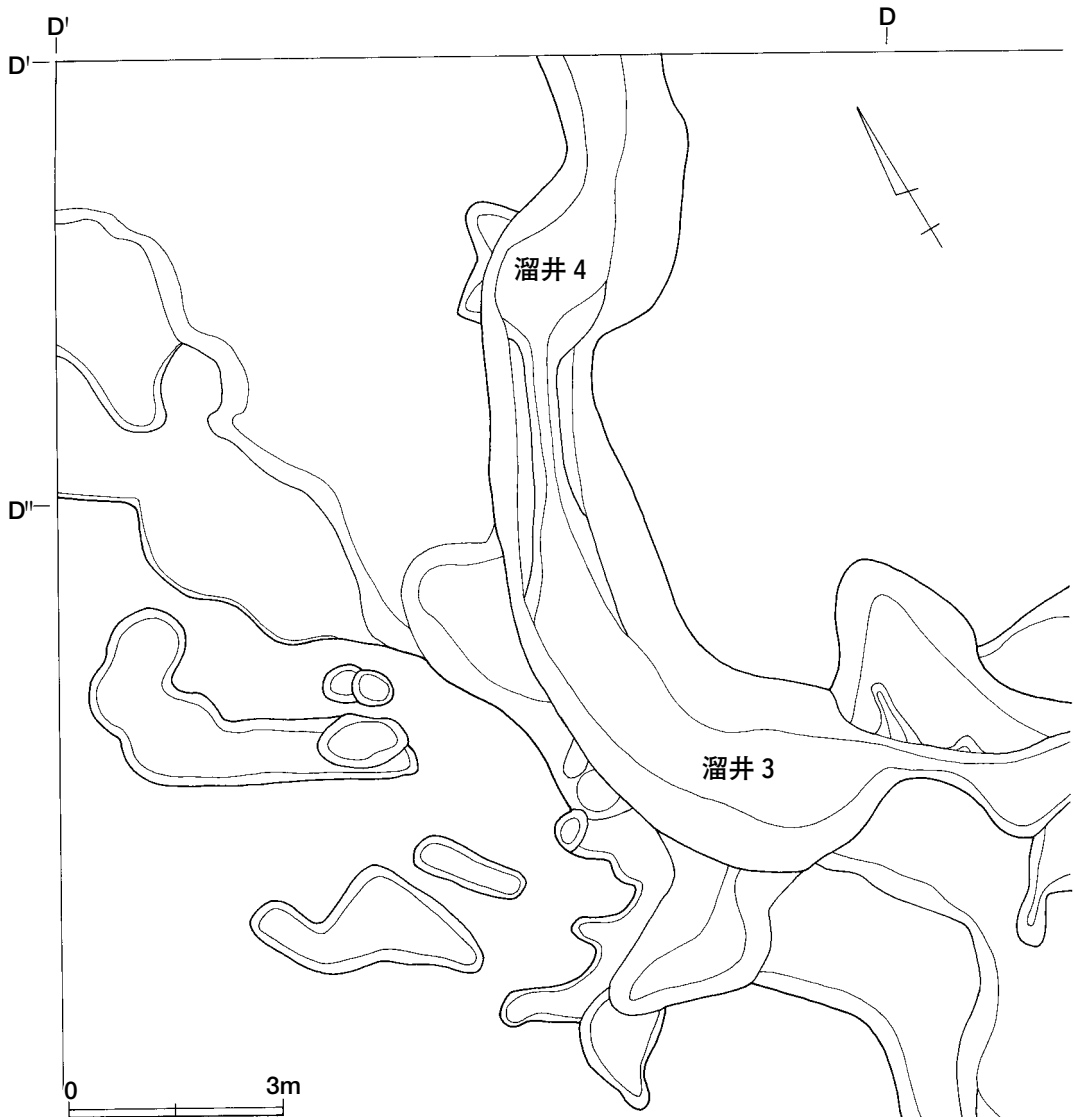
第11図 溜井状施設 2 平面図

### 溜井状施設 3 [12・13図]

埋没谷 A に位置しており、小支谷との合流は認められないが、東側にこの箇所への流入にかかる小さな開析が認められる。湧水貯水機能をもつと考えられる溜井部の全面には、細い放水部を認めることができる。

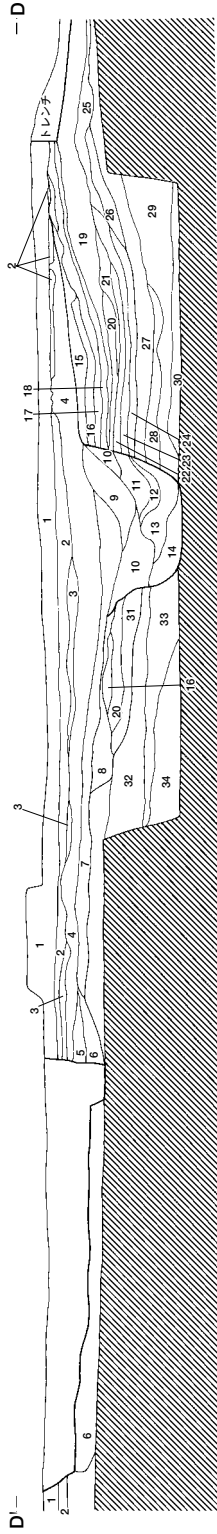
### 溜井状施設 4 [12・13図]

溜井状施設 3 から埋没谷 A の北側の縁に沿った西側に曲折した箇所位置し、南側に埋没谷 A の主要な開析部が位置している。本施設は、小規模な溜井部から溜井状施設 3 に向かう幅狭い放水部をもっている。

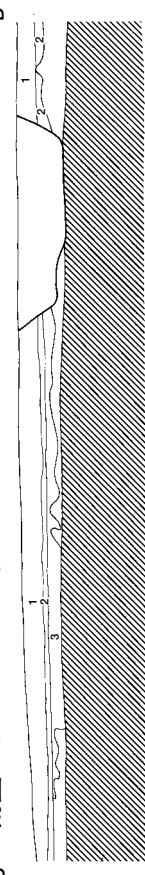


第12図 溜井状施設 3・4 平面図

SD-1 Aベルト 西壁



南壁 SD-1 Aベルト



SD-1 Aベルト 西壁

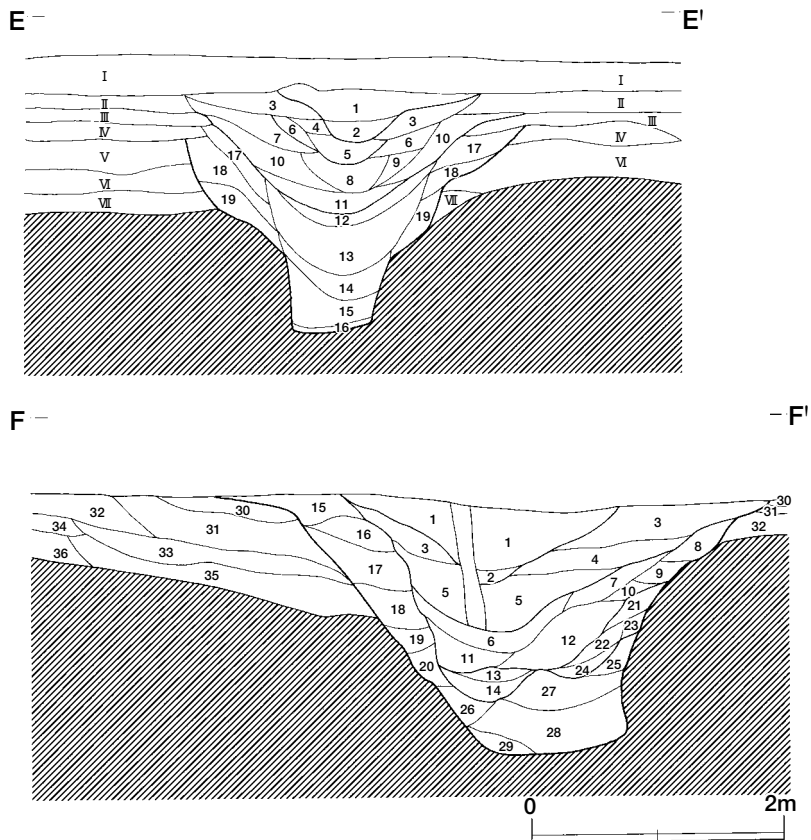
第1層	暗灰黒褐色土	暗灰褐色粘質土粒子を微量、Feを少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	黄褐色土	As-Bを含まない。塊状に粘質土を含む。
第2層	暗灰褐色土	現耕作土。浅間山系A軽石(As-A)を含む。	灰褐色シルト	灰褐色シルトが内部でラミナ状に堆積している。
第3層	明橙灰色土	床。As-Aを含む。鉄斑の凝集が認められる。層厚に差がある。	淡黄灰褐色シルト	灰褐色をしたシルトが含まれ鉄斑が発達している。
第4層	淡灰褐色土	As-Aを含む。鉄斑の凝集が認められる。	淡黄灰色シルト	灰色シルト粒が含まれ、鉄斑が発達している。
第5層	灰褐色土	浅間山系B軽石(As-B)を含む。鉄斑の凝集が認められる。	淡黄褐色シルト	鉄斑が発達している。
第6層	淡灰褐色土	シルト質で均質がとれていて鉄斑の凝集が認められる。	淡灰色シルト	鉄斑が発達している。灰褐色シルトが混入している。
第7層	黒褐色土	シルト質で均質がとれていて黒褐～灰色シルトブロックをやや含む。鉄斑が認められる。	淡緑灰褐色土	鉄斑があり発達していない。
第8層	灰褐色土	As-Bが散在している。シルト質で鉄斑の凝集が認められる。	淡緑粘土	鉄斑があまり発達していない。灰褐色シルトブロックをやや含む。
第9層	淡黒灰褐色土	As-Bが散在している。シルト質で鉄斑の凝集が認められる。シルトブロックが顕著に認められる。	淡緑灰黄泥土	鉄斑が発達していない。砂質の褐色シルトブロックを散在的に含む。
第10層	黒灰褐色土	As-Bを多く含む。木葉など有機質を多く含む。鉄斑の凝集が認められる。	淡緑灰褐色土	暗褐色砂、有機質が含まれる。
第11層	黒灰褐色土	As-Bを多く含む。木葉など有機質をあまり含まない。	淡緑灰泥土	鉄斑が砂に発達している。やや不均質である。
第12層	黒褐色土	As-Bを含む。有機質は含まれない。	淡黄砂土	鉄斑がよく発達している。均質で緻密である。
第13層	黒褐色土	As-Bを含む。有機質を含む。	淡緑灰砂土	鉄斑がよく発達していない。均質で緻密である。
第14層	黒褐色土	砂礫、砂利を含む。	淡緑灰泥	鉄斑がよく発達している。均質で緻密である。
第15層	黒灰色土	As-Bの一次堆積層。	淡緑灰泥土	上半は鉄斑がよく発達している。砂利が含まれている。
第16層	灰褐色土	シルト質で均質がとれている。鉄斑が発達している。As-Bを含む。	淡緑灰砂泥	鉄斑がよく発達している。均質の砂である。
			黒褐色砂泥	砂粒が細かい。有機物が含まれている。

第13図 1号溝状遺構断面図

## 2号溝状遺構（SD2）[14図]

この溝状遺構は、SD1に合流するものであり、比較的直線的な流路を持ち断面形も逆台形に近い掘り込みを認めることができる。その合流部付近の底面の土層の堆積からみると両者に共通性が認められ、この溝状遺構が機能している時期および廃絶段階においてはSD1と併存すると見做し得るものである。

この溝状遺構にも溜井状の施設[図]が確認されており、この施設からSD1へは埋没地形に沿って緩やかに曲がっており、断面形態もSD1に近い部分をもっている。しかし、溜井部の上流では溝が埋没地形とは直接の関連をもたないように直線的に開鑿され、また断面形も逆台形を呈している点に注意すべきであろう。このような直線的な溝の形態は、単なる湧水にかかる溜井状の施設の連鎖と考えることは難しく、他の隣接する用水系統との連結機能をもっていると推定すべきであろう。あるいは、II A区で検出された埋没河道の流路方向の湧水をSD1に導水するための溝であることも考えておくべきであろう。なお、本址はSD3およびSD4に切られている。



第14図 2号溝状遺構断面図



SD-2Aベルト

第Ⅰ層 暗灰褐色土	浅間山系A軽石(As-A)を多量に含む。しまりやや軟らかい、粘性は無い。(現耕作土)
第Ⅱ層 暗灰茶褐色土	浅間山系B軽石(As-B)を中量含み、鉄斑を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は無い。
第Ⅲ層 暗灰黄褐色粘質土	暗灰褐色粘質土を主体とし、黄褐色粘質土小粒を斑状に少量含む。しまり軟らかい、粘性は高い。
第Ⅳ層 暗灰黄褐色粘質土	暗灰褐色粘質土を主体とし、黄褐色粘質土小粒を斑状に微量含む。しまり軟らかい、粘性は高い。
第Ⅴ層 淡緑灰色粘質土	淡緑灰色粘質土を主体とし、暗灰褐色粘質土小塊を斑状に少量含む。しまり軟らかい、粘性はやや高い。
第Ⅵ層 淡緑灰色粘質土	淡緑灰色粘質土を主体とし、暗灰褐色粘質土小塊を斑状に微量含む。しまり軟らかい、粘性はやや高い。
第Ⅶ層 淡緑灰色粘質土	淡緑灰色粘質土を主体とし、暗灰褐色粘質土小塊を斑状に微量含む。鉄斑粒、鉄斑塊を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性やや高い。
第1層 暗褐色泥土	As-Bを少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第2層 暗褐色泥土	As-Bを微量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第3層 暗灰茶褐色土	As-Bを中量含む。鉄斑粒を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。(第Ⅱ層崩落)
第4層 暗灰茶褐色土	As-Bを少量含む。鉄斑粒を微量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。(第Ⅱ層崩落)
第5層 暗褐色泥土	As-Bを少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第6層 暗灰茶褐色土	As-Bを少量含む。鉄斑粒を中量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。(第Ⅱ層崩落)
第7層 暗灰茶褐色土	As-B、鉄斑粒、黄褐色粘質土小粒を少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第8層 暗褐色泥土	第2層に準ずる。
第9層 暗灰茶褐色土	第4層に準ずる。
第10層 暗灰茶褐色土	As-Bを微量、黄褐色・暗灰褐色粘質土小粒を少量含む。
第11層 暗灰褐色泥土	第1・2・5・8層に類似するが、As-Bを含まず色調が灰色がかかる。しまり軟らかい、粘性は普通。
第12層 暗灰褐色泥土	第11層に類似し、黄褐色・暗褐色・暗褐色粘質土粒子を中量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第13層 暗灰褐色泥土	第11層に類似し、黄褐色・暗褐色粘質土塊を中量斑状に含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第14層 明灰褐色泥土	黄褐色粘質土・淡緑色粘質土小粒を中量斑状に含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第15層 暗灰褐色泥土	第13層に準ずるが色調がやや暗い。
第16層 黒褐色泥土	微細な粒子状。しまりは無く、粘性は低い。溝底部。
第17層 暗黄褐色粘質土	第Ⅲ層に準ずる。しまり軟らかい、粘性はやや高い。
第18層 暗黄褐色粘質土	第17層に準ずるが、淡緑色粘質土小塊を少量含む。しまり軟らかい、粘性はやや高い。
第19層 淡緑色粘質土	第Ⅲ層に準ずるが、黄褐色・暗褐色粘質土小塊を微量含む。しまり軟らかい、粘性は高い。
第20層 緑色砂層	(旧河川覆土)

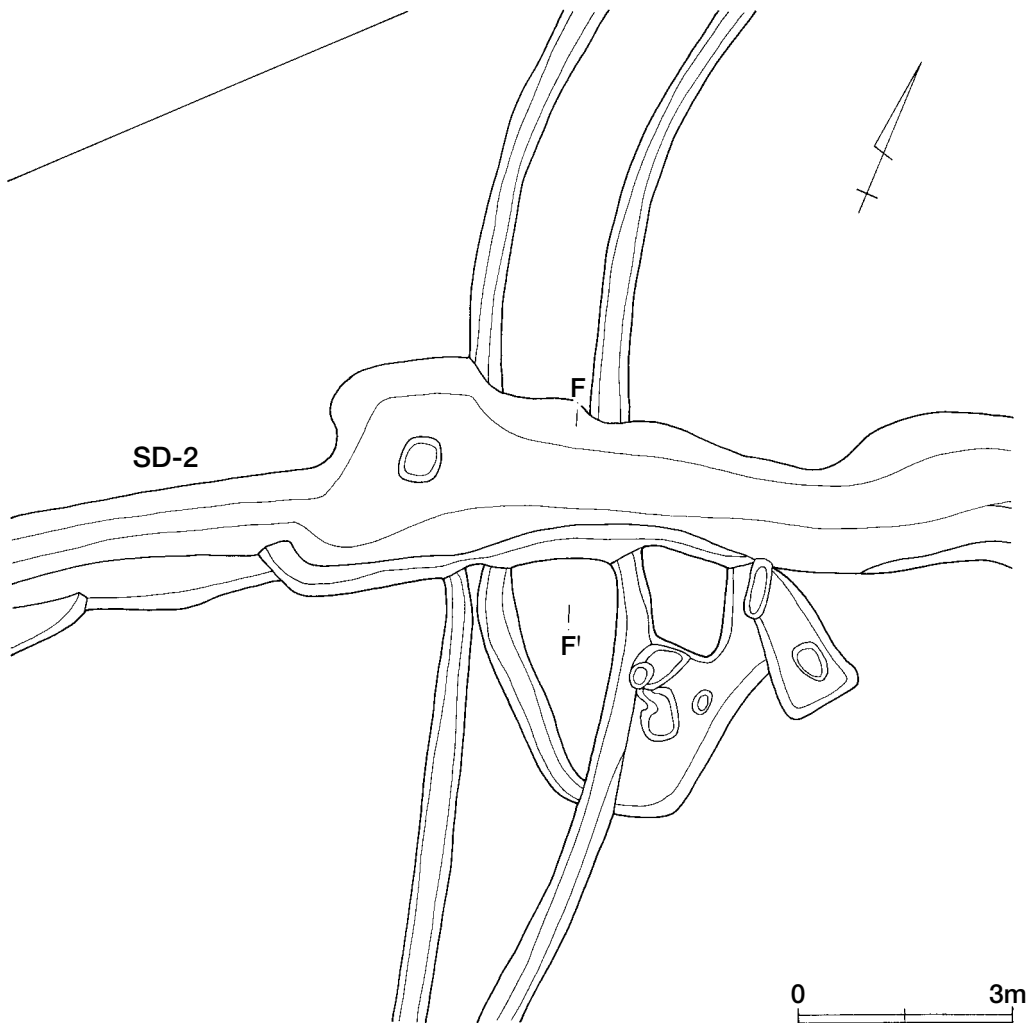
SD-2Bベルト

第1層	暗褐色泥土	浅間山系B軽石(As-B)、鉄斑粒を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。(上流部第1・2層に類似)
第2層	暗褐色泥土	第1層に類似するが、色調が茶色がかかり第3・4層に粒子の混入が多いものと思われる。
第3層	暗茶褐色土	As-Bを少量、鉄斑粒を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第4層	暗茶褐色土	第3層に準ずる。Feを少量含む。
第5層	暗褐色泥土	第2層に準ずる。色調はさらに明るい。
第6層	明褐色泥土	黄褐色・暗灰褐色・淡緑色粘質土粒子を斑状に多量に含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第7層	暗茶褐色土	第4層に準ずる。
第8層	銘茶褐色土	暗茶褐色土を主体。黄褐色粘質土小粒を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第9層	明茶褐色土	暗茶褐色土を主体。黄褐色粘質土小粒を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第10層	暗茶褐色土	暗茶褐色土主体。黄褐色粘質土小粒を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第11層	暗緑色泥土	暗褐色泥土を主体。緑色粘質土粒子を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第12層	暗褐色泥土	As-Bを含まない。第1層に類似するが色調黒く、鉄斑粒の発達はずかである。しまり軟らかい、粘性は低い。
第13層	淡暗緑色砂層	緑色砂粒を主体とするが、暗褐色泥土粒子を少量含み、色調がやや暗い。しまり普通、粘性は無し。
第14層	暗緑色砂層	緑色砂粒を主体とするが、暗褐色泥土小塊が斑状不均質に混在。しまり普通、粘性は低い。
第15層	暗黄褐色粘質土	暗黄褐色粘質土を主体とし、暗灰色粘質土小粒を少量、鉄斑粒子を多量に含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第16層	暗黄褐色粘質土	暗黄褐色粘質土を主体とし、暗灰色粘質土塊を少量、鉄斑粒子を中量に含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第17層	暗黄褐色粘質土	暗黄褐色粘質土を主体とし、暗灰色粘質土塊を中量、鉄斑粒子を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第18層	暗灰黄褐色粘質土	暗灰色粘質土を主体とし、黄褐・淡緑色粘質土小塊を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第19層	淡緑灰色粘質土	淡緑灰色粘質土を主体とし、暗褐色泥土粒子を線状に少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。壁崩落。
第20層	淡緑灰色粘質土	淡緑灰色粘質土を主体とし、暗褐色泥土粒子は含まない。しまり軟らかい、粘性は普通。壁崩落。
第21層	暗茶褐色土	黄褐色粘質土小粒を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第22層	暗茶褐色土	黄褐色粘質土小粒を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第23層	暗茶褐色土	黄褐色粘質土小粒を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第24層	暗褐色泥土	緑色砂粒を少量含む。有機遺存体を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第25層	暗褐色泥土	淡緑色粘質土小粒を少量含む。有機遺存体を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第26層	暗灰色泥砂	暗灰色泥土を主体とし、緑色砂粒を中量、有機遺存体を少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第27層	暗灰色泥土	暗灰色泥土を主体とし、緑色砂粒を少量、有機遺存体を多量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第28層	暗灰色泥土	暗灰色泥土を主体とし、緑色砂粒を微量、有機遺存体を多量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第29層	灰色泥砂	暗灰色泥土を主体とし、灰白色シルト・緑色砂粒を少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。
第30層	暗灰色粘質土	暗灰色粘質土を主体とし、暗黄褐色粘質土小粒を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第31層	明灰黄色土	暗灰・暗黄褐色・黄褐色粘質土小塊が斑状に混在する。しまりやや軟らかい、粘性は普通。色調やや暗い。
第32層	明灰黄色土	暗灰・暗黄褐色を主体とし、黄褐色粘質土小塊が少量であるが斑状に混在する。しまりやや軟らかい、粘性は普通。色調やや暗い。
第33層	明灰黄色土	暗灰褐色土を主体とし、黄褐色土小粒を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。色調やや暗い。
第34層	明灰黄色土	暗灰褐色土を主体とし、黄褐色土小粒を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。色調やや暗い。
第35層	暗灰色土	暗灰色土を主体とし、黄褐・淡緑灰色粘質土小粒を少量含む。しまりやや軟らかい。粘性は普通。
第36層	暗灰色土	第35層に準ずるが、淡緑灰色粘質土がやや少ない。層下面、Fe面状凝集。
第37層	淡緑色粘質土	基盤層。
第38層	暗灰色砂層	基盤層。

## 溜井状施設 5 [14・15図]

本址は、溜井部に緩い膨らみを認めることができるとはいえ、放水部は開放しておりSD 1に連なる緩やかな断面形をもっている。また溜井状の掘り込みの周囲には凝集した鉄分の沈殿と付着が確認されるところから、ある時期にはこの溜井部に一定の滞水状態があったことが推定される。

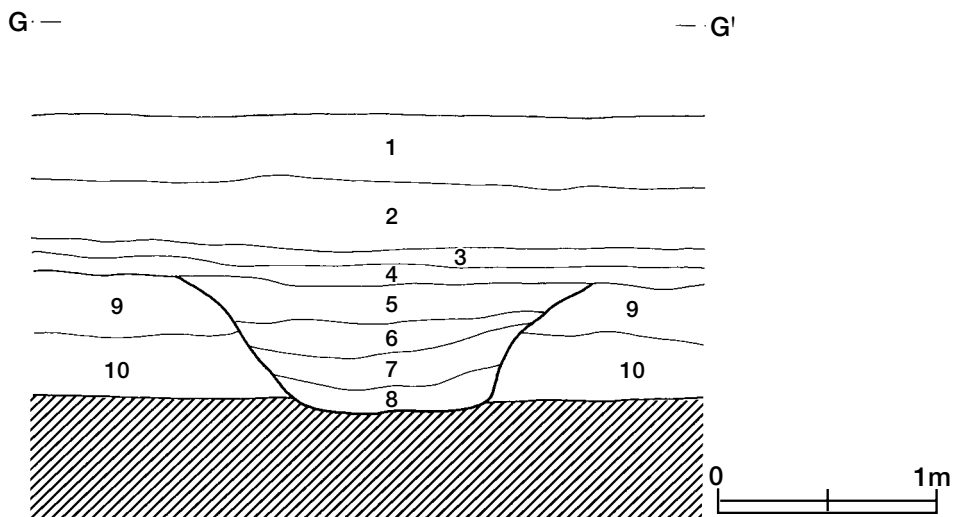
また、この南側に略円形を呈する遺構状の区域があり、その西側の溝状を呈する箇所は調査の当初は溝状遺構として調査を実施したが、覆土中には鉄分の凝集粒が著しく発達しているところから一般の溝状遺構ではなく、おそらくはこの略円形の区域全体が倒木等にかかる土層捻転址であると見做し得るであろう。なお、この遺構状の区域は、SD 2～4に切られており、これらの遺構に先行するものと考えられる。



第15図 溜井状施設 5 平面図

### 3号溝状遺構 (SD3) [7・16図]

浅間山系A軽石 (As-A) を含む土層の下位に検出された水路であり、天明三年 (1783) の浅間山の爆裂以前の近世初期の新田開発にかかる水路ないしは、これ以前の開発にかかるものと見做すことができる。しかし、浅間山系A軽石 (As-A) を含まない水田床土層の下位に検出され、かつ浅間山系B軽石 (As-B) を覆土中に含んでいるところから、おそらく中世の後半期にかかる水路跡である可能性が高いであろう。この水路の路線は、埋没地形の縁にそって開鑿されたものと推定され、SD4に近い路線をもっているが、これと交差するやや西側方向の流路をもっている。



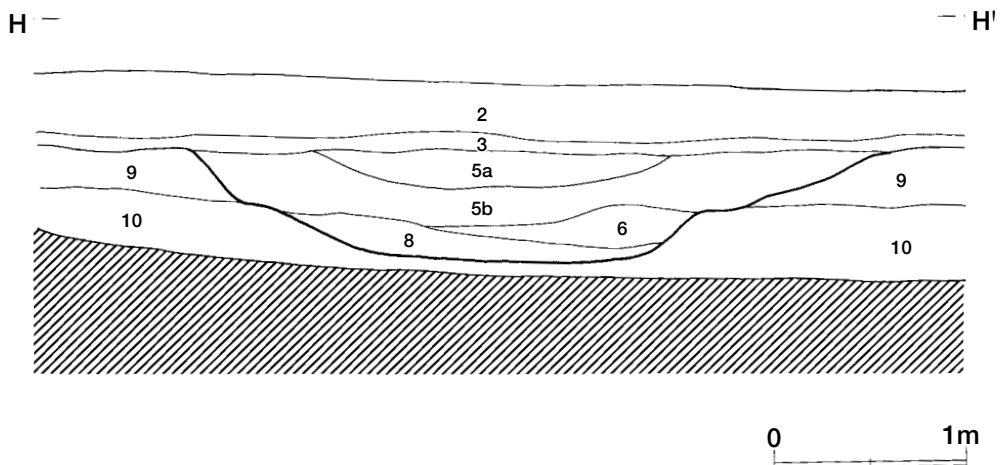
第16図 3号溝状遺構断面図

#### SD-3 西側 西壁

- |      |        |                                       |
|------|--------|---------------------------------------|
| 第1層  | 暗灰褐色土  | 現耕作土。床土の発達がなく、畑地～休耕 (水田) が 多いか? 鉄斑有り。 |
| 第2層  | 暗褐色土   | 旧耕作土。浅間山系A軽石 (As-A) を含み、比較的均質である。     |
| 第3層  | 黄褐色土   | 旧耕作土の床土。As-A を含まない。                   |
| 第4層  | 暗灰色土   | 粘質で緻密である。                             |
| 第5層  | 黒褐色土   | 均質緻密で若干の浅間山系軽石As-Bを含む。粘性強い。           |
| 第6層  | 暗灰色土   | 鉄斑の発達する不均質な層。                         |
| 第7層  | 黒灰色土   | 粘性がやや弱い泥土質の土層。                        |
| 第8層  | 灰褐色土   | やや砂質で不均質である。                          |
| 第9層  | 淡黄褐色粘土 | 均質、緻密である。基盤層。                         |
| 第10層 | 淡黄褐色粘土 | 均質、緻密である。鉄斑が発達する。基盤層。                 |
| 第11層 | 淡黄褐色粘土 | 均質、緻密である。更に鉄斑が発達する。基盤層。               |

#### 4号溝状遺構（SD4）〔7・17図〕

現状の水路の底面に相当し、浅間山系A軽石（As-A）を含んでおり、近世以降継続的に利用されていた水路の一部を構成するものである。現状の水路においては、この区域の東西に位置する水田の排水路に相当するものであり、下流域の用水路に相当している。なお、SD4とSD3との関係は、その埋没状態や流末での地割の変化を予想すべき点等から、継起的な利用にかかる水路の痕跡と考えることは難しく、SD3の一定の断絶の後に、比較的近い現在の路線における開鑿の過程を想定しておく必要がある。

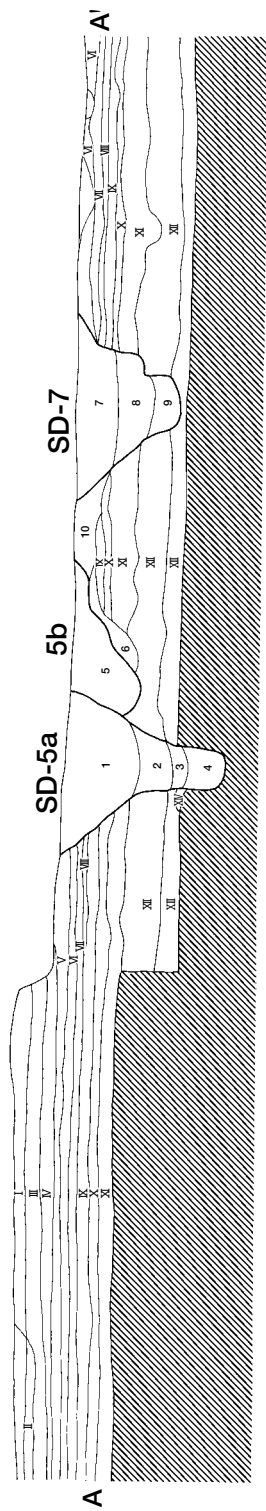


第17図 4号溝状遺構断面図

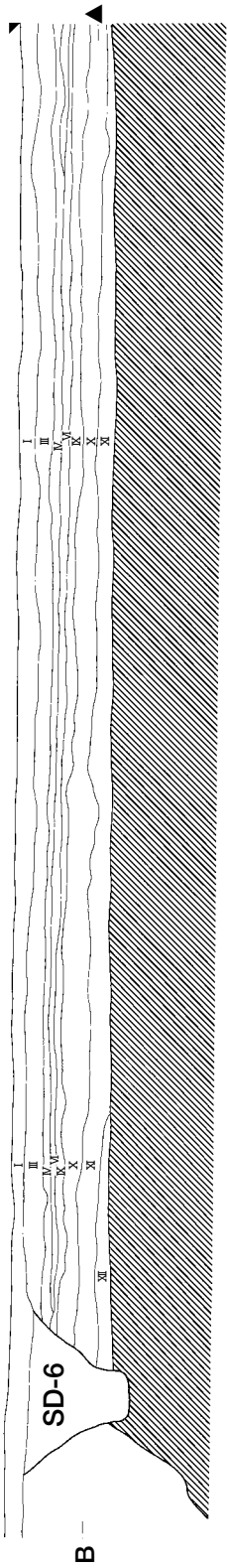
#### SD-4

第2層	暗褐色土	旧耕作土。浅間山系A軽石（As-A）を含み、比較的均質である。
第3層	黄褐色土	旧耕作土の床上。As-Aを含まない。
第5a層	黒褐色土	均質緻密で若干のAs-Aを含む。粘性強い。
第5b層	黒褐色土	均質緻密で若干のAs-Aを含む。鉄斑が発達している。粘性強い。
第6層	暗灰色土	鉄斑の発達する不均質な層。
第8層	灰褐色土	やや砂質で不均質である。
第9層	黒茶褐色土	As-Bを含む。下半に多いが、漸移的である。
第10層	淡黄褐色粘土	均質、緻密である。基盤層。
第11層	淡黄褐色粘土	均質、緻密である。鉄斑が発達する。基盤層。

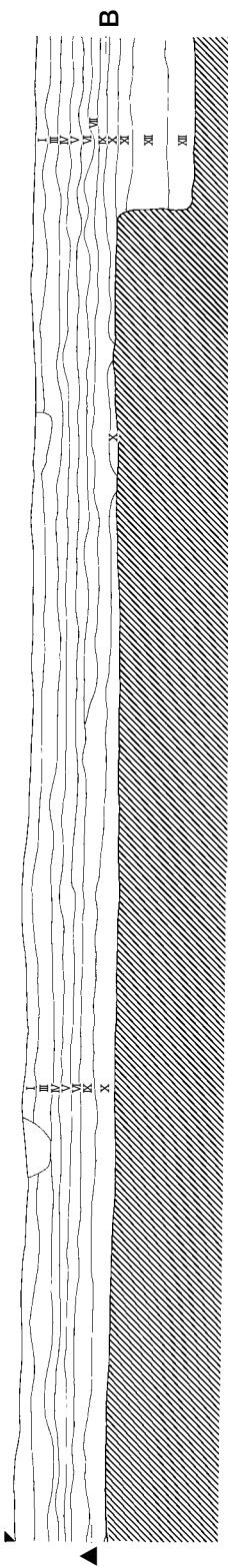
II A区 西壁



II A区 南壁



II A区 南壁



第18図 5・7号溝状遺構およびII A区断面図

### 5号溝状遺構（SD5）[18・19図]

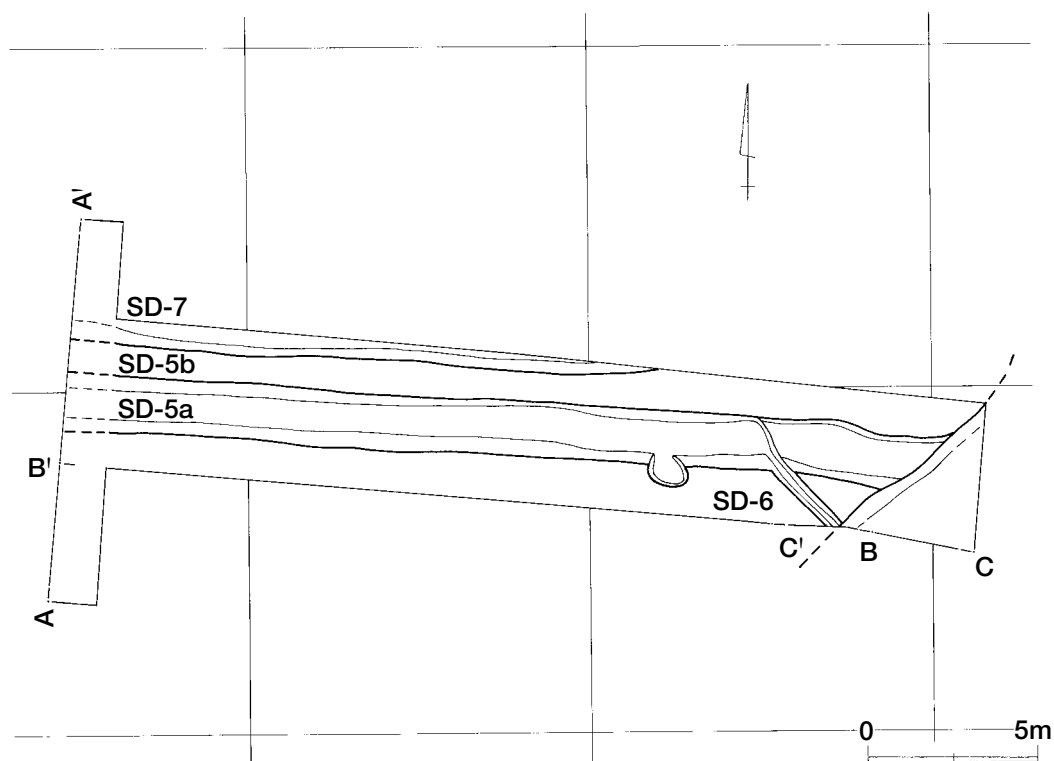
本址は、ⅡA区[19図]で検出されたものであり、現行の溝の下位に位置するものである。本址は、条里形地割の東西の坪線に沿うものであり、掘り返しの痕跡（5b）を認めることができることから、一定の継続的な利用が推定されるものである。

### 6号溝状遺構（SD6）[18・19・20図]

本址は、ⅡA区[19図]で検出された、条里形地割に沿ったSD5に合流するものであり、上流部の灌漑用水をSD5に導入するための水路であると考えられることができる。なお、この水路を挟んで東側には埋没河道が検出されており、現行水田に先行する水田耕作にかかる土層が検出されていないことに注意すべきであろう。

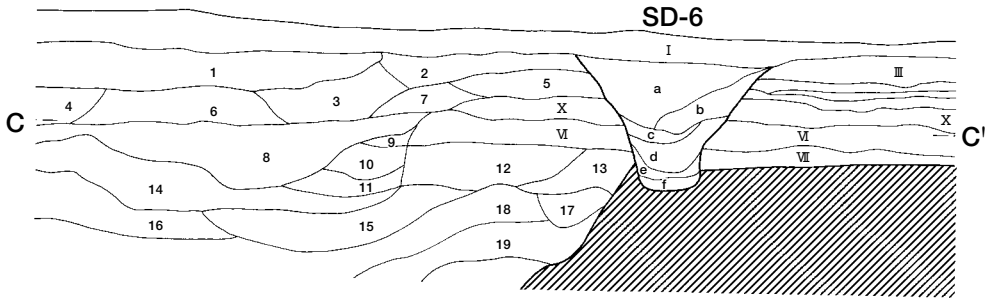
### 7号溝状遺構（SD7）[18・19図]

本址は、ⅡA区[19図]で検出されたものであり、条里形地割の東西の坪線に沿うSD5に平行するこれに先行する時期の遺構であろう。本址は浅間山系B軽石（As-B）を含む土層にかかる水路状遺構であり、覆土中にもこの軽石粒を含んでいる。



第19図 堂ノ西地区ⅡA区全測図

II A区



第20図 6号溝状遺構断面図

SD-5 (溝1)

第1層	暗褐色土	黒色土をブロック状に、マンガン粒をを斑点状に若干含む。しまり、粘性共に強い。浅間山系A軽石(As-A)をまばらに含む。
第2層	暗茶褐色土	マンガン粒が斑点状に多量に混入する。しまり、粘性共に強い。
第3層	暗緑灰色土	マンガン粒を少量混入する。軟質で粘性は強い。
第4層	暗橙褐色土	マンガン粒を多量に混入する。しまり、粘性共に弱い。

SD-6 (溝2)

第5層	暗褐色土	マンガン粒を斑点状に少量、浅間山系A軽石を微量含む。しまり、粘性共に強い。
第6層	暗灰褐色土	第Ⅵ層によく似た質でマンガン粒若干混入する。しまり、粘性共に強い。

SD-7 (溝3)

第7層	暗茶褐色土	浅間山系A軽石(As-A)、炭化物粒を微量に含む。鉄斑粒を斑点状に若干含む。しまり、粘性共に強い。
第8層	暗茶褐色土	鉄斑粒を多量に、浅間系B軽石(As-B)を微量含む。しまり、粘性共に有する。
第9層	暗茶褐色土	鉄斑粒を若干含み、砂粒を微量混入する。しまり、粘性共に強いが上2層に比較して軟らかい。As-Bを含まず。
第10層	明黒褐色粘質土	第Ⅶ層と第Ⅷ層が練り混ざったような層。しまり、粘性共に強い。

基本層

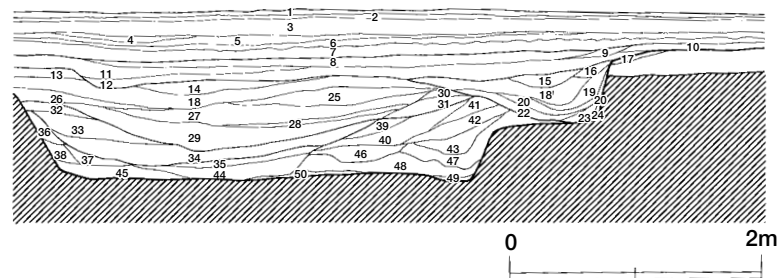
第1層	暗褐色土	浅間山系A軽石(As-A)をふくむ現表土。
第Ⅱ層	暗褐色土	As-Aをふくむ現耕作土層。(水田耕作層)
第Ⅲ層	橙褐色土	As-Aをふくまない耕作土層。(水田耕作層)
第Ⅳ層	暗橙褐色土	As-Aをふくまない耕作土層。(水田耕作層)
第Ⅴ層	暗茶褐色土	As-Aをふくまない耕作土層。(水田耕作層)
第Ⅵ層	明黒褐色土	水田の床。
第Ⅶ層	明黒褐色粘質土	浅間山系B軽石(As-B)を含む。水田耕作層。
第Ⅷ層	明黒褐色粘質土	第Ⅶ層とほぼ同様だが、B軽石をほとんど含まない。
第Ⅸ層	暗灰褐色粘質土	灰白色粘土をブロック状態で全体に混入。
第Ⅹ層	明黒褐色粘質土	しまり、粘性とも強い。
第Ⅺ層	暗灰白色粘質土	しまり、粘性とも強い。
第Ⅻ層	暗灰白色粘質土	粒状感がある。
第Ⅼ層	暗茶褐色砂	砂粒主体の層。細かい砂でしっかり感があるが、水ですぐ軟かくなる。

第Ⅳ層	灰褐色粘土	粘質土で、しまり、粘性とも強い。
第Ⅴ層	明緑灰色粘土	粘質土で、しまり、粘性とも強い。
第1層	茶褐色砂	浅間山系A軽石(As-A)を全体に、マンガン粒を若干含む。粒はやや荒い。
第2層	茶褐色砂	As-Aを少量、マンガン粒を帯状に含む。粒は細かくよくつまっている。
第3層	暗緑褐色砂	マンガン粒を若干、浅間A軽石を極微量含む。粒は荒くやや粘り気がある。
第4層	暗褐色砂	マンガン粒を若干含み、色調がやや黒っぽい。粒はやや荒く少々軟らかめである。
第5層	暗茶褐色土	砂粒を若干、炭化物粒を極微量含む。しまり強く、粘性を有する。
第6層	茶褐色砂	マンガン粒を多量に含む。粒はやや荒く軟らかめである。
第7層	茶褐色土	マンガン粒を斑点状に少量、砂粒を極微量含む。しまり強く、粘性を有する。
第8層	明茶褐色土	マンガン粒を斑点状に全体に、炭化物粒を微量含む。しまり、粘性共に強い。
第9層	暗褐色土	マンガン粒と砂粒を全体に含む。しまり強く、粘性を有する。
第10層	褐色砂	鉄斑粒を多量に、マンガン粒を斑点状に若干含む。荒い粒と細かい粒が半々で粘り気がある。
第11層	暗緑褐色砂	マンガン粒を斑点状に少量含む。粒はやや荒く粘り気を若干有する。
第12層	暗緑褐色砂	マンガン粒を帯状に下へ行く程多く含む。粒は極細かくよくつまっている。
第13層	茶褐色砂	マンガン粒を全体に含み、灰白色粘土をブロック状に若干混入する。粒は極細かく硬くつまっている。
第14層	緑褐色砂利	砂利主体の層。中程にマンガン粒が帯状に含まれる。
第15層	暗緑褐色砂	砂利を多量に混入し、マンガン粒を全体に含む。粒は細かい。
第16層	暗褐色砂	マンガン粒を全体に混入し、マンガン粒を少量含む。粒はやや荒い。
第17層	暗褐色砂	マンガン粒を極微量含む。粒は極細かく硬くつまっている。
第18層	暗褐色砂	マンガン粒を斑点状に少量含み、砂粒を若干混入する。粒は極細かく粘性を有する。
第19層	暗褐色砂	マンガン粒を帯状に微量含む。粒は極細かくよくつまっている。



## 埋没谷 A [21図]

I区で検出されたものであり、本区域で検出された溝状遺構および溜井状の遺構にかかわる主要な埋没谷である。その主たる土層の堆積状態はSD1の掘削によって失われているが、SD1の縁辺部に谷の埋積土が残されており、埋没谷を掘削することによってSD1および溜井状遺構が形成されている状況を容易に認めることができる。なお、溜井状遺構4付近では、埋没谷Aの埋積土を掘削しSD1が形成されている状況がより明瞭に確認することができるであろう。なお、本埋没谷の湧水源は、II A区で検出されている埋没河川の伏流水が関与しているものと推定される。



第21図 1号溝状遺構および埋没谷A断面図

### SD-1 Dベルト (東壁)

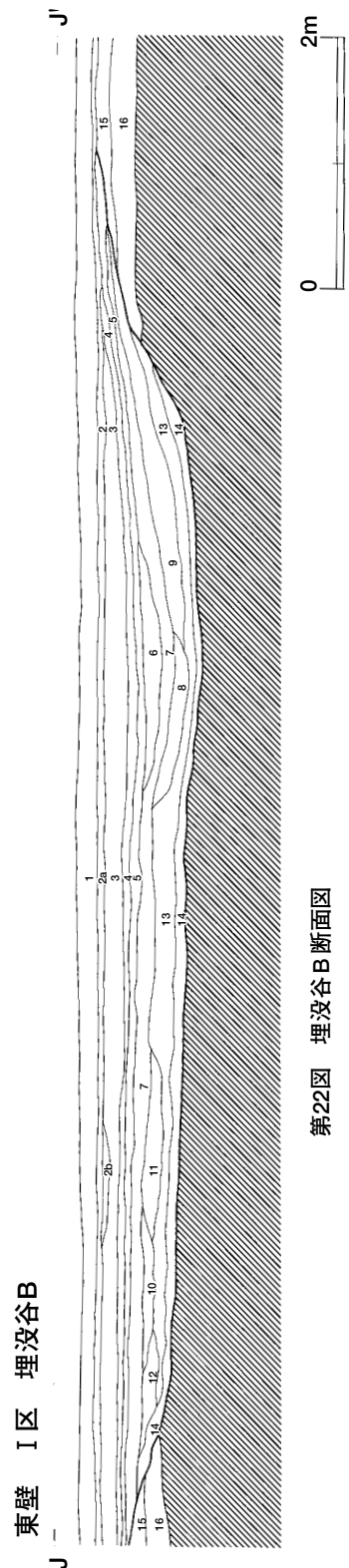
第1層	暗褐色土	黒色土をブロック状に、マンガン粒をを斑点状に若干含む。しまり、粘性共に強い。浅間山系A軽石(As-A)をまばらに含む。	第19層	明灰褐色土	しまりやや軟らかい、粘性は低い。暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルトを微量、黄褐色粘質土小塊を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第1層	暗灰褐色土	現耕作土。浅間山系A軽石(As-A)を多量含む。しまり軟らかい、粘性は無し。	第20層	明灰褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト小粒を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第2層	明橙灰色土	現耕作田床。As-Aを中量含む。Fe面状発達している。しまりやや硬い、粘性は無し。	第21層	暗緑灰色土	淡緑灰色シルト粒子主体。暗灰黒褐色土粒子を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は無し。(溶け出し)
第3層	暗灰茶褐色土	旧耕作土。As-Aを中量含む。色調やや暗い。しまり軟らかい、粘性は無し。	第22層	明灰褐色土	第20層に準ずる。淡緑灰色シルト小粒を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第4層	暗灰褐色土	As-Aを少量、浅間山系B軽石(As-B)を中量含む。しまり軟らかい、粘性は無し。	第23層	明灰褐色土	淡緑灰色シルト粒子主体。暗灰黒褐色土粒子少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は無し。
第5層	暗灰褐色土	As-Bを中量含む。しまり軟らかい、粘性は無し。	第24層	淡緑灰色シルト	基盤層。
第6層	暗灰褐色土	暗灰褐色粘質土主体。As-Bを少量含む。しまり軟らかい、粘性は普通 (SD-2 WH、IIIに類似、黄褐粘小粒無し。)	第25層	明緑灰色土	黄褐色粘質土、淡緑シルト塊主体。暗灰黒褐色粒子少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第7層	暗灰褐色粘質土	第6層に準ずる。色調明るい。しまり軟らかい、粘性は普通。	第26層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒子を中量、鉄斑を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第8層	暗灰茶褐色土	鉄斑を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第27層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒子を微量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第9層	暗灰茶褐色土	暗灰褐色粘小粒を少量、鉄斑を中量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第28層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒子を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第10層	暗灰褐色粘	第7層に準ずる。鉄斑を中量含む。しまり軟らかい、粘性は普通。	第29層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒子を微量、有機遺存体を多量に含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第11層	暗灰茶褐色土	第9層に準ずる。鉄斑を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第30層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒子を微量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第12層	暗灰茶褐色土	第9層に準ずる。鉄斑を中量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。	第31層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。明灰黒褐色土小粒を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第13層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。	第32層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒子を少量、鉄斑粒を少量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。
第14層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルト粒を少量、鉄斑を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。	第33層	明灰黒褐色土	第32層に準ずる。Fe無し。しまり軟らかい、粘性は低い。
第15層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。黄褐色粘質土小塊を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。	第34層	明灰黒褐色土	明灰黒褐色土主体。淡緑灰粒を微量、有機遺存体中少量含む。鉄斑粒は無し。しまり軟らかい、粘性は低い。
第16層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。黄褐色粘質土粒子を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。			
第17層	明灰褐色土	暗灰黒褐色土主体。黄褐色粘質土粒子を多量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。			
第18層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土主体。淡緑灰色シルトを微量含む。			

## 埋没谷 B [22図]

I区で検出されたものであり、SD1の機能時には緩やかな谷状の地形を呈していたものと考えることが可能である。なお、谷の埋積層下部には泥砂～砂泥質の堆積土が認められるとともに、その下層には鉄分やマンガンの凝集が認められるなど、一定の水流の存在が推定される。また、土層の堆積状況から埋没の完了は中世以降であることが確認し得るであろう。

### 東壁・埋没谷

- |       |         |                                |
|-------|---------|--------------------------------|
| 第1層   | 暗灰褐色土   | 現耕作土。浅間山系A軽石(As-A)を含む。         |
| 第2 a層 | 床土層     | As-Aを含む。鉄分の凝集が認められる。層厚に差があり。   |
| 第2 b層 |         | bでは(As-A)を含まない                 |
| 第3層   | 黒茶褐色土   | 浅間山系B軽石(As-B)を含む。下半に多いが漸移的である。 |
| 第4層   | 黄灰褐色シルト | As-Bは含まない。斑状に粘質土を含む。           |
| 第5層   | 黒色土     | 均質で粘性を帯びる。                     |
| 第6層   | 暗灰褐色土   | シルト質・均質で粘性を帯びる。                |
| 第7層   | 淡灰褐色土   | やや不均質で鉄斑が認められる。                |
| 第8層   | 淡黄褐色泥砂  | 不均質で斑状にシルトを含む。                 |
| 第9層   | 淡黄褐色泥土  | 第8層に類似するが砂が少ない。                |
| 第10層  | 淡黄褐色泥土  | 第8層に類似するが第9層より砂が多い。            |
| 第11層  | 暗灰褐色泥砂  | 第8層より砂粒が粗い。                    |
| 第12層  | 暗灰褐色砂泥  | 第11層より砂が少ない。                   |
| 第13層  | 暗灰色シルト  | 粘質で鉄斑が発達し、不均質である。              |
| 第14層  | 黒灰色泥土   | シルト質で不均質である。                   |
| 第15層  | 暗灰色土    | 不均質でマンガンの凝集が認められる。基盤層。         |
| 第16層  | 褐色粘土    | 鉄斑が発達し、緻密で均質である。基盤層。           |
| 第17層  | 淡緑灰色砂泥  | 鉄斑が発達し、緻密で均質である。基盤層。           |

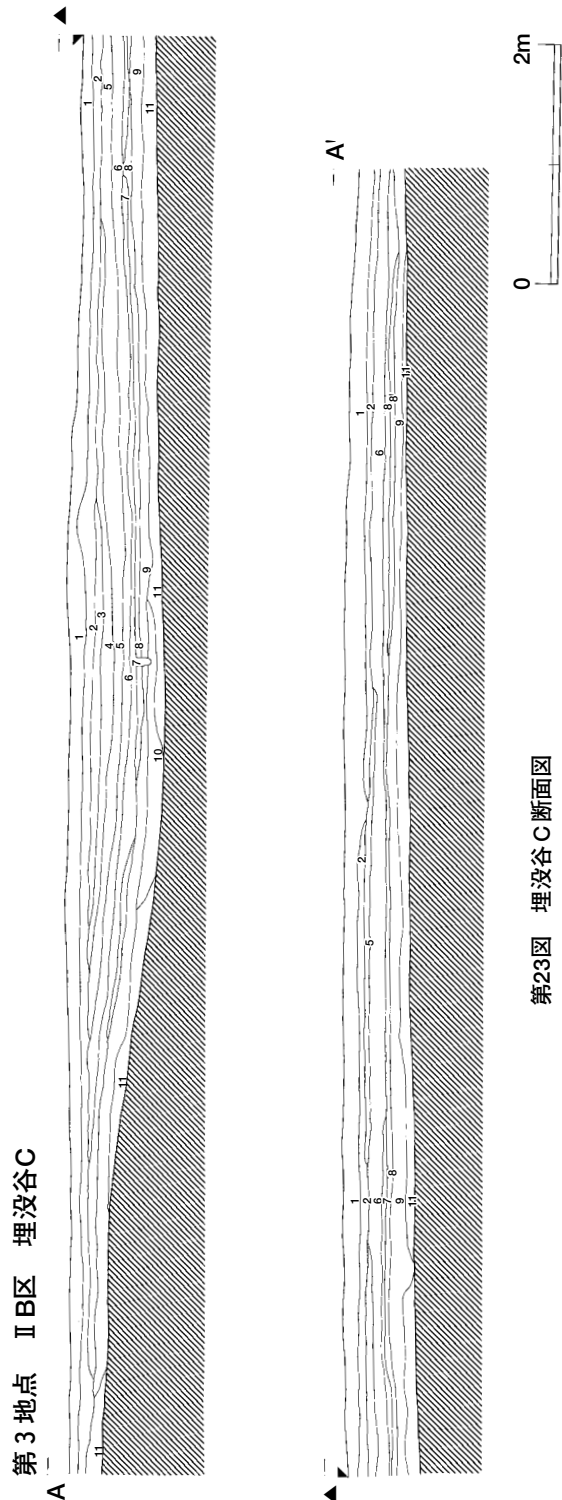


## 埋没谷 C [23図]

II B区で検出されたものであり、南側は緩く立ち上がっており、谷頭に近い区域であると推定される。その谷の方向から、おそらくI区で検出された埋没谷Aの谷頭のひとつであると考えられるであろう。なお、堆積土はシルト質であり、この地点での恒常的な湧水や流水の存在は認め難いものと推定される。

### II区B地点土層説明

- |             |  |
|-------------|--|
| 第1層 暗灰茶褐色土  | 現耕作土。明灰茶褐色土を主体とし、As-Aを多量、鉄斑を中量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。                                    |
| 第2層 暗茶褐色土   | 床層。As-Aをかなり多く、鉄斑がかなり発達している。しまりはあるが、粘性はあまりない。                                       |
| 第3層 黒灰土     | As-Bを微量に含む。鉄斑はあまり発達していない。緑灰白色シルトを少量含む。しまり、粘性共に強い。                                  |
| 第4層 灰褐色土    | As-B堆積層。層全体にまばらであるが、鉄斑が発達している。しまり、粘性共に強い。  |
| 第5層 灰色土     | As-Bを微量に含む。細かい鉄斑粒がかなり密に、やや大きい鉄斑が疎らであるが見られる。緑灰白色シルト粒、緑灰白色シルトブロックが少量含まれる。しまり、粘性共に強い。 |
| 第6層 緑灰白色シルト | 鉄斑がかなり発達している。灰白シルトブロックが含まれている。しまり、粘性共に強い。  |
| 第7層 黒褐色シルト  | 灰白シルトブロック、緑灰白粒子が均一に含まれる。鉄斑はあまり発達していない。しまり、粘性共に強い。                                  |
| 第8層 灰色シルト   | 鉄斑が発達している。   |
| 第9層 淡灰黒色シルト | 鉄斑がかなり発達している。黒灰色ブロックを疎らに含む。黒灰色粒子も疎らに含む。しまりはあるが、粘性は弱い。                              |
| 第10層 淡灰色シルト | 鉄斑が発達している。黒灰シルトブロックを同粒子を均一に含む。しまりはあるが、粘性はない。                                       |
| 第11層 緑灰シルト  | 鉄斑がかなり発達している。黒灰白ブロックを均一に含む。しまりはあるが、粘性はない。  |

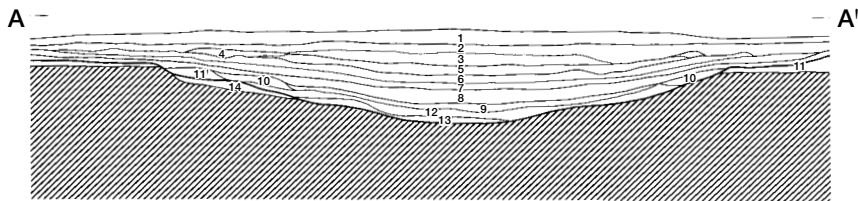


第23図 埋没谷C断面図

## 埋没谷D [24図]

ⅡC区で検出されたものであり、緩やかな谷状の地形を呈し、顕著な人為的な改変は認められない。谷の開く方向から、Ⅰ区で検出された埋没谷Bへと連なる開析谷の一部であろうと推定される。天仁元年(1108)の爆裂にかかると推定されている浅間山系B軽石(As-B)によってその上面が被覆されているが、その降灰時にはその堆積状態から埋没は完了しておらず、緩やかな低地帯をなしていたことが推定される。その後、浅間山系B軽石(As-B)を含む土層が形成されているが、何らかの人為的な土層の攪拌、おそらくは耕作等が行われたことを推定し得るが、安定した耕地であったと考えることは難しいであろう。

### 第4地点 ⅡC区 埋没谷



第24図 埋没谷D断面図

#### ⅡC区地点 谷土層説明

第1層	暗灰褐色土	現耕作土。浅間山系A軽石(As-A)を含む。
第1層	明灰茶褐色	明灰茶褐色土を主体とし、浅間山系A軽石(As-A)を多量、鉄斑を中量含む。しまり軟らかい、粘性は低い。(現耕作土)1・2層間Fe面状凝集(床有)
第2層	明茶褐色土	明灰茶褐色土を主体とし、As-Aを少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第3層	暗灰黒褐色土	暗灰黒褐色土を主体とし、浅間山系B軽石(As-B)を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。(滞水状湿地)
第4層	明茶黒褐色土	暗灰黒褐色土を主とし、明茶褐色土(第2層土)が流込状に混在する。As-Bを少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第5層	暗灰黒色土	暗灰黒褐色土を主体とし、As-Bを多量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第6層	暗灰褐色粘質土	明灰褐色粘質土を主体とし、暗灰黒褐色土粒子を中量含む。層上位程混入率が高く漸移的に第7層へと移行。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第7層	明灰褐色粘質土	明灰褐色粘質土を主体とし、暗灰黒褐色土粒子を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第8層	明灰茶褐色粘質土	明灰茶褐色粘質土を主体とし、有機遺存体を中量含む。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第9層	明灰褐色粘質土	明灰褐色粘質土を主体とし、明灰茶褐色粘質土粒子を少量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第10層	明灰褐色粘質土	明灰褐色粘質土を主体とし、明灰茶褐色粘質土粒子を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第11層	明灰褐色粘質土	基盤層。
第11'層	明灰茶褐色粘質土	明灰茶褐色粘質土を主体とし、明灰茶褐色粘質土粒子を中量含む。層上位ほど混入率が高く漸移的に第13層へと移行。しまりやや軟らかい、粘性は低い。
第12層	明灰褐色粘質土	明灰褐色粘質土を主体とし、明灰茶褐色粘質土粒子を微量含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第13層	明灰褐色粘質土	明灰褐色粘質土を主体とし、明灰茶褐色粘質土粒子を微量に含む。しまりやや軟らかい、粘性は普通。
第14層	明灰褐色粘質土	基盤層。

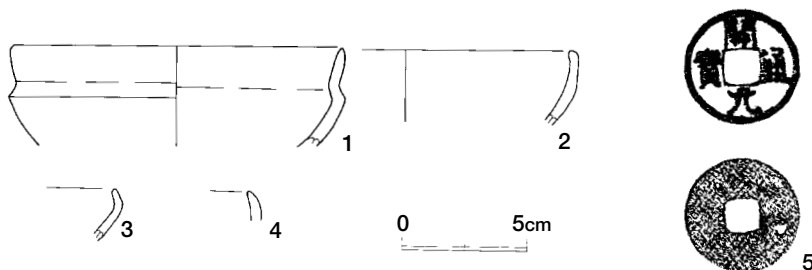
### 3. 出土遺物の概要 [25図]

本調査区域における遺物の出土量は極めて乏しい。これは、おそらく本地点が各時期の生活域から離れた地点に位置することとともに、土器等の遺存しやすい道具類を用いない土地利用形態が継続的に行われたためであろう。ちなみに、表土層下の水田床土層を中心に近世および近代の陶器破片、下部水田床土層からその直下を中心に土師器破片等が検出されているが、いずれも小破片であり、遺構に伴う遺物は検出されていない [図版26]。しかし、出土した土師器は、いずれも器表面は磨滅しているものの、概ね鬼高式後半期以降の遺物と考えられるものであり、この頃までにSD1およびSD2はほぼ埋没が完了していたことを示唆するものである。また、やはり水田床土層より、開元通宝が1点出土している [図25]。なお、図示した土師器は、小破片から推定したものであり口径や傾き等については厳密なものではない。

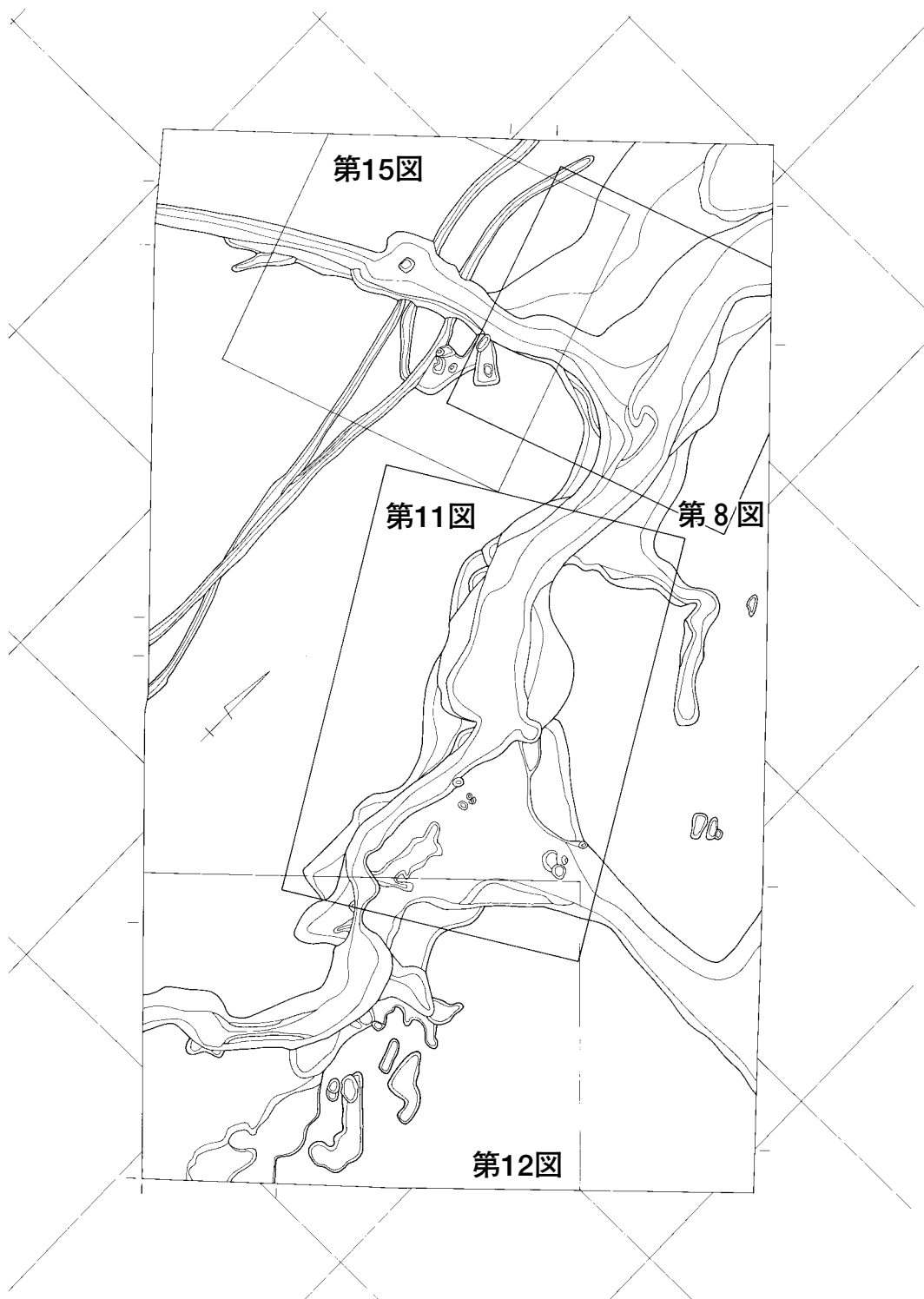
また、SD1の覆土下層においては、植物性の有機物や木片等が検出されたが、木器あるいは積極的に人為的な加工痕をとどめる木製品は確認することができなかった。これらは、おそらくこの溝状遺構ないしは溜井状施設の廃絶後に、その埋没の過程で流入したものと考えることができるであろう。

溝形成以前

また、I区南端の埋没谷Aより、頁岩製の尖頭器状のスクレイパーが1点検出されている。この石器は、谷の底面より幾分浮いた状態で埋没土層中より出土しており、表面が風化・磨滅しているが両面剥離調整による縄紋草創期の遺物と考えられるものである。この石器の出土地点である埋没谷Aの位置が、この遺物の第一次的な放棄ないしは遺棄された位置であるかどうかの判断は難しいが、該期においては、すでにこの谷状の地形が形成されつつあったことが推定しうるであろう。なお、このような縄紋草創期と考えられる尖頭器状のスクレイパーは、浅見山丘陵上の雷電山地区 (井上、2002) においても、やはり単独で検出されており、該期の活動の一端を窺わせるものと考えられるであろう。



第25図 堂ノ西地区出土遺物



第26図 遺構平面図配置

## 第V章 児玉条里縁辺部における土地利用の変化

### —吉田林地区の灌漑と開発の推移—

#### はじめに

児玉条里遺跡は、「九郷用水」を基幹とする井堰灌漑と条里形地割による体系的な関係によって長く維持されてきた。このような体系性が、この地域の伝統的社会の基層の一端を構成する枠組みとして機能してきた点やその歴史的な推移については、すでに幾つかの報文中で概括的に論じたことがある（鈴木、1998・2000ほか）。また、この吉田林地区の灌漑の問題についても、近世の新田開発の問題に即して述べたことがある（鈴木、2000）。

#### 本章の視点

ここでは、今回現状変更される現地表面に残された土地区画と灌漑の系統（第三章）および発掘調査の成果（第四章）を踏まえ、児玉条里の施工区域縁辺部に相当する、この小規模な区域の水田と灌漑系統の推移の問題について考え、併せて今なお不明な点の多い吉田林地区の歴史的な開発の過程について、地域社会の推移とその形成過程という側面に視点を置いて考えてみたい（註1）。

#### 1. 低地帯における土地利用の基層

本報告にかかる吉田林堂ノ西地区は、児玉条里遺跡（以下単に児玉条里とする）の縁辺部に位置しており、灌漑用水の確保の問題や、地割の変遷において、条里遺跡の中核区域とは異なった問題を提起する部分がある。吉田林地区には、灌漑にかかる自然の小河川がなく、付近に広い集水域が認められないことが特徴であり、おそらくこの地域の開発の以前においては、湧水源からの幾筋かの細流が認められたに過ぎないような景観であったことが推定される。

#### 溝状遺構の性格

今回の調査で検出された溝状の遺構（SD1）は、調査区内で大きく蛇行しあるいは分岐し、基本的にはこのような自然の低地帯（埋没谷）に伴う形態であると考えてよい。しかし、この幅広い低地帯の内側において、幅の狭い人工掘削にかかる溝状遺構（SD2）がこれに連絡し、また部分的に幅の広い溜井状の結節部（溜井状施設1～5）をもっているところから、これらの遺構群にある種の集水施設としての性格を窺うことができるであろう。また、それぞれの溝状遺構の底面には、周辺の基本土層から洗い出された砂層が堆積しているところから、これらの機能していた時期においては一定の水流の存在を認めることができる。おそらく、これらの溝状遺構は、完新世の埋没流路にかかる低地帯の湧水点の周辺を中心に、溜井状の施設およびこれに付帯する溝状の施設を掘削した、灌漑用水の確保を目的とした集水施設であると考えてよいであろう。これらの遺構群および低地帯の覆土上面には、浅間山系B軽石（As-B）を

含む層が被覆しており、この流路が古代には緩やかな低地帯を構成していた様子が窺える。しかし、これらの施設の開鑿時期を示す、具体的な資料は今回の発掘調査においては検出されていない。

#### 古墳時代の灌漑

ちなみに、雷電下遺跡D区（恋河内、1999）で検出された埋没河川跡は、古墳時代前期～中期に人工的な再掘削に伴う溝状遺構に一定の水流があり、7世紀後半期に急速に埋没が進行する状況が確認されている。また、城の内遺跡（恋河内、1997）、東牧西分遺跡（恋河内、1995）や、後張遺跡（立石他、1982・1983）においても同様な状況が確認されている（註2）。あるいは、秋山諏訪平遺跡等で丘陵裾部の湧水点や秋山川旧河道にかかる低地帯で溜井が検出されている（註3）。これらは、湧水灌漑に関わるものである。また、堀向・藤塚遺跡（鈴木他、1995）および今井川越田遺跡（瀧瀬他、1997他）で確認された“蛭川埋没河川跡”、児玉条里遺跡八幡山北田地区（鈴木、2000）および神川町反り町南遺跡で検出された仮称“反り町南一北田水路跡”や、金佐奈遺跡（大熊他、1999ほか）および神川町八荒神南遺跡（金子他、1995）で検出された“上真下水路跡”など、旧河道の再掘削にかかる大溝ないしは堀跡などの河川灌漑に関わる遺構が各地区で検出されている。この両者は、河川灌漑と湧水灌漑と、その灌漑方式に差異はあるものの、埋没河道や谷状の低地帯を再掘削するという、帯状の低地地形に依存する共通した開発の方式を採用しており、古墳時代の中期以前を中心に実施されている状況が確認されている。これらの開発を考える上で注意しておかなければならない点は、その後の開発とは異なり、該期においては開発対象の土地には低地林の発達が想定されることである。したがって、その開発が個別的な土地にかかる開田と灌漑方式であるとはいえ、その労働編成は一定の秩序に基づく協業による開墾の形態が想定されなければならないであろう。

#### 溝状遺構の年代

ともあれ、このような児玉地域における埋没河道や低地帯の土地利用の状況から考えるならば、今回検出された灌漑施設と推定される遺構群は、明確な根拠とはいえないが、おそらく4～7世紀頃、言い換えると古墳時代の所産であると考えて大過ないであろう。ちなみに、吉田林地区における、このような湧水に依存する灌漑用水等の確保は、女池遺跡東側の区域で確認されている、鬼高期～平安期と推定される「溜井」状の落ち込みからも推定されるものであり、古墳時代以来、断続的にこの湧水源が利用されていた様子を窺うことができる（註4）。

今回の調査区（I区）で検出された、この集水施設が廃絶した時期についてもまた具体的には明らかではないが、少なくとも天仁元年（1108）の爆裂にかかる浅間山の噴出物（As-B）の堆積状況から、12世紀初頭には、これらの遺構



の区域はすでに僅かな低地帯となっており、これをかなり遡る時期に廃絶されたものと見做すことができる。ちなみに、先の児玉地域における埋没河川や低地帯の水源を利用した灌漑施設の廃絶時期が7世紀代を中心としていることも、これらの遺構群の盛衰を考える上ではひとつの参考になるものと思われる。また、この灌漑施設の廃絶については、この施設によって灌漑すべき耕地の変化とともに、これに代わる別系統の灌漑用水の確保の問題を睨んで考えておく必要がある。ともあれ、一見すると平坦な現在の水田地帯においても、幾筋もの埋没河川や埋没谷等の地形的な起伏が認められ、「大化前代」においては、今日より遥かに地形的な多様性をもった景観を呈していたものと推定することができる。このような微細な地形的変化を基礎に、各時期の自然の用在性に基づく合目的な土地利用の形態が選択されていると考えてよいであろう。

#### 古代の灌漑系統

古代における「九郷用水」の開鑿とその用排水系統の広域な設置には、このような微地形を考慮した体系性が認められ、灌漑すべき耕地の標高を睨んだ分水点の設置とその導水経路の選択が想定されるものである（註5）。灌漑は、もとより地形的勾配に規定されており、この勾配に沿って網状に編成したものが用排水系統である。「九郷用水」による吉田林地区の灌漑は、基本的に「薬師堂堰」からの用水系統に属しており、児玉町保木野において「九郷用水」の本流から分水し、八幡山北田地区の猿尾状の分水堰〔北田／基図3〕で分水され、八幡山の北側と吉田林方面の用水を分流し、それぞれを個別の灌漑用水にあてている。条里形地割をもったこの吉田林の北半の区域の水田は、基本的にこの「九郷用水」の灌漑区域に相当していることは、この地区の開発の過程を考える上でも注意しておくべき点であろう。

吉田林地区内の幾つかの地点において発掘調査で検出されている溝状遺構も、基本的にこの「九郷用水」から導水されている用排水系統に関わるものと考えることができるであろう。樋越遺跡（恋河内、1995）では、真間期の土師器を出土した8号溝を中心に、これに平行する複数条の用水路が検出されている〔図〕。これらの溝状遺構は、条里形地割に沿わないとはいえ、ある時期の条里水田を劃する外周の用排水路と考えることができるものである。ちなみに、現状においても、この水路以北は明瞭な方格地割を認めることが難しいことに注意しておくべきであろう。しかし、現状の条里坪割りの内側に位置する鶴蒔遺跡（恋河内、1995）においては、鬼高期の土師器を出土する7号溝とともに、これに平行する数条の溝が検出されており、これらは条里形の方格地割に沿っていない。ちなみに、この遺跡の800mほど南方に位置する高縄田遺跡（恋河内、1995）で検出されている和泉末～鬼高期の溝状遺構が、概ねこの鶴蒔遺跡の7号溝と平行していることにも注目しておきたい。おそらく、これらの古墳時代

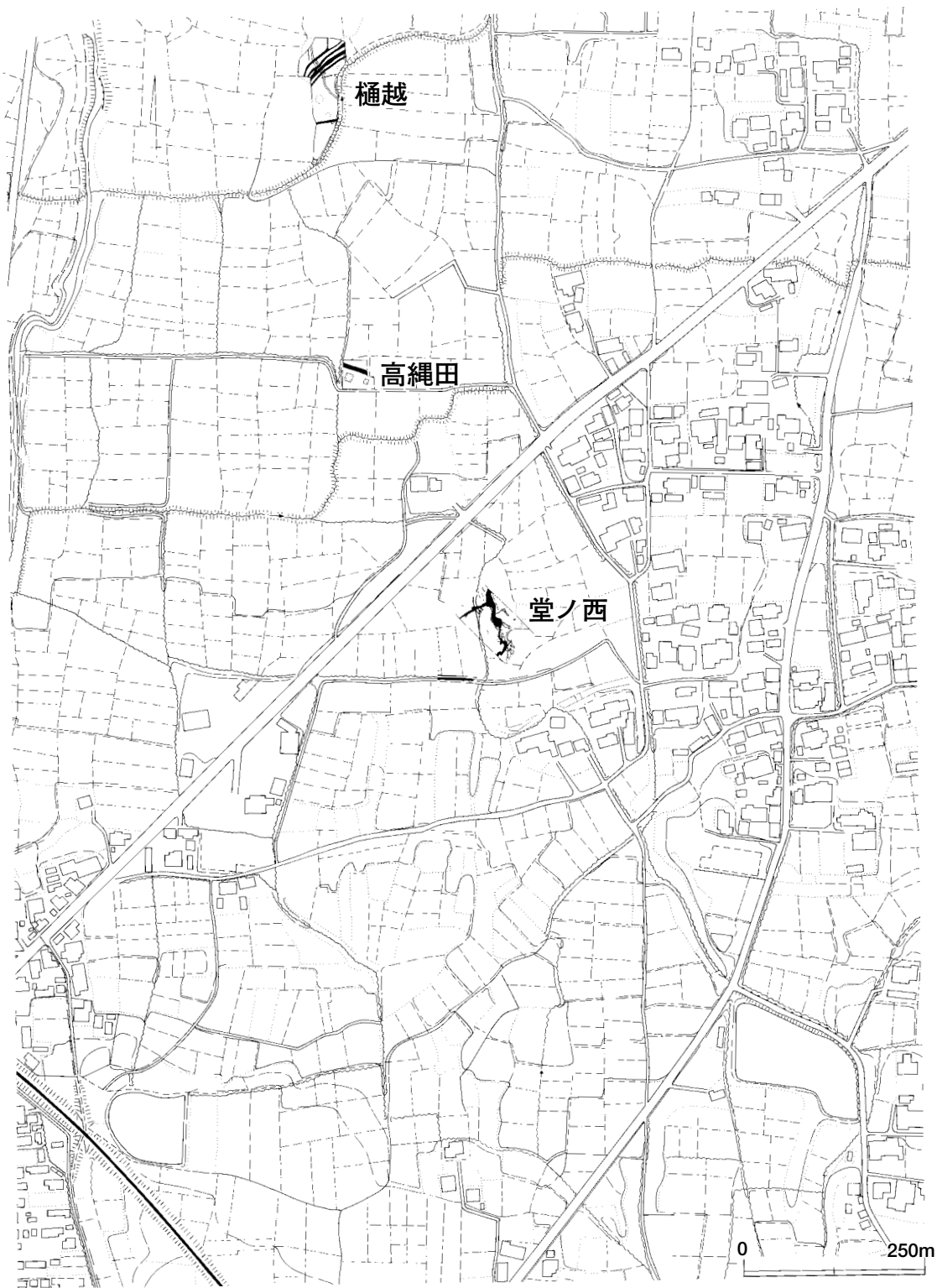
の水路は、赤根川水系の河川ないしは八幡山北田地区（鈴木、2000）で検出された埋没河川跡に基づく水路等から導水されていたものと考えてよいであろう。ともあれ、この鶴蒔遺跡の7号溝に平行する溝群は、積極的な出土遺物は検出されていないとはいえ、すべて「中世」の所産であると推定されている。したがって、鶴蒔遺跡以北の条里形地割の形成時期やその性格については一定の検討が必要となろう。なお、中世における条里坪線の延長の問題については、大字蛭川の南部に位置する南街道遺跡（恋河内、1996）周辺の畑地帯について積極的に論じられており、相互の関連を考える必要があるのかも知れない。

#### 古代の堂ノ西

今回の調査区域内における浅間山系B軽石を含む堆積層の分布から、「兄玉条里」の施工が開始された時点では、少なくとも、この埋没流路は緩やかな低地帯を構成していたと考えることが可能であり、直接にはこの地点の条里形地割の施工は考え難いと言ってよいであろう。ちなみに、古代理没河道である“蛭川埋没河川跡”も、この低地帯を避けて条里形地割が施工されていたことが確認されており、当該期の条里形地割りの施工方式から考えても、この埋没流路の施工が回避されていたと見做してよいであろう。言い換えれば、この地域の古代の水田の区画としての条里形地割の施工は、少なくともこの低地帯の以西～以北からであったと考えることが妥当であろう。また、調査区に位置する現行の水路以南の、字「堂ノ西」は、もとより「九郷用水」の伝統的な灌漑区域ではなく、これ以北の字「西」は「薬師堰」からの灌漑区域に属していることにも注意しなければならない。さらに、これらの区域が「九郷用水」の灌漑の流末に位置し、用水が潤沢であるとは言えない点も、堆積土の薄さと併せて考えておく必要があるだろう。

#### 条里との関係

字「西」に位置する今回のⅡA区は、条里東西の坪線上に位置し、現状においても直線的な畦畔が認められた区域に相当している。発掘調査によると、この坪線に平行して複数の溝状遺構が検出されている。また、土層断面の観察によると、堆積が水平であり古代に遡りえる明確な畦畔を検出することはできなかった。しかし、条里坪線に平行する7号溝状遺構（SD7）は、浅間山系B軽石（As-B）を含む水田層を切って形成され、覆土上層にはAs-Bを含んでいるところから、おおむね中世の開鑿にかかるものと考えられることができる。しかし、不連続面をもって境する覆土の最下層においては、このAs-Bを含んでいないところから、この溝の開鑿が、天仁元年の浅間山の爆裂に先行する時期に遡る可能性を認めることができる。ともあれ、字「堂ノ西」と、字「西組」の境界は、条里坪線の延長上に位置し、条里施工区域と非施工区域の境界に相当するものと推定することもできるが、条里形地割が施工された水田との間には一定の空隙があり、これらが古代の条里形地割の痕跡そのものであると考えることには



第27図 堂ノ西地区の周辺環境

再考が必要であろう。

児玉地域の条里水田の問題を考える上で重要な、「九郷用水」の灌漑系統は、旧稿（鈴木、1998）で指摘したように、体系的で局地的な変更には困難が伴うものであり、「児玉条里」と有機的な関係を構成しているものである。しかし、この灌漑系統の縁辺部では、ここで見たような土地利用形態の多様な推移の過程を認めることができる。このような変化の過程は、社会的な再生産のための水利と水田を系統的に編成し、拡大再生産のために極相へと向かう、歴史的に累積した多重の関係性に基づく人間生態系のひとつの遷移の過程として捉えることができるであろう。

## 2. 中世吉田林区域の水田と灌漑

体系的な灌漑方式をもった条里形地割の認められる水田の縁辺部の問題は、灌漑用水の確保に基づく水田の維持・管理、あるいは用水の不足にかかわる水田の荒廃と、条里施工区域縁辺部の排他的な分割占取の問題として捉え返すことができるであろう。この吉田林区域の児玉条里縁辺部における再開墾の問題は、中世初期における「児玉庄」の設置の問題と関連する部分が想定し得るところから、灌漑系統の問題を含めて検討しておくべきである。この吉田林地区の開発を考える上では、「九郷用水」の用水系統の中でも、「児玉庄」の立荘との関連が推定される「猿楽堰」からの用水系統と、本来の条里水田の灌漑系統を構成する「薬師堂堰」の用水系統との弁別が必要である。

### 条里水田の灌漑

吉田林区域の条里水田は、基本的に「九郷用水」の灌漑区域に相当している。このうちでも「薬師堂堰」からの灌漑区域は、先に見たように比較的明瞭な条里形地割が認められるのに対して、「猿楽堰」からの灌漑系統に属している水田は、この地割が崩れているという傾向を認めることができる。この「猿楽堰」からの灌漑区域は、方格地割に乱れが認められるとはいえ、一定の条里形の地割を認めることができるといえるが、この系統については中世初期の引水であると捉えることができるものである。しかし、もとより八幡山区域等を主として灌漑するこの「猿楽堰」からの用水系統は、条里施工の当初は“金屋大溝”や“田端大溝”等の古代的な用水系統によって灌漑されていた系統に属していたものと推定される（註6）。

この“金屋大溝”や“田端大溝”等に見られる灌漑系統は、「赤根川」系統と丘陵部の谷の湧水を集めて八幡山方面を灌漑するものであったと推定されるものであり、10世紀頃にはその機能が急速に低下していった様子が、一町田遺跡等で検出された大溝の発掘調査によって確認されている（鈴木他、1981）。もちろん、吉田林地区の水田については、この付近の湧水等を併せて灌漑されてい

たことも予想すべきであるとはいえ、古代的な灌漑系統の流末に位置するこの区域は、八幡山地区の水田の荒廃に先立って、いち早く荒廃していったことが予想される（註7）。ちなみに、この“金屋大溝”等の用排水系統の衰退の後に、「猿楽堰」の設置にかかる灌漑系統に置換されたと推定されることも、この間の灌漑や再開発の推移の過程を考える上では注意しておく必要があり、これによって吉田林地区の一部が再開墾されたことが予想し得るであろう。

#### 中世の開発

また、この吉田林区域の中世における開発の問題を考える上では、この調査地区の上流部の湧水点付近に位置する先に見た女池遺跡（恋河内、2001）の中世前半期の遺構群や中世陶器等の出土、および字「堀ノ内」という地名が残されている問題についての積極的な捉え返しが必要であろう（註8）。ここでは、吉田林地区内に「猿楽堰」の設置による再開墾の区域を含んでいると推定し得ることを積極的に評価し、中世初期のこれらの区域もまた「児玉庄」の一部を構成する区域であったと推定しておきたい。ちなみに、現在の児玉町内の大字には、児玉党系の「氏」名をもつものが多い。吉田林は、この周辺の大字が児玉党系の「氏」名と対応するのに対して、これに相当していないことは注意しておくべき点である。おそらく、現在の吉田林の区域は中世初期においては、独立した児玉党系の「氏」を擁する区域ではなく、おそらく八幡山地区と一体をなす「児玉庄」の中核区域として、「庄氏」の領有する区域内に含まれていた可能性がある（註9）。

「吉田林」という地名は、仮に「北林」を好字に置き換えたものとするならば、おおむね八幡山の北方にあることも理解し得るであろう。しかし、この点については推測の域を出るものではなく、また「吉田」は、「きつた」ないしは「きちた」という読みの可能性もあるところから、異なった推定も可能である。したがって、これらの点については今後の検討が必要であるといつてよい。ともあれ、「吉田林」という地名の出現は、現在までのところ中世以前には遡りえず、これらの水田等の荒廃以降に生じた地名である可能性を検討しておくべきであろう。

#### 中世の水路

調査区の西側に位置する現行の水路（4号溝状遺構：SD4）は、この区域の東西の排水路に相当するものであり、この水路の東側には、低地帯の埋没完了後の勾配に基づく地形に対応するものである。検出された3号溝状遺構（SD3）は、この現行の水路に比較的近い流路をとっているところから、これに先行する水路と考えることが可能であろう。しかし、この両者が同一路線の掘り直しではなく、別の水路を構成していることは、この溝状遺構が廃絶され、一定の荒廃期間を挟んで再開墾された可能性を示すものである。おそらく今日の溜池灌漑区域に相当する水田は、少なくとも中世の末期にはその大半が荒廃

していたことが、後の近世初期の新田開発の存在やこのような水路の廃絶等から予想されるところである。したがって、先の浅間山系B軽石を含まない水路(S D 3)は、近世初期の新田開発にかかる水路ないしは、これ以前の開発にかかるものと見做すことができるが、近世において地割の変更を伴うような水田の荒廃は認めにくいところから、中世の開鑿にかかるものと考えてよいであろう。このように考えるならば、この溝状遺構の機能していた時期においては、すでに東側の低地帯は埋没し、現状の地形に近い状態へと推移していた可能性が高い。また、この水路の路線から考えるならば、「猿棄堰」系統の用水に関わる一定期間機能した水路と推定することも可能であり、近世の水路に先行する類似した地割の存在も想起させるものである。

しかし、極めて概念的に捉えるならば、これらの流路は、先の低地帯や溝状遺構の流路と比較的近い路線であると考えられることにも注意しておく必要がある。つまり、地形に規定されながら、これに沿って次々と水路が開鑿され、その累積の過程が当該区域の変遷過程であったことを推定することができる。ちなみに、調査区域に近接する地区においては、生活遺構等は検出されておらず、生活地区としてではなく生産に関わる地区としての状態が長らく継続しているところに当該調査区域の特徴があると考えてよいであろう。

#### 吉田林の開発

今回の調査においても、この吉田林の比較的広大な区域が、開発されて行く過程を垣間見ることができるが、この区域に古代以来、断続的に人の手が加わっていることは明らかであるとはいえ、安定した基幹的な水路や安定した耕地という形態を想定することは難しく、おそらくこのような区域に近接する、その外延を構成するような土地であったと考えることができる。おそらく、これらの土地が、比較的安定した今日のような水田の景観を構成するようになるのは、近世初期の新田開発を待たねばならなかったであろう。しかし、先に見たように、中世においては、近世の用水路に先行する地形に沿った水路が検出され、これが一定期間荒廃していた様子を垣間見ることができることにも注意しておくべきであろう。このような荒廃は、用水の確保が充分ではなく、耕地に不安定な部分があったためと推定することもできるが、中世後半期においては、今日的な景観に漸近する、今日の水田耕地の先行形態が想定されるべきなのであろう。

ちなみに、現在の吉田林集落の北東(字「東組」の北側)に位置する宮田遺跡(恋河内、1996)では、鬼高期の竪穴住居跡や、中世と推定される掘立柱建物跡等が検出されており、この区域の土地利用形態には幾度かの変化があったことを確認することができる。少なくとも、この区域の水田としての利用には、一定の断絶期があったことが推定し得るところから、近年の形態にみられる水

田の開発は、掘立柱建物の廃絶後の中世のある時期以降であることは明らかである。また、その形成時期や性格の詳細については不明な点が多いとはいえ、この調査区域に隣接する字「西組」あるいは字「東組」に、一町四方に近い方形の地割が存在していることにも注意しておくべきであろう（註10）。なお、この字「西組」の北側に接して、字「宇知手」が所在していることにも注目しておきたい。ともあれ、これらの地割にかかる字名は、近世のものと推定し得るところから、近世の「吉田林村」の変化を含めて考えていかなければならない点であるといつてよいであろう。

### 3. 近世吉田林村の水田と灌漑

「吉田林村」は、江戸初期の寛永期以来、明治維新に至るまで旗本菅沼氏の知行地であった（註11）。近世「吉田林村」においては、中世末以来の土豪的農民と推定される「山口庄右衛門」が名主を代々つとめていると考えることができるが、この「庄右衛門」が慶長14年（1609）に、155石余の新田開発を行い新百姓20人を取立てたことが知られている。この開発は、その水田の主体がその開田面積等から先の溜池灌漑区域に相当するものと推定されるところから、江戸初期においてこの「庄右衛門」は相当な経済力と一定の権力をもっていたことが解る（註12）。なお、元和4年（1618）の検地帳においては、この「庄右衛門分」の分附百姓18名が記載され、その大半が五反以下の「小百姓」的な従属性の強い農民層であったと推定されている。吉田林村には、「宗門人別帳」や「村明細帳」等の史料が残されていないため、村況が明らかでない部分が多いが、根岸篤太郎氏の分析されたような検地帳に記載された氏や名の分析検討をさらに推し進める必要がある。

#### 社会的構成

根岸氏は、この検地帳に「高橋」や「せき口」等の氏または氏らしい記載のある者と、「玄蕃」、「将監」、「図書」、「織部」、「掃部」等の武士的な名で登録されている者に注目され、これらの者が中世以来の土豪的な性格を帯びた者達ではなく、少なくとも村内での有力な階層ではあり得ないことを示された（根岸、1985）。このなかでも、「かぢ」と肩書きされた「図書」、「将監」という武士的な名で記載されている者がいることに注意され、村内の鍛冶職と推定されていることに注目すべきである。また、先の「庄右衛門分」の「分附百姓」にも「玄蕃」、「織部」等を含んでいることに注意すべきであろう。言い換えると、この武士的な記載の百姓は必ずしも村内での有力な地位をもってはならず、その内部には、単に耕地の保有面積の少ない零細農民ばかりではなく、農業を主たる生業としない所謂「手工業者」等を含んでいることは注目しておくべき点である。

ちなみに、この近世初期以来代々名主を勤めた「山口氏」の居宅は、調査区の東側にあたる字「西組」に位置し、「山口氏」の氏神とされる稲荷祠が居宅の西隅の位置に今も祀られている。また、「山口氏」の居宅の南側に接して「蔵屋敷」があり、その門前に高札場が位置していた。一方、近世の「吉田林村」を考える上では、享保年間（1716～1736年）以降、山口家と共に代々名主をつとめてきた「金兵衛」と「弥一右衛門」等を称する「峰岸氏」の存在にも注目しておくべきであろう。この江戸中期以降しばしば名主を勤めたとされる「峰岸氏」の居宅は、字「東組」に位置しており、その南に「西養寺」がある。

#### 西 養 寺

「吉田林村」においても近世に何度かの年貢減免についての動きがあったことが知られている。そのうちでも、慶応元年（1865年）の年貢減免の動きについては、村内の「西養寺」で全村の百姓が談合し、村方へ願い出ているが、この件で元名主の「金兵衛」および百姓の代表のうち二名の処罰をめぐって紛糾した。この騒動は、翌年まで続き、何者かの高札場への張り紙によって百姓内部の分裂の要因が働いていたことが確認されている。なお、この「徒党」が分裂した要因について、根岸篤太郎氏はその具体的な要因等を示されていないが、名主と元名主という関係に現れた何らかの村政問題を含んでいたと推定されている。おそらく、このようなひとつの村の内部においても多様な確執が存在していたのであろう。ちなみに、先の「徒党」の件に関して、「西養寺」において百姓等の集まりがしばしば認められるようであり、村のひとつの集会の場として位置づけられていたことが解る。

#### 吉田林村の灌漑

なお、近世「吉田林村」は、灌漑系統において、先に見たような九郷用水灌漑区域と溜池灌漑区域という、それぞれに固有の歴史性を帯びた二つの水利系統による二重の共同性が形成されており、この地区の地域社会を捉える上では注意しておくべき点であると思われる。吉田林村の中核的な水田は、集落の北側を中心とする「地藏堀」（大堀）までの間の、条里形地割の比較的明瞭な広大な区域であり、九郷用水灌漑区域である。また、「九郷用水」の水がかり区域に属さない溜池灌漑区域は、主として先に見たように近世初期に「庄右衛門」によって新しく開墾された水田と推定され、吉田林の東側の水田を主とする区域であると推定することができる。もとより、この開田に伴って新しく百姓に取立てられた20名は、当初これらの水田に関わる者達であったと考えることができるであろう。

この吉田林地区の溜池灌漑区域の水田には、正方位に走る畦畔の区画は認められず、概ね北方向に延びる地形に沿った鱗状の地割りが認められ、新田開発の過程の一端を垣間見ることができる。ちなみに、「庄右衛門」によって新しく開墾された水田は、「藤池」・「女池」・「松池」の三つの溜池の設置を前提と



するものであり、吉田林地区の低地帯内の湧水に依存する水源の確保に基づくものであると考えてよいであろう。溜池は、河川あるいは湧水等、その水源による分類が可能であるが、この区域の溜池は溜井と同様に、主として湧水を利用する形態である。しかし、その両者は貯水量によって区分されるものであり、灌漑用水の安定的な供給と相互の灌漑面積には一定の差異があると考えられる（註13）。

また、今回の調査にかかる集落の西側に位置する水田は、溜池灌漑にかかる区域を含むと共に、伝統的な灌漑系統に属する水田に関わると考えられる九郷用水灌漑区域に相当する区域が展開している。これらふたつの灌漑区域は、近世の初期において急速に形成された関係であり、少なくとも中世末期以前においては吉田林地区は、固有の単一的な村落を構成していなかった可能性も検討しておくべきである。ともあれ、このふたつの灌漑区域が、「吉田林村」の日常生活とどのような関連をもっているかは明らかではないが、近世初期以降は、それぞれに異なった共同性を帯びており、相互に何らかの関連性をもった単位を構成する可能性があろう。

#### 灌漑と開発

水稻耕作を中心に据える歴史観についての反省的な捉え返しは、近年の歴史研究のひとつの潮流をなしているようにも見えるが、この吉田林地区の開発と土地利用の形態の累積的な変化の過程をみると、基本的には灌漑水源に乏しい土地であるという点が基層にあり、灌漑用水の確保が可能で水田化の可能な土地は、その極相まで水田化への働きかけが行われているという、明瞭な変化の方向性を看取することができる。この吉田林区域で垣間見た変化の過程は、年周的循環に基づく水利と耕地および地域社会の、反復的再生産のシステムとしての人間生態系の極相形態への歴史的な遷移の過程として捉え返すこともできるであろう。もとより、地域社会における共同性を帯びた関係は、ここで垣間見た水利権とともに、入会地の用益権や祭祀権等を総合的に分析する必要があることはいままでのことである（註14）。ともあれ、「吉田林村」は、固有の歴史性を帯びながらも、近世の村の構成のひとつの形態として捉えることができる可能性があると考えてよい。おそらく、このような体系性を帯びた形態が、近代へと引き継がれている側面が想起されるところから、今後はこれらの諸点についても積極的に検討して行く必要があるであろう。

ともあれ、今日、吉田林地区においても水田を埋め立てて宅地へと地目変更する土地をしばしば認めることができるが、水田面積の拡大の方向性を辿ってきたと見做し得るこの地域の歴史的な変化の過程から見ると、極めて特徴的な歴史的な現象として捉えることもできるであろう。このような過程は、長期間をかけて歴史的に形成されてきた人間生態系としてのシステム内部の急速な

変更であり、これによって伝統的な体系の一部に綻びが生じ、一定の不安定な状態が生じることもまた予想しておくべきであろう。

## まとめ

ここでは吉田林地区を中心とする灌漑系統を基軸に条里施工区域と非条里区域を対比的に捉えたが、本章においては水田と非水田のそれぞれの区域の果たす歴史的な存在形態を鮮明に描き出すことはできなかった。ここで示したものは、児玉地域の主要な灌漑系統である九郷用水灌漑区域の周縁に位置する、条里形水田の縁辺部におけるひとつの変化の様相である。本章で示した内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- ① 児玉条里遺跡堂ノ西地区で検出された溝状の遺構群は、完新世の埋没流路にかかる低地帯の湧水点の周辺を中心に溜井状の施設およびこれに付帯する溝状の施設を掘削した、灌漑用水の確保を目的とした集水施設であると考えることができる。
- ② 児玉地域の古墳時代の灌漑方式は、埋没河道の再掘削による小規模な河川灌漑と、埋没河道や低地帯の掘削による湧水灌漑という二つの灌漑方式を認めることができる。これらは、その灌漑方式に差異はあるものの、埋没河道や谷状の低地帯を再掘削するという帯状の低地地形に依存する共通した開発の方式を採用しており、古墳時代中期以前を中心に実施されている状況が確認される。
- ③ 吉田林地区は、「九郷用水」灌漑区域の周辺部に位置し、児玉条里の縁辺部に相当している。この地区の中核的な水田は、条里形地割の比較的明瞭な「薬師堰」から分水された大規模な河川灌漑としての「九郷用水」灌漑区域である。また、地区の南側は、中世初期「児玉庄」に関わると推定される「猿楽堰」の流末に位置し、独自の水源の確保が困難な区域として中世末期以前においては、固有の単一的な村落を構成していなかった可能性がある。
- ④ 近世の「吉田林村」においては、中世末以来の土豪的農民と推定される「山口庄右衛門」が、慶長14年に155石余の新田開発を行い新百姓20人を取立てたことが知られているが、この開発は、その水田の開田面積等から「藤池」・「女池」・「松池」の三つの溜池の設置を前提とするものと推定することができる。この開田に伴って新しく百姓に取立てられた20名は、これらの水田に関わる者達であったと考えることができる。
- ⑤ 近世「吉田林村」は、灌漑系統において、「九郷用水」灌漑区域と溜池灌漑区域という、それぞれに固有の歴史性を帯びた二つの水利系統による二

重の共同性が形成されており、年周的循環に基づく水利と耕地および地域社会の、反復的再生産のシステムとしての人間生態系の極相形態への歴史的な遷移の累積の過程が多重に刻印されたものとして捉え返すことが可能である。

- ⑥ 吉田林地区の開発と土地利用の形態の累積的な変化の過程から考えると、第一にこの区域が基本的には灌漑水源に乏しい土地であるという点が基層にあり、灌漑用水の確保が可能で水田化の可能な土地においては、その時期における極相まで水田化への働きかけが行われているという、明瞭な変化の方向性を看取することができる。

#### 土地利用の基層

このように見玉条里の縁辺部である吉田林区域は、断続的に灌漑用水の確保のための湧水の利用形態の変遷を認めることができる。灌漑にかかる小河川から離れ、開墾当初より「九郷用水」の灌漑計画区域の外部に位置していると推定される吉田林地区の南側の標高と、「九郷用水」の流末に位置するというこの区域の位置が、この区域の開発の歴史の基層に横たわっていると考えることができるであろう。見玉地域における低地帯の土地利用形態のひとつのあり方としての湧水源を利用する灌漑区域と、「九郷用水」による灌漑区域という、二つの形態の灌漑区域をもっていることが近世以降の吉田林地区の歴史的推移のひとつの規定要因となっている。灌漑を伴う開発形態は、伝統の基層に土地の勾配という自然的な地形が横たわっており、この勾配を前提に灌漑用水が設置されているのである。この地域においても、微地形の改変はしばしば認め得るところであるが、地形そのものを改変することはなく、これらが人間生態系の基層を構成し、長期的に維持されるシステムの基底的な枠組みを形成しているのである。

#### 今後の課題

本章で垣間見たような小地域における変化は、地域社会を一方向から照射する側面があるとはいえ、このような小さな区域の水田や灌漑を中心とした記述の点綴によっては前近代の村落社会を照らし出すことは難しいであろう。しかし、従来より検討してきたように、地域社会の基底を構成するものは、共同性に基づく組織の拘束力であり、用水の確保の問題は水田地帯を規定する相互性に基づく枠組みとしての井堰灌漑体系に関わる、沈黙の枠組みを構成しているのである。言い換えれば、吉田林における近世初期に形成されたと推定される溜池灌漑区域もまた、体系的灌漑系統である「九郷用水」地区とは別の固有の体系性を帯びており、これらもまた、継続的に維持管理されることによって水田が維持されていることから、持続的なひとつの拘束力として機能していた可能性があるであろう。「歴史」は、変化であると同時に継続性の把握にもその視点が

必要であることはいうまでもないことである。これらの人間生態系としての土地と社会的な関係にかかわる諸点については、今後の地域研究のひとつの課題として機会を見て随時とり上げてゆきたい。

いま、「吉田林」地区は、ふたつの国道（254号と462号）が交差しているところから、前近代以来残されてきた景観が急速に失われつつある。本書もまた、地域の変化を捉える上では、極めてささやかな記録ではあるが、かかる変化もまた歴史的变化の一断面として捉えるならば、このような暫定的な調査報告も、一定の存在意義があるものと考えられるであろう。（鈴木徳雄）

#### 註

- (1) 児玉条里遺跡に関わる諸問題については、既刊の報文等（鈴木、1996・1998・2000）で論じている。本章で示すものは、これらの既刊の報文中で述べたものと同一の問題系の内部に留まるものであり、これらの欠を補填するものであるとはいえ、条里の縁辺や外縁部に関わる歴史的な意義についての分析を試みるものである。
- (2) 後張遺跡については、既刊の報告（立石、1982・1983）のほか、児玉町遺跡調査会で実施したC地点（調査担当・恋河内昭彦）、D地点（調査担当・平田重之）、E地点（調査担当・小宮山克己）の調査で、それぞれ埋没河道が検出されている。
- (3) 秋山諏訪平遺跡（調査担当・松澤浩一）、秋山大町遺跡（調査担当・恋河内昭彦他）で、それぞれ溜井が検出されている。
- (4) 本書第Ⅱ章の（註2）を参照。これらの時期における吉田林地区は、複数の溜井等の個別の水源によって、個別に開墾された水田が灌漑されるような景観が想起されるであろう。
- (5) ここで、「九郷用水」の開墾当初の灌漑計画について、分水堰と灌漑すべき耕地の標高に即して概観しておこう。「九郷用水」は、分水される「薬師堰」付近の標高である標高約90m以下の土地の灌漑を目的に計画された可能性を推定することが可能であり、これらが条里形地割を認めることができる区域と概ね一致していることは注意すべき点である。ちなみに、調査区付近の標高は約88m前後であり「薬師堰」の分水点の標高よりも低位にあるとはいえ、八幡山北田地区付近の標高がすでに約85m程であり、吉田林区域の南半が「九郷用水」で灌漑し得る終端の区域に相当していることが解る。したがって、吉田林南半の区域や東側の区域は、開墾計画の当初より「九郷用水」灌漑区域の外部に位置していたと考えることができるであろう。なお、中世初期に設置されたと推定される「猿楽堰」の標高が約95mであり、この設置によって「九郷用水」による八幡山区域をはじめとする水田の灌漑が可能となったものと考えられる。

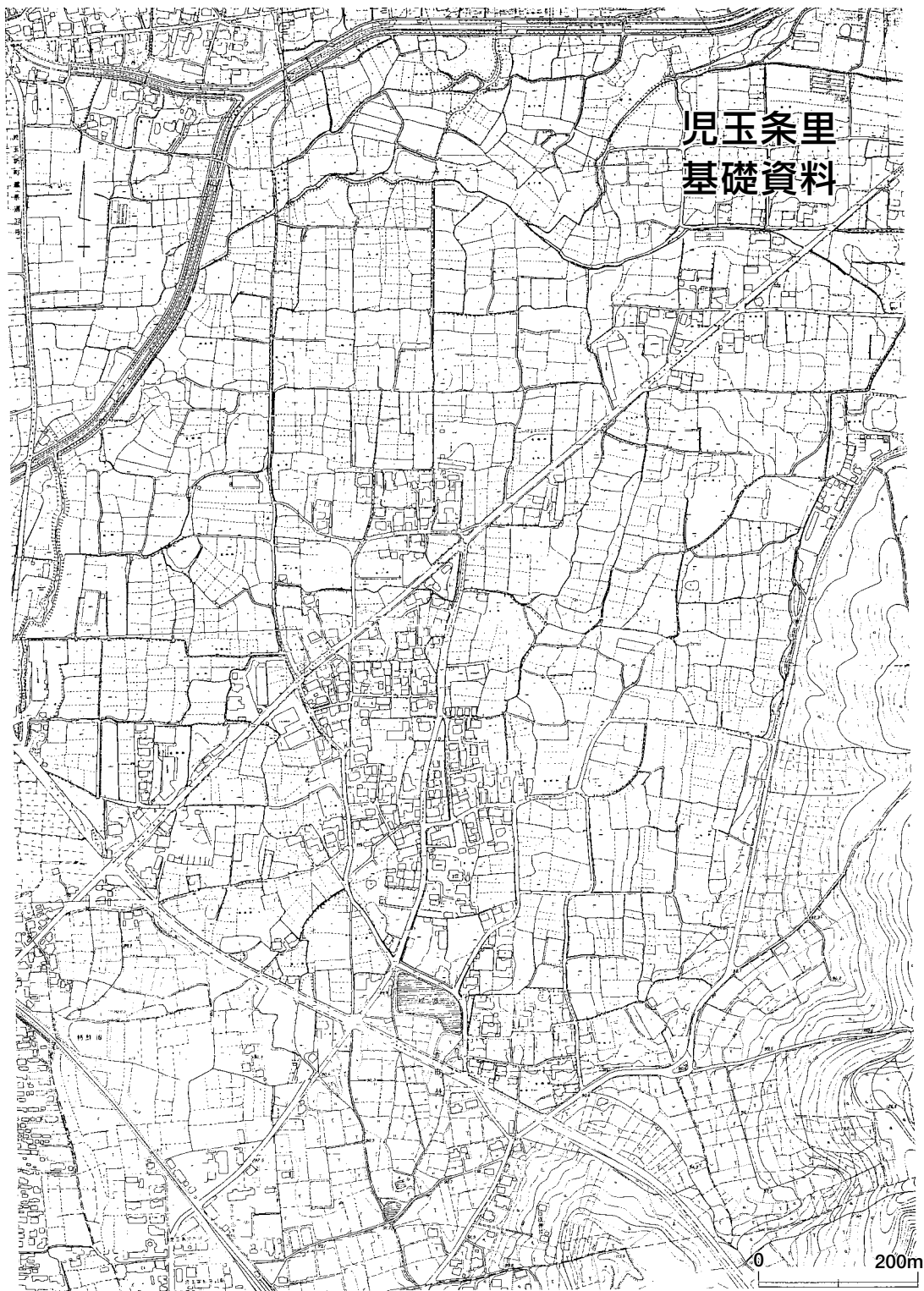
なお、「九郷用水」灌漑区域にかかる条里遺跡等については、ここで検討する「児玉条里遺跡」（鈴木、1998・2000ほか）のほか、「今井条里遺跡」（岩田、1998）の調査成果が注目される。また、近年「九郷用水」の流末に位置する「四方田条里遺跡」（利根川、1999）や「男堀川条里型地割」についての紹介（増田、2002）等があり、今後の「九郷用水」系全体におよぶ体系的な分析の前提が準備されつつある。
- (6) 一町田遺跡（鈴木他、1981）で検出された“金屋大溝”や十二天遺跡（鈴木他、1981）で検出された“田端大溝”等の開墾や廃絶と、「猿楽堰」の設置に関わる再開墾等の問題については、幾つかの報文中（鈴木、2000他）で述べたところがある。
- (7) 八幡山地区の条里水田の荒廃については、幾つかの報文中（鈴木、2000他）で述べたところであるが、丘陵部の開発に伴って先の“金屋大溝”や“田端大溝”等の水源が枯渇する過程を想定し得るであろう。
- (8) 本書第Ⅱ章の（註1）を参照。なお、女池遺跡A地点では、中世前半期の屋敷跡と推定しうる遺構群が検出されている。

- (9) 吉田林区域が庄氏の領域の一部を構成していたという推定については、(鈴木、2000)で述べたところがある。またこのほか、(野口、1997)の推定がある。
- (10) この方形の地割については、所謂「方形館」である可能性もあるが、現況の地割り等からその性格を把握することは難しい。しかし、現状の形態から曲輪の重複するような傾向を読みとることができる点や、吉田林地内においては、中世初期において「九郷用水」の水利権に関わる神祇として勧請されたと推定される金鑽神社が存在していない点に注目するならば、これらは中世初期の方形館ではなく、中世後半期の土豪的な領主層の居館に伴う地割である可能性があろう。なお、この地域における方形館の成立の問題等については、(鈴木、1995)に触れたところがある。
- (11) 本章の近世の「吉田林村」の記述については、根岸篤太郎氏の分析(根岸、1985)を基礎とするものである。なお、吉田林村の検地帳については史料集等に収録されていないが、児玉町史編さん室の複写を参考にした。また、吉田林村の新田開発については長谷川典明氏の分析(長谷川、1989)があり、村内の現況については本田豊氏のご教示を得ることができた。なお、旧稿(鈴木、2000)において、近世初期の新田開発にかかる区域を溜池灌漑区域に相当するものと推定した。本章は、この旧稿を補足するものである。
- (12) 吉田林の集落からやや離れた北方の水田中に、字「毛無し」があり、この「毛無し屋敷」の存在が確認されている(恋河内、1995)。この「毛無し屋敷」については、県営圃場整備に伴って、その一部の発掘調査が実施されており、中世後半～近世前半期にかけての一辺約60mの方形に堀をめぐらせた屋敷跡の遺構と推定されている。この「毛無し屋敷」は、代官小菅氏の後室が剃髪して居住した居宅であるという伝承をもっており、その小字名の由来となっている。山口家文書の「旧記写」にもこの件に関わる記述があり、おそらく、この「毛無し屋敷」は、慶長12年に設置したとされる幕府代官小菅又八郎の陣屋であったと推定することも可能であり、その後「庄右衛門」が村内に引き取ったとされる後室が居住したのとも思われるが、具体的な年代を含めその詳細は不明である。なお、この土地は、天保年間には村請けとなっており、少なくともこれ以前には廃絶したことが推定されるが、発掘調査による遺構の推定時期の下限とも矛盾しない。なお、明治2年の村絵図においては、この土地は山口氏の所有となっている。
- (13) この区域の湧水量と溜池の貯水量は必ずしも多いものではなく、天水の少ない年においては作付けにも困難が伴う水田があったと考えることができる。この村の下田のうち二町八畝余が、「郷末水届兼田方捨」という用水の不足により水田が畑地へと切り替わる扱いの土地を含んでいることに注意しておくべきであろう。ちなみに、児玉町指定民俗文化財である吉田林の獅子舞は、文政9年(1826)頃から行われているとされ、旱魃時の雨乞いを契機に実施されるようになったという伝承をもっている(飯塚、1995)。このような獅子舞等の儀礼的行為も、人間生態系に関わる制禦系の年周的な反復的な行為として捉え返すこともできるであろう。
- (14) 水利権と祭祀権の問題については(鈴木、1984・2000他)、入会地の用益権については(鈴木、2002)等で触れたところがある。また、伝統的地域の社会的関係について考える上では血縁関係や姻戚関係等を併せて検討すべきであろうが、これらの諸点については資料的な制約があり極めて困難な課題であると思われる。

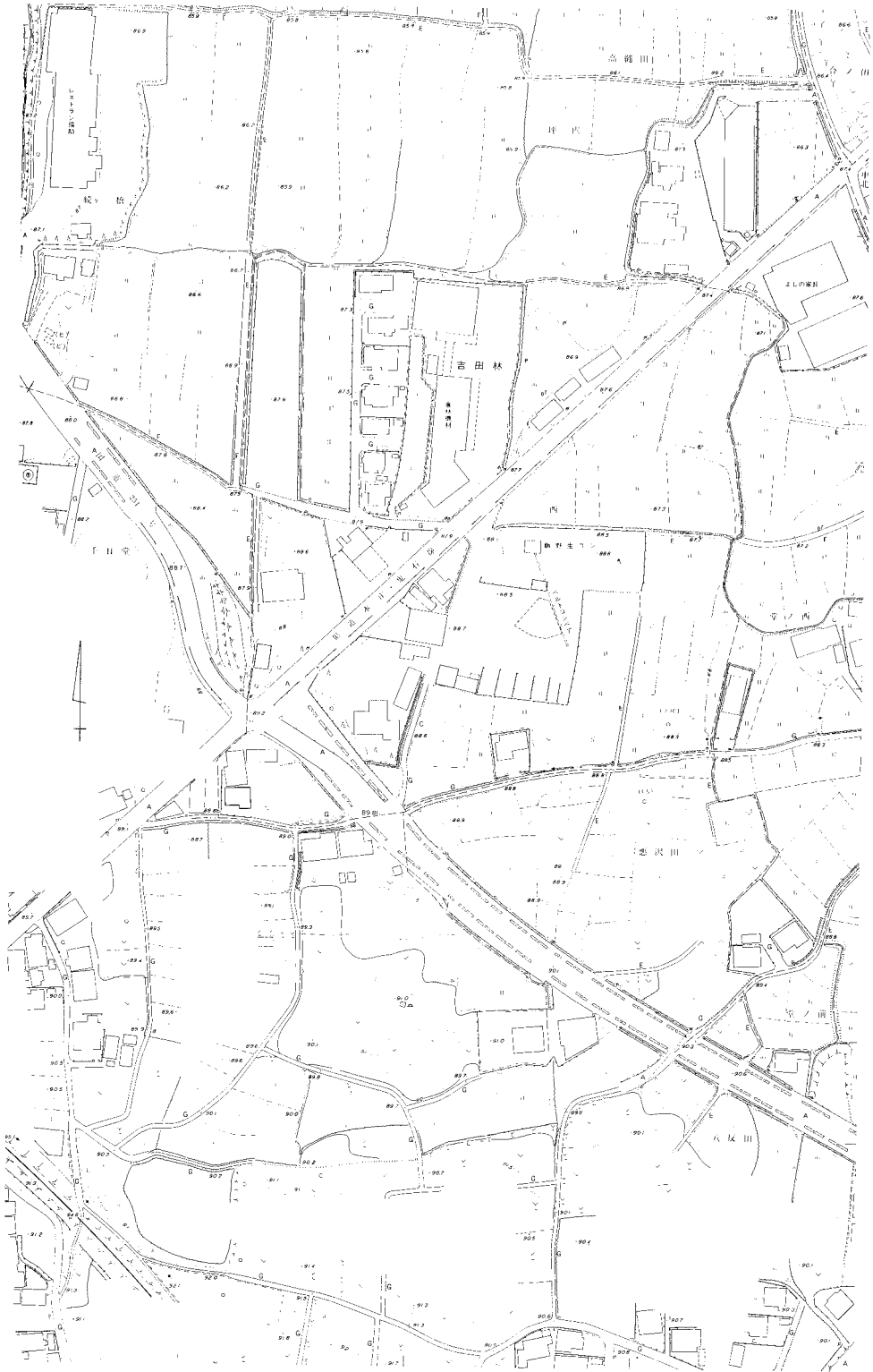
## 引用・参考文献

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 飯塚 好 | (1995) | 『祭りと民俗芸能』『児玉町史民俗編』児玉町教育委員会他                    |
| 井上慎也 | (2002) | 『縄文時代の石器』『塚本山古墳群(第3次調査)―雷電山地区―』児玉町遺跡調査会報告書第12集 |
| 岩田明広 | (1998) | 『今井条里遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第192集                  |

- 大熊季広 (1999) 「金佐奈遺跡の古代景観の変遷」『金佐奈遺跡Ⅱ－B地点の調査－』  
児玉町文化財調査報告書第33集
- 金子彰男 他 (1995) 『真下境西・反り町・八荒神北・八荒神南遺跡』  
神川町教育委員会文化財調査報告書第12集
- 恋河内昭彦 (1995) 『飯玉東Ⅱ・高縄田・樋越・梅沢Ⅱ・東牧西分・鶴蒔・毛無し屋敷・石橋』児玉町文化財調査報告書第17集
- 恋河内昭彦 (1996) 『辻堂Ⅱ・南街道・宮田遺跡』児玉町文化財調査報告書第20集
- 恋河内昭彦 (1997) 『城の内・日延・東田・浅見境北遺跡』  
児玉町文化財調査報告書第23集
- 恋河内昭彦 (1999) 『雷電下Ⅲ・南ノ前遺跡』児玉町文化財調査報告書第32集
- 恋河内昭彦 (2001) 『女池遺跡（B・D地点の調査）』児玉町文化財調査報告書第35集
- 駒宮史朗他 (1977) 『御林下遺跡』埼玉県遺跡発掘調査報告書第13集
- 鈴木徳雄 (1984) 「古代児玉郡における土地利用と村落の変貌」『阿知越遺跡Ⅱ』  
児玉町文化財調査報告書第4集
- 鈴木徳雄 (1995) 「古代児玉郡の土地利用と方形館の成立」『堀向・藤塚・柿島・内手・児玉条里遺跡』児玉町文化財調査報告書第18集
- 鈴木徳雄 (1996) 「古代北武蔵の開発と集落」『月刊文化財』11月号 No.398
- 鈴木徳雄 (1997) 「古代北武蔵の土地利用と集落」『日本歴史』9月号第592号
- 鈴木徳雄 (1998 a) 「古代北武蔵における灌漑と土地利用」『治水・利水遺跡を考える』  
第7回 東日本埋蔵文化財研究会
- 鈴木徳雄 (1998 b) 「児玉条里の形成と継続」『児玉条里遺跡－児玉北部地区－』  
児玉町文化財調査報告書第28集
- 鈴木徳雄 (2000 a) 「児玉条里と地域社会の変化」『児玉条里遺跡－八幡山北田地区－』  
児玉町遺跡調査会報告書第9集
- 鈴木徳雄 (2000 b) 「児玉条里と地域的景観の形成」『児玉条里遺跡－九郷地区－』  
児玉町文化財調査報告書第34集
- 鈴木徳雄 (2002) 「児玉郡における丘陵部の開発とその地位」『塚本山古墳群（第3次）  
－雷電山地区－』児玉町遺跡調査会報告書第12集
- 鈴木徳雄他 (1981) 『金屋遺跡群』児玉町文化財調査報告書第2集
- 鈴木徳雄他 (1983) 『阿知越遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書第3集
- 鈴木徳雄他 (1984) 『阿知越遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第4集
- 鈴木徳雄他 (1997) 『将監塚東・平塚・藤塚遺跡』児玉町文化財調査報告書第26集
- 瀧瀬芳之他 (1997) 『今井川越田遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第191集
- 立石盛詞他 (1982) 『後張Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第15集
- 立石盛詞他 (1983) 『後張Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第26集
- 利根川章彦 (1998) 『御林下遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第223集
- 利根川章彦 (1999) 『西富田・四方田条里遺跡』  
埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第224集
- 根岸篤太郎 (1983) 『武蔵國児玉郡吉田林村諸家文書』児玉町史料調査報告第8集
- 根岸篤太郎 (1985) 「近世吉田林村の構造と動向」『武蔵國児玉郡吉田林村諸家文書』  
児玉町史料調査報告第8集（解説）
- 野口泰宣 (1997) 「中世における共和地区の様相」『城の内・日延・東田・浅見境北遺跡』  
児玉町文化財調査報告書第23集
- 野口泰宣 (1998) 「共和地区の郷村と中世館跡」『向田A・向田B・壱丁田遺跡』  
児玉町文化財調査報告書第27集
- 長谷川典明 (1989) 「九郷用水について」『九郷用水関係資料集』  
児玉町史料調査報告第12集
- 藤川繁彦・水野敏典 (1995) 「塚本山古墳群84・85年度調査報告」『史観』  
第133冊 早稲田大学史学会
- 増田一裕 (2002) 「消滅した男堀川条里型地割について」『土曜考古』第26号
- 余語琢磨・清喜裕二・宮里修 (1998) 「塚本山古墳群再考」『文学研究科紀要』第44輯第4分冊  
早稲田大学大学院



第28図



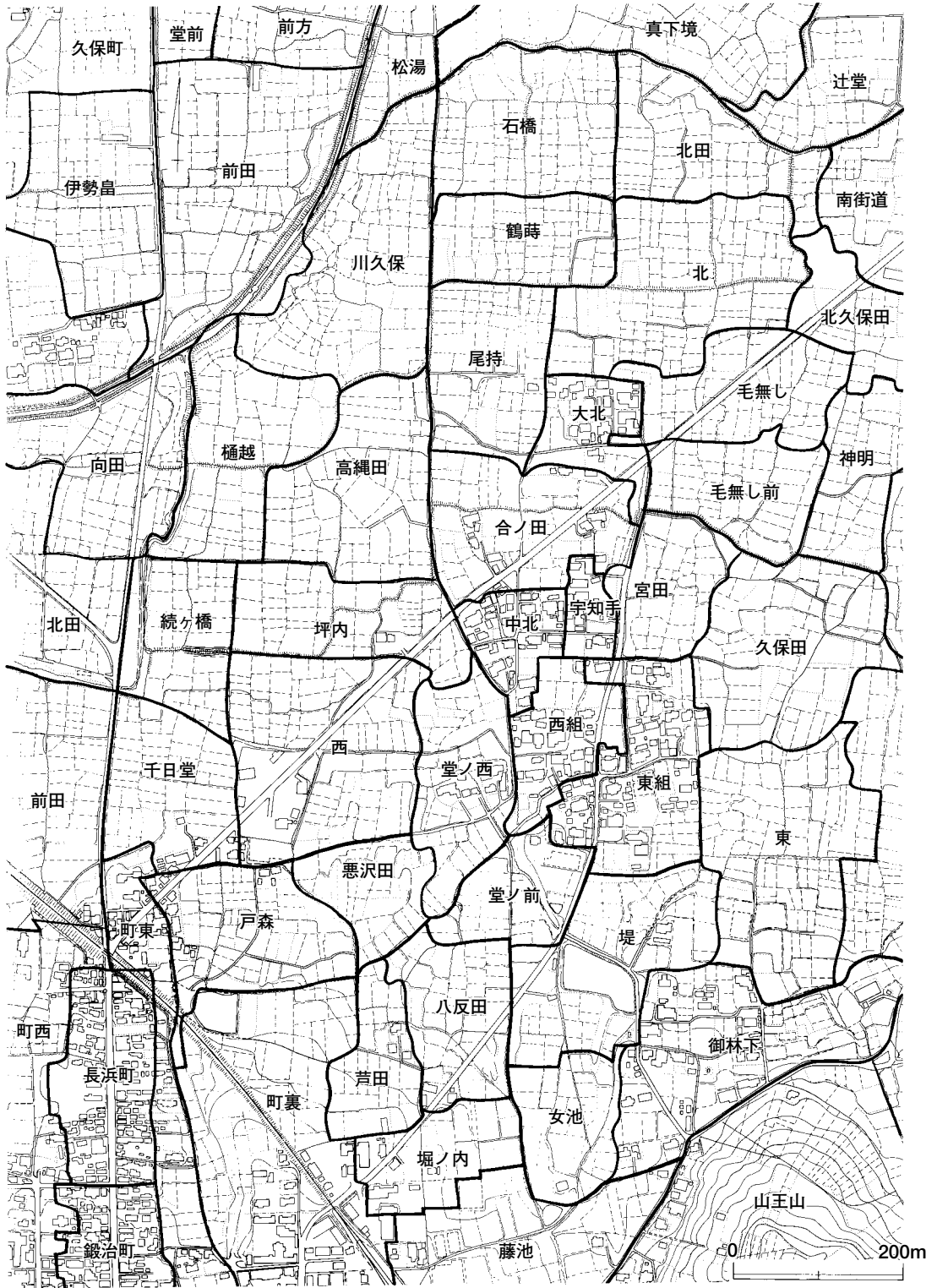




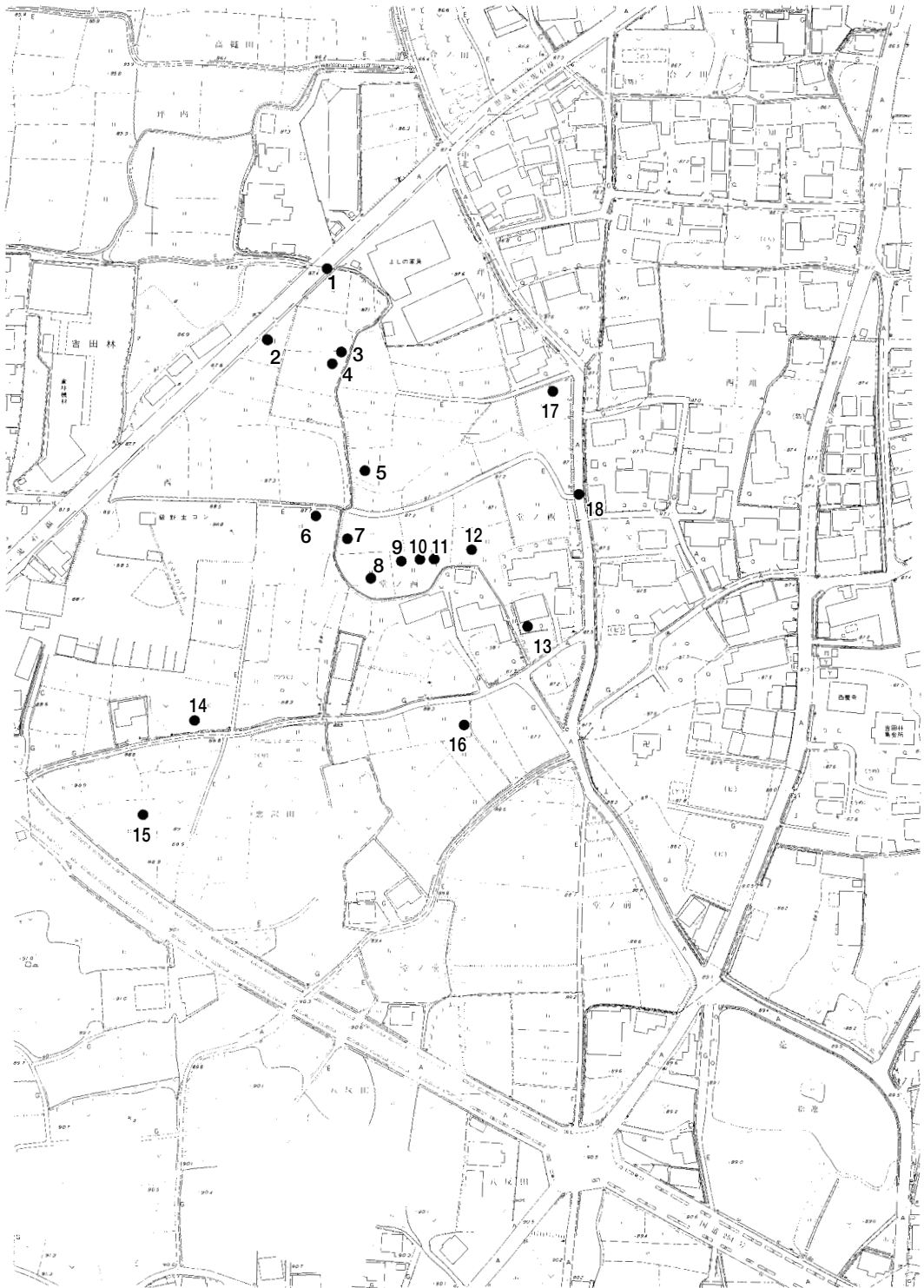
基图1 児五条里遺跡平面图



基图2 灌溉系統図



基図3 字切り地形図



現況写真撮影位置

# 图 版



1



2



3



図版 2

4



5



6



7



8



9





図版 4

10



11



12



13



14



15



図版 6

16



17



18





堂ノ西地区Ⅰ区全景（北より）

図版 8



1. 堂ノ西地区Ⅰ区全景



2. 堂ノ西地区Ⅰ区全景



1. 堂ノ西地区Ⅰ区全景



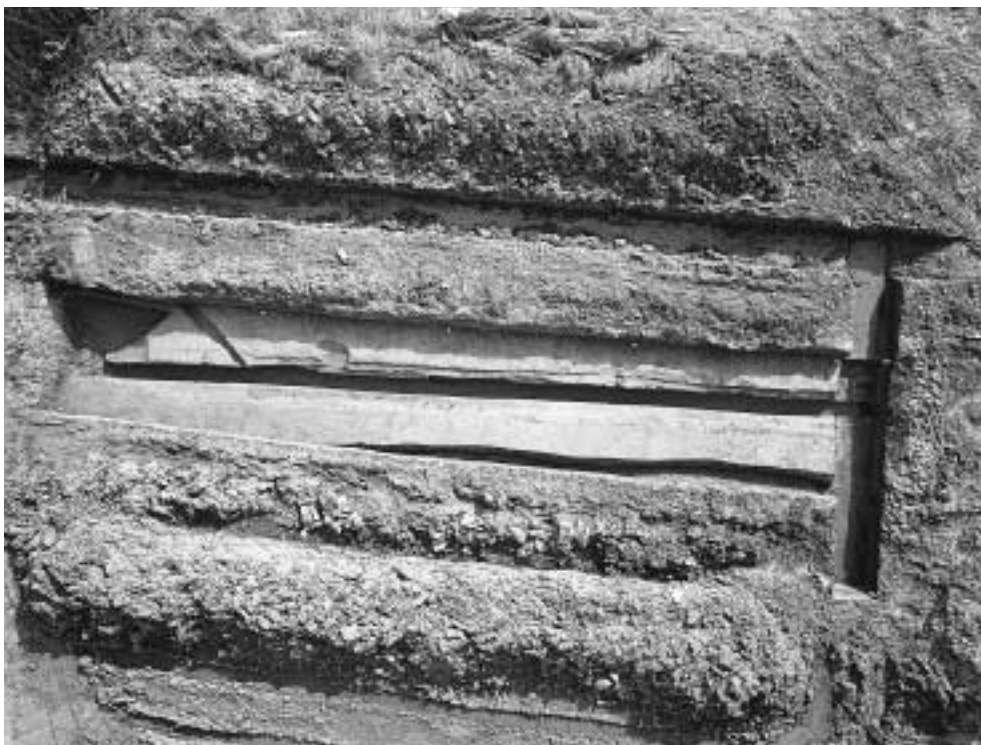
2. 堂ノ西地区Ⅰ区全景



1. 堂ノ西地区ⅡB・C区全景



2. 堂ノ西地区ⅡB・C区全景



1. 堂ノ西地区ⅡA区全景



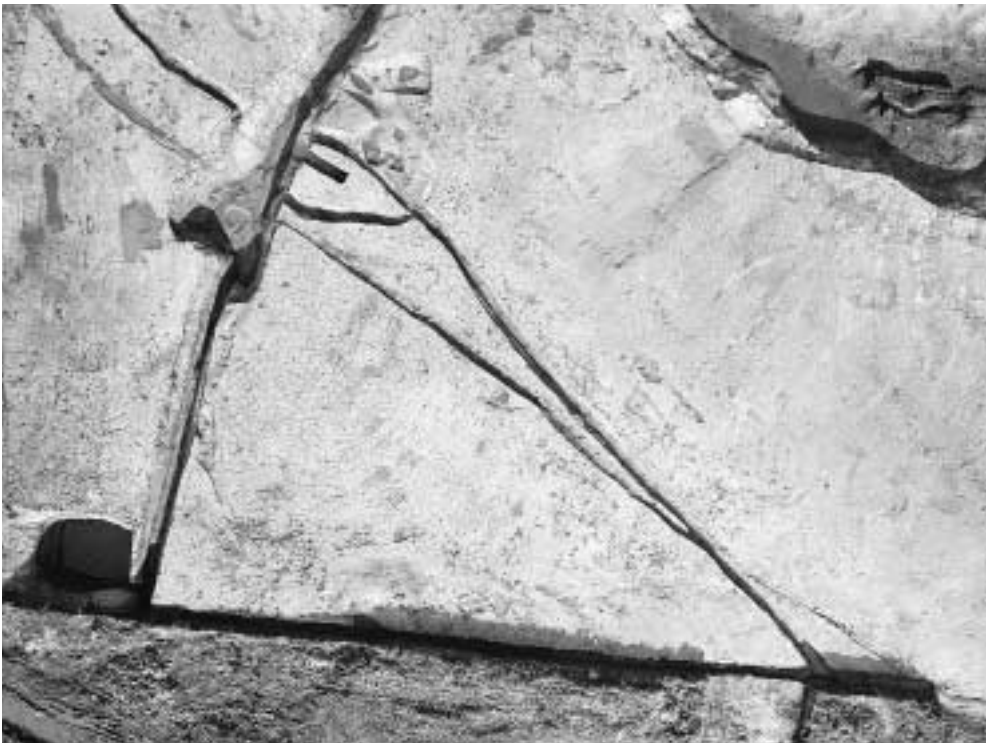
2. 堂ノ西地区ⅡC区埋没谷D



图版12



1. 1号沟状遗構



2. 3·4号沟状遺構



1. 1号沟状遺構



2. 1号沟状遺構

図版14



1. 1号溝状遺構断面



2. 1号溝状遺構



1. 1号溝状遺構



2. 1号溝状遺構

図版16



1. 溜井状施設 4



2. 2号溝状遺構



1. 1号溝状遺構



2. 溜井状施設5



1. 2号溝状遺構断面



2. 2号溝状遺構溜井状施設5付近断面



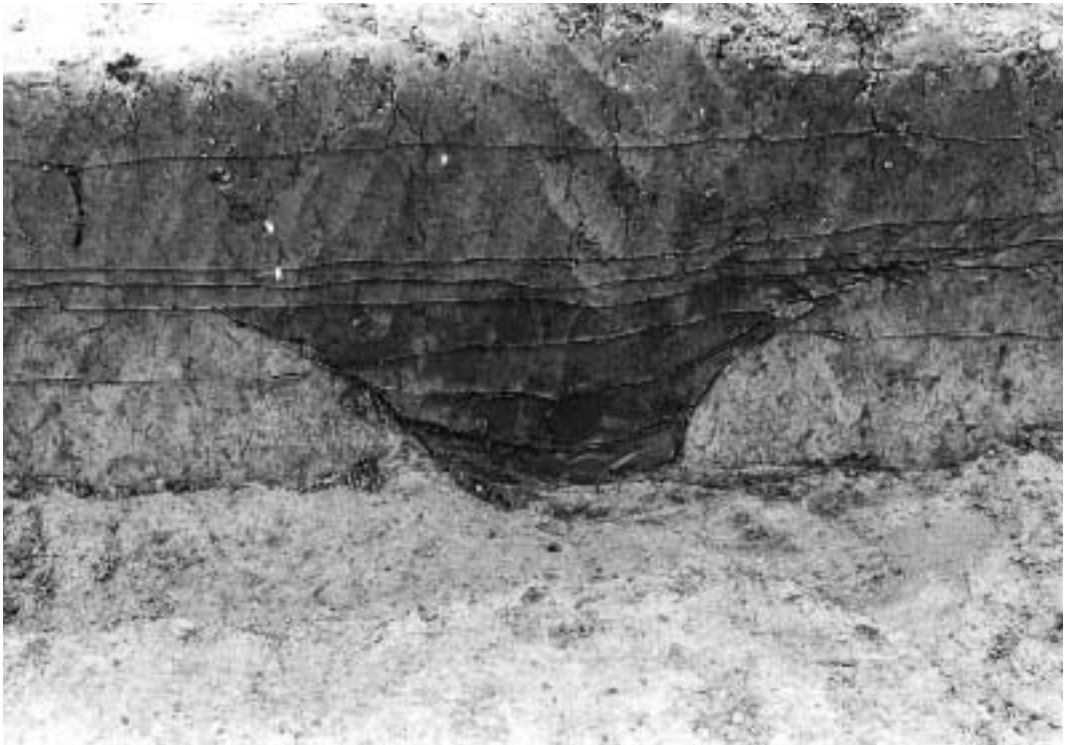
1. 3・4号溝状遺構（南より）



2. 溜井状施設5付近の落ち込み



图版20



1. 3号沟状遗构断面



2. 4号沟状遗构断面



1. II A区全景



2. II A区全景



1. 5・7溝状遺構（ⅡA区）



2. 埋没河川跡および6号溝断面



1. 埋没谷A断面 (I区)



2. 埋没谷B断面 (I区)



1. 埋没谷C検出状態 (ⅡB区)



2. 埋没谷C断面 (ⅡB区)



1. 埋没谷D (ⅡC区・西より)



2. 埋没谷D断面 (ⅡC区)



1. 出土遺物



2. 出土遺物





# 報 告 書 抄 録

フリガナ	コダマジョウリイセキ							
書 名	児玉条里遺跡							
副 書 名	吉田林堂ノ西地区							
シリーズ	児玉町遺跡調査会報告書				巻 次	第15集		
編 著 者	鈴木徳雄							
編集機関	児玉町遺跡調査会							
所 在 地	〒367-0298 埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山386 TEL 0495 (72) 1331							
発 行 日	2003 (平成15) 年 7 月28日							
フリガナ	フリガナ	コード		北緯	東経			
所収遺跡	所在地	市町村	遺跡	。 ’ ”	。 ’ ”	調査期間	調査面積	調査原因
児玉条里遺跡	児玉町大字吉田林字堂ノ西ほか	113824	121	36° 11' 45"	139° 8' 18"	20010823 2001115	3,000㎡	店舗建設 道路建設
所収遺跡	種別	主な年代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
児玉条里遺跡	条里	古墳 ┆ 近世	溝状遺構7条 溜井状施設 5 ほか		土師器片、陶器片 ほか		溜井状施設が検出された	

児玉町遺跡調査会報告書第15集

## 児玉条里遺跡

—吉田林堂ノ西地区—

平成15年7月28日印刷

平成15年7月28日発行

**発行者** 児玉町遺跡調査会  
埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368

**印刷所** たつみ印刷株式会社  
埼玉県深谷市東大沼356